

は二十一歳夫人は僅に十九歳であつたが、邸宅を異にしても同じく江戸に在住する以上、年少の夫人が却つて此の二婦人の機嫌をとらねばならぬ場合となつた。良人の薩摩守はと云へば、是とて二十三歳の青年である上に、謂はゞ永らく地方に埋つて居た田舎者である。然も竹姫繼母子は直ぐ鼻先の江戸城に親里を控へて居るのであるから、夫人の氣苦勞は思ひ遣られるのみならず、良人の薩摩守は隔年に歸國するのであるから、此の間良人の留守を後生大事に守らねばならず、内氣で慎ましやかな彼女は、僅に讀書と和歌と琴とに昵むをせめてもの心遣りとして居たといふ。

寶曆二年九月薩摩守重年は江戸參觀の爲め鹿兒島を出で、東上の途に就いた。十二月江戸に着すると、それ／＼幕府への役務をすました。翌三年春台命を蒙つて暇を賜はり、四月歸國の途に就いたが、これぞ夫人村子の方との永訣とならうとは、神ならぬ身の知る由もない。薩摩守が大阪より海路鹿兒島に入つたのは六月であつた。此の年十二月彼の島津家にとつて忘るべからざる前述の治水工事を、幕府から命じて來たのであつた。

島津家の記録は徒に此の夫人の婦徳を讚美して居るに止まり、何等他に記し

薩摩守江戸參觀と歸國

急逝

忌服中の工事

た事も無いが、夫人は江戸へ來て四年目の寶曆四年閏二月、則ち美濃の治水工事が着工されて間も無く、一藩を擧げて苦心慘澹たるの折柄、あたら妙齡の身を以て竟に逝去したのである。享年僅に二十三歳、訝しいことに一二の記録には、閏二月三日(二日)疾を以て東武芝邸の内寢に卒すとのみあつて、國夫人とあらうものの病報すら一度びも國許へ達せられて居らぬことであるが、國許とても工事の爲め慘澹たる苦心をして居た場合であるから、或は顧みて居られなかつたのもあらうか。

工事伺書 江戸の芝邸に於ては、夫人の忌服中美濃の工事場へ人數を差出して置くことの可否に就て、老中堀田相模守へ伺出たが、追て差圖ある迄人數を差出し置けとの事であつた。閏二月十一日工事場に於て御手傳方から差出した届書に、

薩摩守妻、先頃より病氣に御座候處、養生相叶はず、去る二日死亡致し候。之に依て御場所へ人數差出し候儀堀田相模守様に相伺申候處、追て御差圖成さるべく候、其内は人數差出し置くべき旨仰渡され候由、江戸表役人申越し候。追て何分申越し候節申上ぐべく候。以上。

閏二月十一日

(水行奉行高木新兵衛手記着海記)

一三、薩摩守重年夫人の逝去

一七七

尋で江戸邸から、工事場へ人数差出す事は苦しからざる旨、堀田相模守からの指令を傳へて来た。同月十三日御手傳方よりの届書に、

薩摩守妻死去致し候に付て、御普請場へ人数差出し候儀、堀田相模守様へ相伺ひ置き候處、薩摩守忌内御普請御手傳場所へ人数差出し候儀、苦しからざる旨仰渡され候段、江戸表役人共申越し候。此段御届申上候。以上。

閏二月十三日

(若海記)

薩摩守夫人の逝去は、實に治水難工事の背景に悲劇的一材料を加へたものと謂ふべきである。

一四、悲惨なる最期

第一次工事中の犠牲者

第一期の定式急破御普請は二月二十七日に着手し、閏二月三月四月を経て、五月二十二日に至つて一と先づ中止したが、是は勿論雪融水の爲めと、又農繁期に差懸る爲め、工事が繼續出来ぬからであつた。此の間工事に従事したのは約四ヶ月、百二十日許り、御手傳方の薩摩隼人は、太刀執る身を以て

土工を董督し、朝に星を戴いて出で、夕に月を蹈んで宿に歸るも、疲労を慰する設備も整はず、一汁一菜の粗食に飢渴を凌ぎ、千辛萬苦を嘗めて工事に従事したのであつた。此の第一次應急工事は、之を第二次水行工事の困難に比すれば、比較的容易な工事であつたが、然し本國が殆ど水害皆無の場所である所から、工事に不馴なる薩摩藩士に對して、多大の苦痛を與へたのであつた。殊に考ふべきことは、仕様書によつて工事の指圖をするものは幕府側の有司である。此の指揮者は工事に多年の經驗を有するに反し、被指揮者は全くとは云はれぬが、殆ど無經驗者である。太刀を執つてこそ薩摩隼人の名を誦はるゝものゝ、斯かる技術上の仕事に掛けては手も足も出ないのである。されば工事場の各所に於て間違も起れば、失敗もあつた。或は折角竣成せる工事が出水の爲め破壊せられる事もあり、工事不良の爲め再築を命ぜられる事もあつた。一例を擧ぐれば、三之手に屬する福東輪中海松新田普請場に於ては、「立籠の伏方が宜しくない」といふので、三月廿七日水行奉行高木新兵衛が福東輪中巡視の節、其の伏直しを命じ、同夜同普請役青山喜平次に書面を送つて、是が監督を命じた。翌廿八日青山喜平次から高木家の家來原田嘉左衛門に送つた書翰に據れば、

村繼の手狀今朝相達し、拜見致し候。然れば昨日新兵衛様御儀、西筋御見廻り、海松新田御見分遊ばされ候處、立籠伏方並悪しく不埒に付、伏直し候様仰渡され候趣、今日私見廻り、然るべき様取計らひ申すべき旨、畏み奉り、則ち今朝出懸に海松新田へ罷越し、見分仕り候處、仰せられ候通り、殊の外並悪しく候に付、詰石拔出し伏直し候様申渡し候へども、籠數多く、中々出来兼ね候に付、中にて別して悪しき分五六本少々相直させ、前後取合せ能く直し申付、晝時過まで付き居り申し候て、夫より上筋村々相廻り申し候。所々籠普請に取懸り候に付、前後廻り兼ね申し候。然れども外村々は伏方間違も御座無く候。此段宜しく仰上げられ下さるべく候。以上。

三月廿八日

青山 喜平次

原田 嘉左衛門 様

(蒼海記)

此の立籠伏直しは、普請役の取計ひによつて、重大事に至らずして済んだらしい。是は一例に過ぎないが、かやうな事件は他の普請場に於ても屢々起つたものと想はれる。斯くの如く御手傳方に間違や失敗があれば、指揮者の普請役は容赦無くこれに劍突を喰はせたものであらう。偶には腹を抉るやうな皮肉や、嫌味を云つた事もあつたらう。殊に指揮者は幕府の威を假る旗本であり、御手

傳方は陪臣である。物一つ云はれても、それが角立つて聞えるのは、強ち工事に不馴な御手傳方の僻見のみではあるまい。

大野鐵兵衛の談

大野鐵兵衛の談 是は後日の事であるが、七月四日薩摩守重年が工事場視察の際、大野鐵兵衛が薩摩守隨從の伊勢兵部に語つた所に據れば、幕吏の致方は兎角人足勞力を徒費させること多く、工事も外見の好きを専らにし、多分に冗費がかゝると云つて居る。又御普請役等が權柄を振廻し、御手傳方から意見を申し出ても、之を採用せず、押して云へば却て不利を招くに至ることを指摘して居る。七月十七日伊勢兵部新納内藏から薩摩藩家老義岡相馬・鎌田典膳に宛てた書翰の一節に、

外見の美
冗費多し
普請役の權柄

一、只今迄の御普請仕様に付、存寄り候儀どもはこれ無きやと大野鐵兵衛へ承り候處、如何程もこれ有り候。同役又は檢者等も同前申し候。都べての儀人足手間を込め申す致方に候。然れども何ぞ強にはこれ無く候。見分宜しき様仕立て申すの由に候。夫故御物入多く候。見掛宜しき儀を専に成され候にてはこれ有るまじくやと申し候。御國元にて右の通り致す普請に候はゞ、半分の御入用にて相濟み申すべきかと存じ候場所、段々とこれ有りと申し候。御普請役の衆等權柄にて、中々存寄り候儀ども申し候ても、取揚げこれ無く、申出で候儀も罷成ら

一四、悲惨なる最期

一八一

ざる體にこれ有り候。押して申し候へば、却て御不勝手儀も到來仕るべき模様これ有り候。御普請場へ出勤致す迄にて、人足等にも下知致す事もこれ無くと申し候。

(島津公爵家文書)

最初の犠牲

幕吏と薩摩側との態度が此のやうであつたから、時には兩者の間に衝突を惹起するやうなことも免れ得なかつたであらう。

最初の犠牲 第一次應急工事は、二月下旬から五月下旬まで、僅々四ヶ月で終つたが、此の間の出来事が悲痛切烈で、如何に彼等薩摩隼人を憤慨せしめ、慚憤せしめたかは、早くも四月十四日に永吉惣兵衛音方貞淵の二人をして、同日に自刃せしめたのを始めとし、第二次工事の起工される迄の間にも、悲惨なる幾多の割腹者を出した事實に徴して、之を知ることが出来るのである。

寶曆四年四月十四日	割腹	永吉惣兵衛
同 年同月同日	同	音方貞淵
同 年四月廿二日	同	高木新兵衛家來 内藤十左衛門

以上三名が第一次工事の貴き犠牲者である。當時永吉惣兵衛埋葬に際し、薩摩藩士二宮四郎右衛門から、桑名町海藏寺に差入れた證文に、

證文一札

一札之事



第十圖 桑名海藏寺差入證文一札

松平薩摩守家來永吉惣兵衛、腰物に而致^二怪我^一相果候に付、於^二貴寺^一葬申度段、御頼申入候所、相違無^二御座^一候。右惣兵衛宗旨之儀は代々禪宗、國元にて笑岳寺且那に紛無^二御座^一候。尤向後右惣兵衛儀に付、何様之儀致^二出来^一候共、御寺^二御世話掛申間敷候。爲^二後證^一仍如^レ件

松平薩摩守内

二宮四郎右衛門^印

寶曆四年戊四月十六日

勢州桑名

海藏寺

(海藏寺文書)

當時切支丹宗禁制の世とて、此の如き證文を入れなければ、葬儀を営むことが出

一四 悲惨なる最期

一八三

來なかつたと云ふ。文中「腰物にて怪我致し」の一句は甚だ意味深長であつて、薩摩藩士等が幕府を憚つて割腹した事實を秘し、わざと怪我と認められた心情を想ひ遣らるのである。眞に悲痛の極みと謂ふべきである。

一五、内藤十左衛門割腹の顛末

内藤十左衛門の自殺 四十餘名に上る薩摩藩士が如何なる事情に餘儀無くせられて、斯かる悲惨な最期を遂ぐるに至つたか、僅に口碑に「申譯の爲め」と傳へて居るのみで、正確な記録が一として傳はつて居らぬことは甚だ遺憾とする所であるが、茲に唯獨り信すべき一人の割腹者の聞取書が傳へられて居ることは、暗夜に一道の光明を與へるものと謂ふべきである。それは外ならぬ美濃衆水行奉行たる多良旗本高木新兵衛の家來内藤十左衛門が割腹するに至つた顛末である。

内藤十左衛門は高木新兵衛の臣で、工事中は二之手青木次郎九郎擔當の工區に配屬され、勢州五明輪中内の五明村百姓彦八方に止宿して、鍋田川沿岸、中和泉新田築堤工事に従事して居たが、工事監督不行届の廉を以て、累を主人高木新兵

指上申一札の事

衛に及ぼさんことを恐れ、遂に居腹するに至つたものである。彼は寧ろ薩摩藩士を監督すべき位置に在りながら、斯かる最期を遂げたのは、畢竟するに美濃衆水行奉行等が工事擔當の責を有して居たからで、彼等が單に薩摩側の爲す所を傍觀して居たものではないと云ふことも、此の事實を以て證明し得る譯である。さすがに彼も立派な武士であつた。起工後僅に三ヶ月を経た四月二十一日の拂曉前、止宿の彦八方に於て深く割腹した。斯くと聞いて驚いて駆けつけたのが、宿主の彦八、十左衛門附足輕大嶽善右衛門、及び庄屋彦三郎等の面々で、傍から仔細を聞き糺したが、彼は口を噤んで自殺の譯は一言も告げなかつた。當時の光景はそれ等の人々の口取書を見ると、宛然眼前に彷彿するかの如く覺えるのである。五明村庄屋彦三郎の覺書に、

一、今度御手傳普請御掛り、内藤十左衛門様御儀、爰元筋御普請御座候に付、五明村彦八と申す百姓の方に御逗留成され候處、四月二十一日の夜七ツ時、御切腹成され候段、宿彦八方より申來り候に付、早速走り付け、様子見受け候所、殊の外強く御切り成され候へ共、御氣力強く相見え申し候に付、旁醫者を呼び、療治を致させ候へ共、深疵の故にや、廿二日夜五ツ時

事切れ申し候。之に依り、右切腹の仔細私共へ咄にてもこれ無きや、又は何にても風聞にても承り候儀はこれ無きや、有體に申上げ候様仰聞けられ候。私共儀何にても見及び聞及び候儀一切御座無く、勿論風聞等承り候儀も御座無く候。如何の譯にて御切腹成され候哉、曾て知り申さず候。

一、十左衛門様御逗留中、木錢米代此度御拂成され、少も出入御座無く候。尤も當村中に買掛り等の儀一切御座無く候。

一、十左衛門様御切腹に付、宿主は申すに及ばず、村中何の申分も御座無く候。

右申上候通り、少も相違御座無く候。以上。

戊 四 月

五明村庄屋 彦 三 郎

更に十左衛門附添竿取足輕の口取書を見ると、一層事實の真相が明瞭となつてくる。

内藤十左衛門附添候竿取足輕大嶽善右衛門申口

一、内藤十左衛門儀、今度御普請掛役にて、勢州桑名郡五明村百姓彦八方に逗留仕、私並に小者兵五郎、一所に罷在り候。然る所當月廿一日夜七ツ時、十左衛門切腹致され、廿二日夜相果て候。之に依り私共へ御尋ねなされ候は、十左衛門何故切腹仕り候や、書置き候儀はこれ無き

足輕大嶽善
右衛門の申口

や、其前何にても心付き候儀これ有り候はゞ、申上ぐべき旨、御尋に御座候。私儀は同夜朝暮付添ひ、誠に同宿の事故、夜とて一宿に罷在り候へ共、切腹致さるべき不利合一切相見え申さず、何にても咄致され候事これ無く候。然るに當月二十一日夜七ツ時にてもこれ有るべく御座候や、小者兵五郎大聲にて私を起し、「旦那切腹致され候。」と申し候。之に依り私驚入り、直に十左衛門寢屋へ參り申し候へば、切腹致され候。併し氣力達者に相見え、十左衛門私へ嘶し申し候は、「息絶え申さず候間、殺し呉れ候様」に申され候。兵五郎申し候は、「何故の切腹に御座候や」と尋ね候へば、「存寄これ有り切腹致し候」と申され、其外は挨拶御座無く候。右の儀、宿の者より知らせ申し候か、庄屋等も參り候故、醫者を呼びに遣しくれ候様申し候へば、村人相働き、早速加路戸新田林養伯と申す醫者參り、容體を見「最早や養生相叶ひ申さず、療治致し難き由」申し罷歸り候。之に依て庄屋世話を以て、長島領醫師山田甫仙、山田甫慶右二人罷越し、容體相伺ひ「御命の儀は如何御座有るべきや、受合ひ難し。療治は致し見申すべし。」とて右兩人掛り、切口を縫ひ、膏藥を張り申され候。其節は十左衛門氣力よく相見え申し候へ共、切疵深く、大に廣く切り申され候故にや、其夜五ツ時にても御座あるべきや、相果て申され候。此間中、切腹致され候やう、別にふり合一切相見え申さず。外に心付き候儀御座無く、常に實體なる人にて御座候。勿論書置並に申置等御座無く候。

右御吟味御尋に付申上げ候通り、少も相違御座無く候。以上。

戊四月廿四日

大嶽 善右衛門 印

赤尾 利左衛門 殿

(西高木家文書)

死後の名を
重んず

尙ほ次の一書を見れば、死後の誹を殘さざらんとする十左衛門の高潔なる胸中も察せられて、實に同情に堪へぬものがある。

庄屋 彦 三 郎
源 七

御切腹成され候に付、私共も驚き入り候。「是は如何成され、御切腹に候や、御殘多く存じ候」旨申上げ候へ共、「木錢米代書付致し置き候。金子もこれ有る間、請取り候様致すべき旨、」仰せられ候。

是實に彼のギリシヤの大哲ソクラテスが、獄中斷末魔に際し、一羽の鶏を償ふべく、友人クリートに託せるに同じく、清廉潔白なる當年の武士の面影が紙上に躍如として居る。

胸中を披瀝す

是等の口取書に據れば、十左衛門は四月二十一日の夜七ツ時、即ち二十二日の曉午前四時に割腹したものである。而して前記の如き周圍の者の盡力で、醫師

の手當を受け、夜明後夫々手續に及んで後、工區受持の青木次郎九郎以下諸役人が十左衛門の宿許へ出張して、氣息奄々たる十左衛門を訊問して、聞取書を作ることとなつたが、此の時始めて彼は胸中を披瀝したのであつた。

聞取書

聞取書

私儀中和泉新田御普請場所相勤め、右村堤上置・腹付の儀、土薄き場所は右村庄屋與次兵衛へ吟味申付け、相直させ候へ共、右與次兵衛儀横着物にて、私差圖の儀何事もはきくと埒明き申さず候に付、青木次郎九郎様へ御届け申上ぐべくやと、彼是了簡仕り候内、最早御普請も出來仕り候故、右與次兵衛儀、次郎九郎様へも申上げず、其分に仕り候。尤も御徒目付衆仰せられ候は、「右土置・腹付、土薄く相見え候間、念を入れ候様に」と仰せられ候儀もれ有り、御尤に存じ奉り候。右は私手取り不埒の様に、若し御徒目付衆より主人新兵衛方へ御沙汰もこれ有るべく候や、左候ては相立ち難く存じ、切腹仕り、了簡違ひ仕り候。以上。

戊四月二十二日

高木新兵衛家來

内 藤 十 左 衛 門

(西高木家文書)

彼が切腹の理由は、是にて明瞭である。横着者の庄屋が彼の命令を疎かにし

一五 内藤十左衛門割腹の顛末

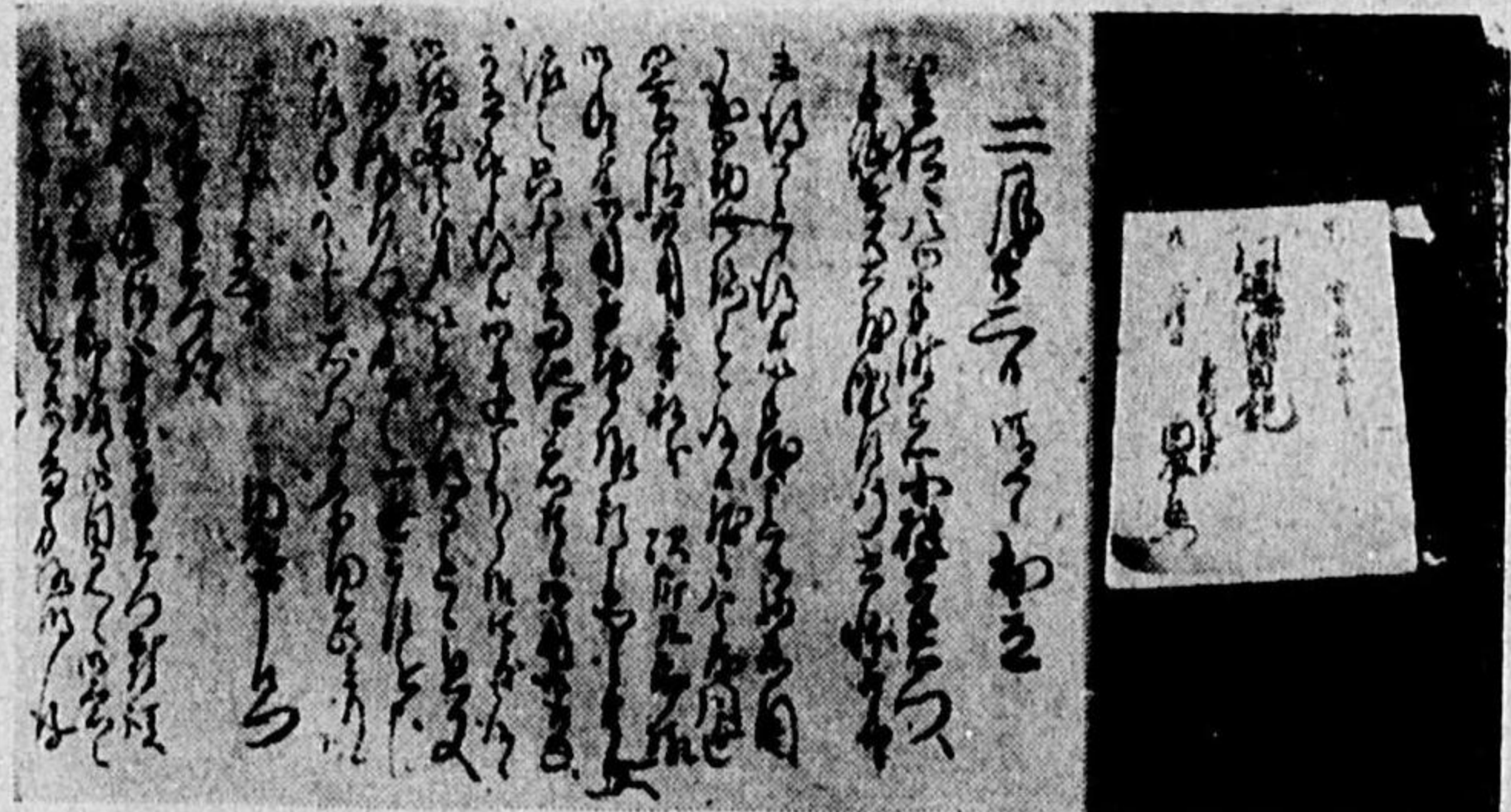
一八九

て、實行しなかつたので、自己の怠慢より、主人新兵衛に迷惑の及ぶのを懼れて、茲

に至つたのである。一死以て其の罪を謝せる責任觀念の強き、眞に感歎に堪へないではないか。

斯くて彼は取調べのあつた二十二日の夜五ツ時、即ち今の午後八時竟に絶命した。尙ほ前掲の足輕や、庄屋輩の調書は、十左衛門切腹の注進によつて、吟味の爲め駈付けた高木新兵衛の家來赤尾利右衛門、三輪代右衛門の兩人が、十左衛門の死後に徴したものであるが、彼が是等の輕輩には何等自己の胸中を漏らさなかつた所に、一種威嚴の犯すべからざるものあるを覺ゆるのである。

尙ほ彼が死後の死骸改覺書には左の如く記載してある。



第十一圖 水行奉行高木新兵衛家來内藤十左衛門手記「川通御用日記」(高木貞元氏藏)

一、太腹横に切り、切口八寸、深さ四寸程もこれ有る體に相見え候。切口縫合せ、膏藥付けこれ有り候。外に疵これ無く候。

一、喉右の方へ寄り、疵二箇所、之は少々の疵に御座候。右の通り相改め候所、自滅に紛れ御座無く候。以上。

戊四月二十二日夜四ツ時改

享年三十九。遺骸は美濃

山縣郡岩野田村靈松院内

墓地に葬つた。墓は現に

同時に存して居る。尙ほ

彼が自殺の前日まで、工事

場に於て丹念に書留めた

日記が、今猶ほ多良高木家

に保存されて居るが、死の

前日まで何等取亂した所

が認められない。彼は美



第十二圖 内藤十左衛門墓碑
岐阜縣山縣郡岩野田村靈松院境内

濃國の出せる薩摩工事中に於ける唯一の犠牲者であり、實に篤實高潔なる人格を持つた立派な武士であつた。

一六、第一期定式急破普請の竣功

第一期工事 四工區に於ける第一期工事の内、一之手は定式御普請のみであり、二之手及び三之手は定式並に急破御普請、四之手は急破御普請のみであつた。「御手傳御普請勘定帳」に據り、各工區の場所、工事種類、及び其の延長を表示すれば左の通りであつた。

一之手

國名	郡名	村名	川又は地名	工事種類	延長
美濃	中島	三柳村	木會川通	堤上置	一〇一
江	吉良	村	逆川	猿尾上置二 堤外腹付	七九 七二
長	間	村			二二

一之手定式御普請 (駒塚輪中より桑原輪中の内小藪村迄)

二之手

二之手定式急破御普請 (尾州梶島村より勢州田代輪中迄)

國名	郡名	村名	川又は地名	工事種類	延長
伊勢	桑名	和泉新田	木會川通	堤腹付	二八六
田代新田	分	田		堤籠下置	二四六
鎌ヶ池新田	須新田	田		堤切所	三五
長池新田	喜新田	田		堤尾上置	一〇
外平喜新田	島新田	田		堤上置	六九
近江島新田	新田	田		堤腹付	七二九
西對海地新田	新田	田		堤腹付	一二七
加路后新田、大新田	新田	田		堤上置	八五
福崎新田	新田	田		堤腹付	一四一
五明村小島新田	赤次龜貝新田	新田		堤腹付	二六六
木會川通				堤腹付	一三三
				堤腹付	四二

一六 第一期定式急破普請の竣功

一九三

下	大	榑	新	田	海	松	新	田	福	東	村	南	波	村	中	村	本	村	榎	村	伊	尾	川	通	長	良	川	通	伊	尾	川	通	豐	喰	新	田			
堤外	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	
置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置
石	八	一〇	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

一〇四間六坪九

同	所	下	大	榑	村	同	村	前	より	下	大	榑	境	迄	五	反	郷	村	大	榑	村	上	大	榑	村	長	良	川	通	伊	尾	川	堤	上	置	堤	崩	所	堤	腹	付	堤	上	置									
堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤				
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	付	
置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置	置
一九六	三六四	九	二〇	六〇	一五	一六	一五一	八〇	三〇	五三	一五	五八	二四	四〇	四〇	四〇	四〇	二四	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	

一〇四間六坪九

内記村	七右衛門新田	七右衛門新田外七ヶ村	萬壽新田外二ヶ村	萬壽新田	帆引新田	本阿彌新田	石龜村	森下村	古中島外五ヶ村	成戸村外五ヶ村
堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤
上腹切	切	上	小腹上	小堤切	腹上切	腹上切	腹上切	腹上切	腹上切	腹上
置付所	所	置	付置所	所付置	所	付置所	付置所	付置所	所付置	付置
八八〇 二二〇	五二	三四六	一八三	二二一 四四九 〇七五	三二五 四二四 〇八一	一九四	五六一 一一二 八七六	二三八 六六八 五七八	一五三 一三三 一二九	一四〇 一〇六

安八	須加村外五ヶ村	高柳古新田	高柳新田	小坪新田	大同根古場新地	根古場新田	大場新田	津屋新田	同屋新田	有尾新田	大跡村	安田新田	宮地村	太田新田	美濃	石津	本
堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤	堤
切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上	切腹上
所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置	所付置
七四二 九二八 五	九八八	七四二	四五五	二二三 一一三 五九四 五	七六一 七九九 〇一五 五	二四五 四三	一五〇 九五〇 一五七 五五五	六 八一 二〇 五三〇 五	二〇〇	八六	四三 四二 三	三三 二四 三	三三 二四 三	三三 二四 三	三三 二四 三	三三 二四 三	三三 二四 三

國名	郡名	村名	川名又は地名	工事種類	延長
伊勢	桑名	金廻輪中 江島新田	木曾川通及中堤	切所築立 上腹付置	一、二、五、四、六、二、四、七、二、六、間
上之郷村	西福永村	西平賀村	香取川	切所築立 上腹付置	二、六、〇、五、三、四、九
東平賀村	東平賀村	伊香尾川	香取川	切所築立 上腹付置	四、六、七、六、八、四、六
古敷村	伊尾川	伊尾川	香取川	切所築立 上腹付置	二、八、九、六
東福永村	伊尾川	伊尾川	香取川	切所築立 上腹付置	一、九、〇、八、〇、四
東福永村	伊尾川	伊尾川	香取川	切所築立 上腹付置	四、一、三、七
東福永村	伊尾川	伊尾川	香取川	切所築立 上腹付置	二、四、八、三

第一期工事の竣功 四工區の内、一之手の定式普請所、三柳村・江吉良村長間村等は三月十二三日早くも竣功し、四之手の急破普請も是と前後して竣功に近づ

第一期工事の竣功

三之手應投

いて居た。四工區中、三之手の定式急破普請所は、場所も最も廣く、普請箇所も多かつたので、是より先、水行奉行及び笠松郡代から御番衆へ協議の上、三月十日から一之手、四之手より、手代一人宛三之手へ差出して援助せしめた。(蒼海記) 斯くて四月下旬には、三之手の定式急破普請所も殆ど竣功し、残るは福東輪中南波村の普請所のみとなつた。四月廿六日石野三次郎、高木新兵衛より一色周防守への書狀に、

切紙を以て啓上致し候。追々暑氣に向ひ候へども、彌御堅勝御勤なさるべく珍重に存じ奉り候。然れば去月十五日御意を得候三之手淺野左膳・高木内膳掛り場所、福東輪中十一ヶ村並桑原輪中小藪村定式急破御普請所、一之手初め請取懸り役人引分り、御普請相仕立て候の處、昨二十五日迄に御普請残らず出來致し候。且又右福東輪中の内、南波村御普請所の内、急破これ有り、捨て置き難く候に付、青木次郎九郎・吉田久左衛門より、去る頃見分の上、積り替致され候。定めて御承知成され候はんと存じ奉り候。右場所の義は未だ木寄せ等相揃ひ申さず候間、一兩日中取懸り申すべくと存じ奉り候。此段御意を得べく此の如くに御座候。以上。

四月二十六日

高木新兵衛
石野三次郎

一六 第一期定式急破普請の竣功

二〇一

竣功

幕史の一時引揚

六月の洪水

本篇

一色周防守様

二〇二

(蒼海記卷四)

此の南波村の普請所も、四月二十八日より工事に着手して、五月二日には全部竣成したのであつた。(蒼海記卷四)

斯くて第一期定式急破工事は一先づ竣功し、水行普請は夏期中止の事に決定したので、水行奉行高木三家は一色周防守へ伺の上、六月二日在所多良へ引取つた。代官吉田久左衛門も江戸へ引揚げた。然し薩州藩御手傳方は全部居残つて、専心第二期水行普請の準備に精勵したのであつた。

一七、洪水頻至と普請所の破損

六月の洪水 六、七月頃になると頻々洪水があつて、折角第一次應急工事に於て、薩摩藩士が苦心慘澹の上修築した普請所は、施工後まだ幾何も時日が経たず、土砂が固まつて居ないで、脆弱な爲め、僅かの出水にも崩壊して折角の苦心を水泡に歸せしめたことが少くなかつた。

六月十日、十一日には伊尾川に洪水があつて、四之手西福永村の切所を決壊し、同時に牧田川も出水して、三之手押越村、直江村の普請所を崩壊した。同月十三

西福永村切所

押越、直江の普請所

澤田村破損

日郡代青木次郎九郎代官吉田久左衛門より高木三奉行に宛てた書翰に、

(上略)此間の急雨にて、御手傳御普請の所々破損出来候由、追々注進申出候。勿論御普請役堤方并手代共に右防ぎ方取計ひ候旨申越し候。尤各様へも御手限に御注進申候様に村方へ申付候儀に御座候。(中略)

一、玄蕃殿へ御意を得候。西福永村切所、此間の雨天にて又々破損いたし、根杭も貳拾本程抜け、猪子も八組程浮上り候て、一體に一間通ほど缺落候由に御座候。勿論掛りの堤方も附居り候て世話致し、御普請役も追々差出し申す義に御座候。定めて御承知なさるべくとは存じ候へども申進候。

一、内膳殿へ御意を得候。此間の雨天にて押越村、直江村御普請所にも腹籠并腹付等崩下り候所も有之由申出候に付、追々見分仕らせ候積りに御座候。定めて貴様へも御注進申上候て御座有るべく候。

(蒼海記卷六)

同時に牧田川通澤田村にも石籠及び谷川砂留の崩壊したものがあつた。六月十二日澤田村庄屋から高木内膳へ差出した注進狀に、

乍恐書付を以て御注進申上候

牧田川通當十日、十一日兩日八合目洪水に付、澤田村川並谷々、此度御手傳御普請之内破損

一七 洪水頻至と普請所の破損

二〇三

之覺

- 一、向島石籠五本徑一尺七寸長三間 内 三本は下へいざり下り 二本は流れかやり申候
- 一、町裏堤石籠五本右同斷下へいざり下り申候

一、吉谷、堂谷、宮谷、三谷砂留少々づゝ砂押出埋り申候

右之通當十日、十一日兩日洪水にて水當て強く右之場所破損仕候間、先御注進斯の如く申上候。以上。

寶曆四年戌六月十二日

澤田村庄屋

忠兵衛

同村同斷

又太郎

同村年寄

儀左衛門

高木内膳様

御役人中様

(東高木家文書)

七月の洪水

西福永、金廻の破損

七月の洪水 越えて七月十一日、十二日にも風雨があつて、川々出水し、御手傳方普請所に所々切所缺所を生じたが、就中四之手に屬する伊尾川通の西福永村及び木曾川通の金廻村には大破損があり、油島新田にも洩水の箇所が出来た。七月十六日郡代青木次郎九郎より高木三奉行へ送つた書翰に、

此間(七月十一日)風雨にて、所々川々満水致し、先達て御手傳方にて出来致し候所々の内、切所缺所等村々より追々訴出で候に付、御普請役にも罷越し見分致し、夫々手當申付くべく旨に御座候。就中西福永村、金廻村などは大破の趣相聞え候に付、早速堤方の者共指出し相固めさせ、其上一昨日より松村平右衛門、内藤源八郎罷出で、今以て彼地に罷在候。(下略)

(蒼海記卷六)

尋で同月十九日青木郡代より再び高木三奉行へ送つた書翰に、

當十一日、十二日の出水にて、四之手掛り場西福永村切所又々缺崩れ候趣に付、早速御普請役并堤方役差遣し相圖はせ、漸く防留め申候。仍之右修復御普請の儀御手傳方へも申談じ、御普請役堤方にも付き居り候て仕立させ申候。并油島新田上置の所も堤の腹より水洩れ候て危く候處、是を以て右之者共防留め申候由、此分も御手傳方へ申談じ取續はせ申候。(中略)尤も三之手の内にも所々破損相見え申候。此處へは御普請役堤方共手明き御座無く、遣し申さず候。手明き次第遣し候様に仕るべく候。御家來中の内も指加へられ候様に成されまじくや、右四之手破損所の儀も急なる事、御相談いたし候間もこれ無き事故、思召如何これ有るべくども、右の通り取計ひ申候。

(蒼海記卷七)

右書翰記載の通り、青木郡代は應急處置として御普請役並に笠松堤方の者共を

一七 洪水額至と普請所の破損

二〇五

油島新田の漏水

應急處置

配置し、薩摩藩御手傳方へも交渉して、是が修繕に當らしめたのであつた。

一八、薩摩守重年の普請場視察

江戸参観

江戸参観 第一次工事中の五月十一日、在國中の薩摩守重年は江戸参観の爲め、鹿兒島を出發して旅程に上つたが、此の時先夫人故村子夫人に非ず、是れも物故されたとの間に儲けた一子善次郎重豪を携へたのは、之を繼嗣として公儀へ届出る精神からであつた。且又途次美濃の工事場へ立寄つて、親しく現場を視察すべく、以前既に其筋へ願出てあつたので、中仙道垂井宿から美濃路へかゝつて、七月四日大垣宿へ來着した。此の日工事場から總奉行平田靱負、副奉行伊集院十藏、其の他堀堀右衛門、伊地知新太夫、山澤小左衛門等が薩摩守の旅館に伺候した。

大垣來着

薩摩守は平田總奉行より是れまでの工事の詳しい説明を聽いて、少からず驚かれた。殊に永吉惣兵衛、音方貞淵を初め、六月に入つて、江夏次左衛門、茂木源助、永田佐左衛門の家來、關右衛門等が前後して割腹した顛末など、愈々候をして愁嘆せしむる種となつた。

工事場檢分

翌五日薩摩守は平田總奉行等を從へて、工事場を檢分せられた。笠松郡代青木次郎九郎、代官吉田久左衛門は中島郡江吉良村へ出て挨拶した。薩摩守は平田總奉行等の説明を聽きつゝ、大垣より佐渡墨俣を経て、竹ヶ鼻へ出で、三之手の工事場を視察し、中島郡石田村の出張小屋にて休息し、更に一之手三柳村邊の工事場を巡視して、普請所を後にすることゝし、其の夜尾州起宿に休泊し、後事を平田總奉行等に託して江戸へ向はれた。

隨員の報告書

隨員の報告書 當時薩摩守に隨從した同藩士、伊勢兵部、新納内藏が同月十七日附で國家老義岡相馬、鎌田典膳に送つた書翰の一節に、

水行普請

今月四日大垣驛へ御宿、翌五日御普請場へ御赴き、御見分これ有り、青木次郎九郎様、吉田久左衛門様御立會、御挨拶等これ有り候。石田御小屋場へ御休、起驛へ御宿にて候。兵部御供致し候。大垣御宿へ平田靱負殿、伊集院十藏、堀堀右衛門、伊地知新太夫、山澤小左衛門參上、右人數の内、石田へ御先に差越され、又は御供相勤め候。右普請場の様子、得と申し上げられ候。一、八月末比より當分御引取の御役々御越にて、九月初より水行御普請御取掛り、當年中に成就これ有り候様江戸より御差圖にて、年内成就これ有る筈の由に候。

油島締切

一、難場六ヶ所御普請の儀承り候處、右之内油島新田より松之木村迄の間築留又はメ切とも

申すの由に候。是は川筋千九拾間餘の間石を埋立て、水涯より上、蛇籠にて築立て、土を掛け堤の様に相成、川一筋の所二筋に相成る由に候。石坪凡そ貳萬千餘坪埋方御入用の由に候。最早折角方々より石相寄せ申し候。此所別しての難場と相聞え申候。

但石坪と申候は、六尺四方の箱壹勺を石坪壹坪と申すの由に候。

一、石坪を埋め候水中の業を水下御普請と申し、水涯より上築立て候業を水上御普請と唱へ申すの由に候。

水上下普請
大樽川締切

一、無動寺村(羽栗郡)崩所御普請、又は大樽川メ切の儀村方より相願候に付、江戸へ伺ひ置かせられ候由、御普請仰付けられ候は、御手傳方に相付し、此分又々相重なり申す筈に候。石坪も七八千坪の御入用の由に候。

難場外請負

一、難場六ヶ所の儀は外請負に仰渡され候。是は別して御入用少き由に候。村請仰付けられ候へば、所の者共致す事に候に付、先懸り勝手向専と存じ、むつかしく取立て、御入用多き由に候。

水行普請
費十萬兩

一、水行御普請御入用大底拾萬兩に及ぶべきに付、差續ぐべき旨、先達大阪へ靱負殿より申越し置かせられ候由、大阪に於て承り候に付、彌其通りの御入用の考にて候やの段承り候處、右之段大阪へ申越され候節迄は、七郷輪中堀割御普請相止み候段を究めて相知らず、

難場御普請の程合も計り難く、右之通り申越させ候事に候。然る處堀割御普請は相止み、

總工費十二
三萬兩

引替へ難場御普請の方相決し候に付、此御普請仕様帳内々にて青木様御方より借り、賦立て候處、別紙兩様の通りに候由、然らば春御普請御入用相込め候ても、拾貳參萬兩には何れの筋にも賦に及ばずと相見え候。猶御普請場に御問合せの上、其元に於て御考に相成るべき事と存じ候。春御普請御入用金の内、三萬兩餘相残り、當分格護これ有る由に候。

幕府支出金

一、公義より御入用金、先達て壹萬兩渡し置かれ候。又々御金相渡し申す筈の由に候(中略)右の段御存じの爲め申越し候。此外承り候儀もこれ有り、申達し置かず儀共もこれ有り候へども、申越すに及ばざる事故、差控へ候。以上。

(寶曆四年)七月十七日

新納内藏

義岡相馬殿

伊勢兵部

鎌田典膳殿

(島津公傳家記録)

以て薩摩藩士が工事に對する苦心を窺ふべく、特に水行普請の工費調達に少からず苦慮して奔走して居たことが察せられよう。

一九、平田總奉行の報告書と人數増派申請

總奉行の報告書

總奉行の報告書 七月二十二日(島津薩摩守御普請工事場視察の後十七日總奉行平田靱負は長文の中間報告書を鹿兒島に居る家老義岡相馬鎌田典膳に寄せて、七月朔日笠松陣屋に於て高木三奉行列座の上、青木美濃郡代、吉田代官より



第十三圖 總奉行平田靱負像
桑名市寺町海藏寺忠魂堂に安置

薩州御手傳方へ言渡された件々、及び同月二日御手傳方より願出た外請負の經緯等を委しく通報し、且新に御普請場所を増加せられる趣なるにより、係人數を増派せられんことを請ふに至つた。此の報告書は長文であるけれども當

水行普請難場外請負

工費用枰

工費用竹

蛇籠造人足

時の事情を審かにし得るを以て、煩を厭はず、左に其の全文を掲げよう。靱負は先づ水行御普請難場三十八箇所外請負出願認可の顛末を述べて、

水行御普請難場三十八ヶ所外受負の願、段々申出の趣、先達て委細問合せ申越(上)置き候處、今月朔日青木次郎九郎様、吉田久左衛門様より、御留守居兩人御用の由、差支へ候はゞ、誰ぞ一人同道致し罷出づべき旨申來り、佐久間源太夫儀差支へ候に付、山澤小左衛門、愛甲源左衛門罷越候處、高木様御三人御列座、御普請役相詰め、御兩所より仰聞けられ候は「先達て申出置き候難場の内六ヶ所、水上・水下共に御手傳方より外受負に申付くべき旨江戸表より仰越され候間、左様相心得べき旨、仰聞けられ候旨申出で候。

次に御普請用の枰の材木及び工費用竹に就て、

一、右御普請所へ遣ひ候枰の材木は公義御入用金を以て相渡さるゝ事に候間、村方より相納め造調まで、同斷御入用に候間、村方より致す筈に候。御手傳方より檢者迄を差出すべく候。御普請場御入用の竹も村方より相納むる筈に仰渡置かれ候旨、仰聞け候段申出で候。

次に蛇籠造人足及び垣樋造作に就て、

一、蛇籠造人足、遠州邊の者にて造らせ候へば、右六ヶ所迄、御手傳方より請方申付くべく候。其外の御普請場へ御用の蛇籠は右人足に及ばず、村方請御普請の事に候間、籠造も村

一九 平田總奉行の報告書と人數増派申請

方人足にて造らせ申す筈に候。且垣造調の儀は、御入用金にて相拂はれ候間、入札御役所より仰付けられ、受人相究められ候。尤右作調へ候節は木屋懸け御手傳方より仰付けらるゝ事に候。右受人追々御手傳方へ遣さるべく候間、申談すべく候。右伏方人足は御手傳方御取計にて村方へ仰付置かれ候由、承知致し候に付、左候はゞ、何れの村へ仰付けられ候段承知仕度候。賃銀等申談すべき由申上げ候處、追て仰聞けらるべく候。冬中の業に候間急ぎ候に及ばざる旨、承知致し候由、右御用の御材木相渡され、場所も追て御沙汰成さるべき由、是又仰聞けられ候旨申出で候。

次に難場六箇所以外の三十二箇所外請負出願後の経緯を述べて、

一、先達て段々申上げ候難場六箇所の外、三十二ヶ所御普請場の儀、大粧の御普請に候故、村受にては御早行心元無く候間外受に仰付けられ度き由申上候處、御兩所より「此儀は相成るまじく候。定式御普請とは相替り、組合村に仰付けられ、御普請仕立て候間、滞りあるまじき由、」仰聞けられ候に付、其の通りにも御座あるべく候へ共、春普請の趣にては急々出来仕るまじく候。百姓共彼是と申分仕るべき儀、案の中に候。左候へば御成就延引仕るべき旨別て心遣ひ仕り候段申上候處、前條の通組合村に仰付けられ候へば、定式一村限御普請には相替り候に付、滞りこれ有るまじと思召され候へ共、究めては仰せられ難く候。

相済み候はゞ、其節御取場外に仰付けらるゝ様これ有るべき由、久左衛門様仰聞けられ候旨申出で候。

次に水行御普請寶曆四年中に竣功するやう、江戸幕府より通達があつた事を述べて、

一、水行御普請當年中に御成就候様にと江戸表より仰越され候。此儀御手傳方へ申達すべき旨仰渡させられ候儀にてはこれ無く候へ共、序ながら御咄成され候。右の通別て何かと御急ぎ成さるゝ事に、來春中も御掛成され候はゞ、御手傳方御内々の入用も過分にこれ有るべく候。其上一日にも早く相濟し候へば、御手傳方にも御幸の筈に候。御役人方にも御同前の由仰聞けられ候に付、相應に御挨拶申上げ置き候由に候。

次に七郷輪中新川堀割中止、油島新田締切堤の新築を命ぜられる模様で、巨額の石材を要する事を述べて、

一、七郷輪中新川堀割は御見合せ、右代りに油島新田より松木村迄の間築留め十に九つは仰付けらるべく候。さ候へば右御普請御入用石坪二萬千餘にて候。江戸へ仰遣し置かれ候間盆過表向御沙汰これあり、其節御帳相渡さるべき由御咄これ有り候に付、右御普請も年内御成就の御事に候へば、今より手配致し、石の儀は寄方申付けず候て相叶はざる筈に存じ

候由御答申上げ候處、石の儀隨分寄方吟味致すべく候。九月より先きは船も差支へ、其上寒氣の節石取り候儀成り兼候間、出精致し、寄すべく候。此涯寄せ兼ね候はゞ、右時節に到り候ては、石運賃も高値に相成り、旁々御不勝手の筈に候間、當時寄方肝要に候様にと仰聞けられ候由、且又水行御普請の諸色(料材)近日中より相渡さるべく候間、其心得致し、出張役人中、公義御役人より問合せ次第、請取に罷出で候様申渡し置くべき旨、仰聞けられ候由申出で候。

次に無動寺村崩所修築、大樽川締切堤新築も御手傳工事に組入れる幕府の意向なる事を傳へて、

一、笠松より一里程上、無動寺村と申す所崩所これあり候。右場所も此節の御手傳に相込むべきやと思召され候。石坪三千程も入り候由、外に大樽川メ切壹ヶ所、村方段々相願の趣に是れ有り、是も同斷に仰付けらるべきか。さ候へば石五千入り候。兩條江戸へ相伺ひ置かれ候。未だ相究めざる由御咄にて候旨、申出で候。

但し無動寺村崩所修築は其の後幕府側にて詮議の結果、御手傳普請から除外せられた。次に油島新田締切堤及び難場三十二箇所外請負出願の経緯を述べて、
一、油島より松木村迄メ切御普請場地下水水上共に外受負申付け度き儀、并三十二ヶ所、村方

無動寺村崩所と大樽川締切

油島締切外請負

へ吟味申付け候上、不都合の請方に候はゞ、直に外受に申付け度き旨、小左衛門名前にて書付相認め、去る二日差出候處、御兩所御逢成され「油島メ切の儀は昨日仰聞けられし事に候間、外受に申付け候手當致すべく候。三十二ヶ所御普請場の儀に付申出の趣は、高木内膳様、御在所多羅へ御引取に候故、近日御越の節仰談せられ、何分仰聞けらるべき旨承知致し候」段、小左衛門申出で候。右書付差出し候に付ては「河野猪左衛門へ小左衛門より申談じ候へ」と、御兩所へ御内意申上げ、且又已前御普請役相勤め、當分浪人にて宮驛に罷居り候者、久左衛門様別懇の由に候に付小左衛門より年寄を以て面談致し、笠松へ別趣再應に内意を得候處、「三十二ヶ所の儀、御手傳方御願の通、外受には仰付けられ難く候。子細は江戸へ仰上げらるゝに、往反もこれあり、其上組合村々へ仰付置かれ候故、御取放ち、右村々を外の御普請場へ御差加へ成されず候て叶はざる事に候。さ候へば、帳面調べに日數相懸り候。御急ぎの事に候へば、右に差支へ候間、相濟むまじく候。之に依て村方何程にて請合ふべきかと、金高相積り申渡し、夫にて罷成らざる段申出で候はゞ、其節右御普請所を外請負に申付け度き旨、御手傳方より申出で候へば、相濟むべき事に候」由、御内意仰聞けられ候に付、「左候へば其趣御役人様仰談せられ、御手傳方へ仰聞けられ候筋に仕り度く候。大粧の御普請所に候へば、役人共村受迄にては、御早行別て心元無く存じ

罷居り候に付、再應相願ひ申す事に御座候。此節の願書は前條御内存同斷の趣に候間、然るべき様仰談せられ下され候様、右浪人にて得と申上げ、書付差出し候由申出で候。且又「油島新田築切御普請仕様帳」益過御渡し成さるゝ筈に付ては、其内請方吟味相成らず、差支へ候に付、猪左衛門へ小左衛門より申談じ、久左衛門様へ御内談致し、右御普請仕様帳御扣、寔の御内々にて御借用致し、去る朔日夜中書寫し、猪左衛門にて御帳返上致し候段申出で候。

右之通小左衛門、源左衛門へ仰聞けられ候旨申出候に付、難場六ヶ所受負候儀入札申渡させ當分吟味これ有り候。右體未だ相決せず候に付、御入用金高も相知れず候條、追て申越候様致すべく候。前條に相見え候通り難場六ヶ所外の三十二ヶ所も、村方不都合の請方申出で候へば、外受到申付け度き旨、申出す心得に候故、其節申出で候通に仰渡され候様、尙又一色様より御郡代方へ仰越されし儀共、御内意御取計これ有るべき旨、江戸へ申越候。尤も前條の趣は、御通路の節貴聞に達し、御供の御家老衆へも委曲申し置き候。此段申越し候。以上。

七月二十二日

義岡相馬殿

平田靱負

難場三十二ヶ所

鎌田典膳殿

(島津公傳家記録)

人数増派申請

人数増派申請 靱負はまた同日附を以て同じく家老義岡相馬鎌田典膳に對し、別の書翰を寄せて、水行御普請場所八十三箇所目論見帳の外、油島締切堤大樽川締切堤無動寺村崩所等の工事を命ぜらるゝ模様なるにより小奉行、歩行士、足輕等不足するを以て、人数を増派せられんことを請うた。

増人数

一、御歩行 四拾八人

一、右同 拾人

但本御小屋御番人并押番の見合

一、足輕 四拾四人

右は水行御普請場所八拾三ヶ所、御目論見帳先頃相渡され候に付、右場所に応じ手配致し、小奉行貳拾貳人、御歩行百六拾四人、足輕貳百三拾壹人御普請場へ差出され、御人数御郡代方へ御届に及び、聞召し置かれ候段、先達て其元へも問合に及び候通に候。然る處右御普請場所外に、油島より松之木村迄千間餘のメ切水分け御普請、并大樽川メ切、無動寺村崩所とれ有り、重ねて御普請仰せらるべしとの御沙汰に候。江戸表より未だ何分の御下知はこれ無く候へども、石寄方等吟味致すべき旨去る朔日仰渡され、別紙問合せ申越の通に候。右の

一九 平田總奉行の報告書と人数増派申請

二一七

水行普請設計書、小奉行、歩行士、足輕の配置

通御普請所相重なり候に付ては、御歩行并足輕右の通り御不足に及び候旨、御役の相知れし分、勤場人數別紙の通りに候。

次で靱負は、前記工事に付、巨額の石材、切土を要すること、及び其の蒐集の苦心を述べて、

一、千間築切水分御普請の儀は別て大造の場所に候へば、此内御届申上置候人數并江戸より差越され候浮人數相込め候ても手に及ばざる旨、吟味の趣申出で候間、右人數早速御場所勤申渡され、早々差立てられ、九月初には必ず御場所へ參着候様申渡さるべく候。秋水行御普請は八月末九月初比より一、二、三、四之手共に一同に御取掛りの御手當にて候。依之蛇籠御用石壹萬九千程の坪數にて寄せ方折角御催促これ有る事にて當分は船數も大小毎日三百艘程にて、一日に百坪計りづつは日々岐阜より石田・八神と申す所へ乗り下し候。石壹坪は六尺四方にて、只今迄漸く七千坪餘の寄方にて、此石坪さへ過分の坪數に候へば、來月中都合心元無く存じ候處、油島メ切には貳萬三千程の石坪數、切土八千四百坪餘にて、右寄方、同様に相調ふべきかと、御役々にも吟味最中に候。水行御普請都ての諸入用、竹木其外の品、右石坪、土坪に應じ大分の事にて、右受取の者も多人數これ無く候て成り難く、大概右人數にては相濟むべきかと存じ候。水行御普請に御取掛り若し不足に及び候はゞ小役人又は御

巨額の石材と切土

水行普請着手

蛇籠用石一萬九千坪

石寄の苦心

石二萬三千坪切土八千四百坪

増人數

諸材料受取役

役の與力をも差出され、相濟み候様に致す考に候。當春定式御普請の節、不足人數御催促これあり候節は、遠國故道々着致す筈と御答申上げさせ候へ共、秋御普請の儀は前以て御手當等の儀段々仰渡し置かせられし儀にて、其上此の間人數賦いたし、御届け申上げ候節浮人數の儀以後差支へざる程に見合ひ差置き申すべき旨をも申出置かせ候儀も候へば、右の通の御挨拶は成り難き筈に候間、其の御考を以て一日も早く差立てられ、九月上旬には到着候様に申渡さるべく候。石請取并諸色受取の儀は筆算相應にこれ無く候ては成り難く候間、不足御歩行四拾八人の儀は年若にても、成るべく筆算等これ有り候者を吟味致され差越され度く候。さも無く候へば別て御用差支へ申し候。尤も別て寒深き場所に候故、年行きの者は御普請御場所へ罷出で候ても、勤續申さず候間、其御考にて御首尾成さるべく候。右人數下人者壹人づゝ召列れ候様にこれ有るべく候。御普請場へ罷出候節は不僕にては成り難く候。爰元にて召抱へ候へば、別て高質銀の由に候へば、其身共にも迷惑の筈に候。此段は御考の爲に候。右重ねて御歩行、足輕の儀は、成るべく江戸御供代りの内より御場所へ差出され候はゞ、御國元より差越され候よりは、御勝手も宜しき筈に候へ共、別紙にも申越し候通り江戸よりも漸く御歩行三拾人程差越されし筈に候へば、此上は江戸へ重人數の儀は申越し難く候。足輕の儀は又候江戸より差越さるゝ筋に相成るまじくやと、

爰元にて物頭代へ吟味致させ候處に、御供代り足輕も最早餘計はこれ無き積りに候旨申出で候。

一、勢州の内油島新田地内へ猿尾四ヶ所、上坂手村猿尾二ヶ所、大嶋番所上猿尾一ヶ所、桑名十萬山洗堰、右御普請も未だ伺は相濟ます候へども、石井切土等は兼て場所へ寄置き候様に此間御郡代方より仰渡され候。右御普請場へも小奉行、御步行、餘多く入り申す事に候へども、此分は右申越上候人数を以て、兎や角間に逢ひ候様致すべく候。右の通にては御普請所相重なり候様にこれ有り候へども、最初御目論見に七郷堀割仰付けらるゝ筈の處、右場所御見合せにて、其代りに油島々切其外の御普請所仰付けられし筈の由に候。七郷堀割とは御入用も格別に相減じ、尤も御普請仕立て候日數も過分に減じ申す積りにて、頂上の儀に候。御疑もこれ有るべくと存じ候に付、御存じの爲に候。

右の通伊集院十藏へも申談じ、急飛脚を以て此段申越し候。右の次第の儀は江戸表へも問合に及ぶ筈に候。以上。

(寶曆四年)七月廿一日

平田 靱負

義岡 相馬 殿
鎌田 典膳 殿

(島津公府家記録)

勤場人数書 本文中に見える別紙添附の勤場人数書は左の通りである。

油島々切方

- 一、石受取方 御步行 十五人
- 一、右同蛇籠作檢者 右同 四人
- 一、右御普請方勤 右同 十人
- 一、石受取竿取 足輕 十貳人
- 一、石くり上方 右同 十貳人
- 一、右御普請方勤 右同 十五人

大樽川々切御普請有之候へば左の通り

- 一、石請取方 御步行 三人
- 一、右同蛇籠作方檢者 右同 貳人
- 一、右場所勤 右同 四人
- 一、石受取竿取 足輕 三人
- 一九 平田總奉行の報告書と人数増派申請

無動寺村崩所方

本篇

- 一、右くり上方 右同 貳人
- 一、右御普請方勤 右同 六人

三三

無動寺村崩所御普請有之候へば左の通り

- 一、右受取方 御歩行 貳人
- 一、蛇籠作檢者 右同 貳人
- 一、右御普請方勤 右同 三人
- 一、右受取竿取 足輕 貳人
- 一、右くり上方 右同 貳人
- 一、右御普請方勤 右同 五人

諸出張

諸出張

- 一、諸色受取勤 御歩行 十人
- 一、諸出張方石受取 右同 十七人
- 一、諸色請取方に相付候 足輕 八人

- 一、右請取方へ相付候 右同 十七人

- 一、御歩行 四十七人

右水行御普請に付、五出張不足人数とメ本御木屋より遣さるゝ管

- 一、同 廿八人

右本御木屋受取水行方へ相勤むる管

- 一、同 壹人

右金廻出張詰の内、松崎次左衛門御國元に於て御暇申出御差立候跡

- 一、御歩行 合百四拾八人

内七十人 當分本木屋に有る人

三十人 江戸より遣さるゝ管

差引残て 四十八人不足

外に本木屋押番御番人は御見合次第差越され度く候

- 一、足輕 合八拾四人

内四十人 江戸より遣さるゝ管

四十四人 不足

一九 平田總奉行の報告書と人数増派申請

二二三

本 篇
七月十一日

二二四
(島津公府家記録)

二〇、水行普請計畫の變更

設計變更の要
幕吏の工區
檢分
本小屋總寄
合

設計變更の要 第二次工事たる水行普請の計畫は、寶曆三年五月より七月にかけて、代官吉田久左衛門、笠松郡代青木次郎九郎、水行奉行高木新兵衛、同求馬、同内膳、並に幕府御普請役、笠松堤方等實地檢分の上決定したものであつたが、同年八月の出水以後、川々瀬向の替つた所も出來たので、多少設計を變更する必要に迫られて居た。仍て此の年(寶曆四年閏二月、高木水行奉行より提案して、御番衆初め御普請役等掛役人立會の上、各工區普請所を檢分する事になり、閏二月廿六日より三月二日までに四工區全部の檢分を了つた。

そこで三月五日御手傳方本小屋會所に於て總寄合を開き、御手傳方からは平田總奉行、伊集院副奉行を初め重立つた役人、幕府側からは三高木水行奉行、青木笠松郡代、吉田代官、石野、大久保、淺野、新見等の御番衆に、御普請役も立會つて設計變更の事を評議した。

設計變更箇所

七郷輪中新川堀割の中止 設計變更の重なるものは、第一が五之手の七郷輪

各工區豫算の増減

中新川堀割で、是は潰地も多く、農家の移轉をも要し、費用も莫大であるから、二之手五明輪中の堀割と共に中止すること、而して四之手の油島新田猿尾繼足し、並に松之木村杭出しを以て、七郷輪中新川堀割に代へること、また三之手大藪村の猿尾を増強し、羽根駒野谷落、伊尾川内の置洲を浚へること、一之手の石田八神兩村並に拾町野村の猿尾及び逆川洗堰締切を増強すること等であつた。

各工區豫算の増減 此の設計變更によつて、七郷輪中新川堀割の費用五萬二千餘兩が節約され、外に多少の増額を要する箇所があつたとはいへ、水行普請元積總費用八萬一千餘兩が三萬七千餘兩に減額せられるに至つた。各工區豫算の増減を示せば左表の通りである。(定式急破普請の費用は除外す)

	元積豫算	變更豫算	差引増減
一之手 御材木金	九、九二八兩本	一、九二八兩本	増一、九一兩
二之手 御材木金	九、五一〇兩本	八、八三五兩〇	減六、七三兩本
三之手 金	四、一七〇兩	四、三四八兩	増一、八七兩
四之手 金	四、八六〇兩	一、二二三〇兩	増七、三六三兩
五之手 御材木金	五、二八九〇兩本	〇〇	減五、二八九〇兩本

二〇 水行普請計畫の變更

二二五

總計	御材木	三一、〇〇〇本	三一、九二八本	減一、〇七二本
	金	八一、三五〇兩	三七、二七〇兩	減四四、〇八〇兩

(駒塚石河家文書に據る)

右の内七郷輪中新川堀割に代へらるゝ油島新田猿尾二百間松之木村杭出百間並に油島水刎猿尾五十間築立の費用として、八千七百八十九兩を支出する見積であつたが、水行の様子によつては更に六千三百二十兩を支出して、猿尾二百間を繼足す豫定になつて居た。

一色周防守の指令 此の設計變更の評議の結果、三月十六日、三高木水行奉行、青木郡代、吉田代官より目論見替金高増減差引帳を添へて、五人連署の伺書を總支配一色周防守へ提出した。

周防守は一應老中堀田相模守に稟議の上、同月二十六日附書翰を以て、五人に對し、七郷輪中五明輪中以外の目論見替の分は伺書の通り工事を施行すべき旨指令をして來た。其の要點を抄記すれば、

當月十六日の御切紙相達し、拜見致し候。其地水行御普請所難場の分御檢分、總評議相濟み、御手傳元小屋會所へ残らず御寄合、再評議有之、御番衆にも手限檢分致され、御普請役呼出

一色周防守の指令

七郷輪中五明輪中の普請

駒野、羽根谷先渡

し、存寄相尋ねられ、承知の上、目論見替金高増減差引帳壹冊御差越成され落手致し候。右目論見替を以て御普請仕立然るべき旨、御紙面の趣承知致し候。

右帳面の内、七郷輪中、五明輪中の義は其地再評議相濟み候上にて、委細の儀相模守殿へ申上げ候積り申上置、右の外目論見替の分御普請仕立て候様成さるべく候。則ち伺書寫、之を進め候。

一、松平中務大輔・戸田采女正領分、駒野村・羽根村谷先馳出砂、伊尾川通へ押出し候處、淺願、淺野左膳立會檢分評議これ有り候處、水行差支へ候段紛これ無くに付、御普請役共に御申付、目論見帳一冊御指越し一覽致し候。右御手傳場に候間、御番衆立會、御手傳へ内意御申渡候様成さるべきや、又は右の外にも村々願ひ候分もこれあり、夏中吟味の積りに候間、右の節駒野村・羽根村も御手傳へ相達し成さるべきやの儀、御申越し候。此儀度々に御手傳方へ相達し候儀も如何に候間、夏中の檢分場所相濟み候上にて、一同に御手傳方へ相達し然るべく存じ候。然ども右駒野村・羽根村此節御手傳へ相達候へば、御普請順宜しく候はゞ早々御達し成さるべく候。

勿論右體の場所は臨時に御手傳方へ申達し候と申す筋にはこれ無く候。水行直し候に付て、箇所相増し候事故、一體の目論見替の内に相籠り候。

二〇 水行普請計畫の變更

右の段得と御申合成され候様にと存じ候。左これ無く候はゞ、不案内の御手傳方故、臨時に相増し候様心得候ては如何に候間、念の爲め申進め候。

一、七郷輪中新川堀割の儀、潰地も多く、百姓引家もこれ有り、右堀割にて水行宜しくと申す儀見極め難く候。之に依て油島新田猿尾繼足し、并松之木村杭出にて水行宜しく候はゞ、右猿尾繼足し候積り、橋爪善兵衛、青山喜平次へ桑名川通り水盛御申付成され候間、右相濟み候上にて御申越成さるべき由。(下略)

(蒼海記卷三)

斯くて七郷輪中新川堀割の問題に就て、四月十五日一之手中島郡前野村の高木新兵衛の旅宿に、高木三奉行、青木郡代、吉田代官、御普請役堤方等會合の上、橋爪善兵衛の測量した桑名川の水盛を基礎にして評議したが、縦令莫大な犠牲を拂つて七郷輪中に新川を掘鑿しても、桑名川との勾配が少いから、伊尾川の流通は豫想ほど良好にならぬといふ理由により、新川掘鑿は遂に中止と決定した。

油島新田締切 是より先閏二月二十四日高須本阿彌金廻太田の四輪中五十八箇村から重ねて御手傳として、七郷輪中の新川堀割及び油島新田地先締切川分堤を築造されんことを出願して居たが、御普請役も再度檢分評議の上、新川掘鑿相成り難しと決定したので、四月二十九日四輪中村々の庄屋年寄を、海西郡成

七郷輪中の
新川堀割の

七郷輪中の
川堀割中止

油島新田締
切

戸村旅宿に出頭せしめ、新川掘鑿中止の旨を諭示した。其の中三十五箇村は油島締切川分堤の築造を以て新川堀割に代へることを納得したが、餘の村々は締切を納得せず、飽く迄新川掘鑿を願ひ、村方に於て水盛をしたが、後に其の水盛に誤があつたことが明になつて、遂に新川堀割の中止を納得したので、愈々千間締切川分堤を築造することに決定した。

然し締切堤を築いて、木曾伊尾兩川を分流疏通する爲めには、其の東に在る福原輪中を過半掘缺かねばならぬので、福原新田から故障を申立て、尾州御國奉行から代地を渡されるやう請求して來たのを初とし、長島輪中や尾州領木曾川沿岸村々からも、油島締切の爲め、木曾川の常水位が高くなるといふ理由で、之に反對して來た。斯く幾多の故障があり、且又全部締切つては出水の時危険であると云ふので、結局北方油島新田から五百五十間、南方松之木村より二百間の締切堤を築出して、中間三百間を明けると云ふことに落着いたのであつた。

大樽川締切 又一方伊尾川沿岸百九十八箇村からは、御手傳御普請を以て大樽川を本堤にて締切られんことを出願して居たが、本堤に締切れば、出水の節、長良川堤及び油島締切堤に悪影響を及ぼすので、洗堰を築造することになつた。

二〇、水行普請計畫の變更

二二九

大樽川締切

然るに桑原輪中十三箇村から故障を申出たので、吟味の上、十三箇村の内十二箇村へは江代米を渡して、悪水江筋を掘下げ、残りの一村へは潰地代米を渡し、田畑掘上普請を施行することを申渡して、之に同意せしめ、洗堰を築造することに決着した。

一色周防守の内申

一色周防守の内申 前記油島締切川分堤並に大樽川洗堰築造の件は、六月十七日笠松に於て三高木水行奉行、青木美濃郡代、吉田代官の五人評議の上最後の決定を見たので、同月二十九日附五人連署の書状を以て、總支配一色周防守へ上申した。仍て周防守は八月左の目論見替内申書を老中堀田相模守へ提出した。

七郷輪中新川相止め候目論見替(内申書)

一、七郷輪中新川堀割の儀、桑名川通り水盛致させ候處、水落の勾配百間に九分程の勾配に御座候故、新川堀割候ても水行宜しく成るべきや計り難く候旨、御普請役の者申候に付、石野三次郎、大久保荒之助、淺野左膳、新見又四郎立會、高木新兵衛、高木内膳、高木玄蕃、青木次郎九郎、吉田久左衛門、濃州御手傳方會所に於て、御普請役并濃州堤方役人存寄申聞候趣を以て評議仕候處、前條の通り勾配少分にて、水行宜しく相成るべきや計り難きに付、七郷輪中新川堀割は相止め、油島新田より松之木村迄千間餘メ切本堤に仕然るべき旨、高木新兵

七郷輪中新川堀割

油島新田締切

衛、高木内膳、高木玄蕃、青木次郎九郎、吉田久左衛門評議相決し申し候。

(朱書)此油島新田より松之木村迄千間餘メ切の儀、去夏高木新兵衛、高木内膳、青木次郎九郎、吉田久左衛門見分の節、水深にてメ切成り難き段申聞候故、去冬其段申上候へ共、此節右の場所水行替り、過半洲を置き、水淺く罷成り候故、メ切相成るべき趣に付、評議相決し候由に御座候。

右メ切千間の場所、木曾川・伊尾川落合の所に候間、大水の節メ切持怵へ申すべきや、今一應評議の上相決し、申越し候上にて伺ひ奉り候積り、當六月十四日一色周防守申上置、猶又濃州へ申遣し、掛の者一同評議仕り候處、當春より木曾川の水福原川へ水分れ流れ候間、右川浚仕り、油島新田より水劔猿尾壹ヶ所仕立候はゞ、彌水分り申すべく候間、本堤にメ切候ても持怵へ申すべく候間、千間の所メ切堤仰付けられ然るべき旨、新兵衛・内膳・玄蕃・次郎九郎・久左衛門方申越候。此節久左衛門中歸仕候に付、右メ切本堤に仕候ても、出水の節持怵へ申すべき旨、久左衛門并御普請役共一同に之を申し候。

(朱書)此段私共評議の上御普請仕立方の儀、千間餘は残る所無く丈夫の致方に御座候へ共、千間餘は町間に積り、十六町四十間餘の場所に候へば、何程丈夫に仕立て候ても、出水これ有り候はゞ、持怵への程覺束無く存じ奉り候に付、右の外仕立の儀猶又評議仕候處、油島新田より猿尾長三四百間程仕出し、松之木村の方より請猿尾長二百間程仕立て中を明け置き候はゞ、出水の節水開きこれ有り候に付、保ち

二〇 水行普請計畫の變更

方宜しく御座有るべく存じ奉り候。然る所御普請役に一應相尋ね候處、油島と松之木村の間にて、中を明け置き候はゞ、木曾川は伊尾川より水重格別高く候故、右明け置き候所より伊尾川へ水強く落込み、桑名川へ多分水通り、川底悉く堀れ候て、上下共築出し候猿尾堤も段々缺崩れ申すべく候。第一右の所、水落強く候はゞ、只今迄より伊尾川落先を押へ、其上砂を押し上げ申すべく候間、伊尾川水落ち兼ね申すべく候。之に依て中を明け申さず、残らずメ切の方然るべき旨之を申し候。猶又評議仕候處、右メ切の儀水行次第之儀に御座候間、私共評議申上候通り、油島新田より猿尾長三百間程仕出し、中を明け置き候とも、又は残らずメ切候とも、檢分評議の上申上げ、相極め然るべく存じ奉り候。

伊尾川通御料私領百九十八ヶ村願

大樽川メ切目論見

一、伊尾川通へ悪水落ち候御料私領百九十八ヶ村、高九萬九千石餘の村々相願ひ候は、大樽川の儀伊尾川へ落合ひ、村々悪水落兼ね候に付、四年以前未年自普請にて喰違堰仕立て、伊尾川の水相減じ、作付罷成り候處、喰違堰にては保ち難く、メ切本堤の儀は自力に叶ひ難く、其上障村これ有り候間、吟味の上御入用を以て本堤にメ切仰付けられ候様相願候に付、吟味仕候處、右場所メ切り候へば、御料私領村々高十萬石程の所水損相止み、御益の場所に御座候。併し本堤にメ切り候ては、出水の節長良川通堤并油島新田メ切堤に相障り候に付、洗堰の積目

洗堰目論見

大樽川締切

桑原輪中差
障
江代米、潰
地米

論見仕候。右大樽川メ切候ては、桑原輪中十三ヶ村水損候旨障申出で候に付、是又吟味の上右十三ヶ村の内十二ヶ村へは江代米相渡し、江筋堀下げ候積り、殘壹ヶ村至つて地低の村故田畑堀上御普請仕、潰地代米相渡し候積り申渡し、十三ヶ村の者同心仕、障り相止み候に付、前條に申上げ候通、洗堰に仰付けられ然るべく存じ奉り候。尤右江代米、潰地代米、水損手當米合二百七十八石餘は、右メ切願ひ候百九十八ヶ村より差出させ、然るべく存じ奉り候。取立方の義一通りにては村々差滞り申すべく候間、御料は御代官、私領は領主地頭より年々取立て、青木次郎九郎へ相渡し候様、御代官并領主地頭御役人に御勘定所より申渡し候様致し度き旨、高木新兵衛、高木内膳、高木玄蕃、青木次郎九郎、吉田久左衛門より申越し候。此節久左衛門より直に承り候處、右場所メ切候へば、前書御益これ有る段相違なく相決し申し候。

(朱書)此段私共猶又評議仕候處、右場所メ切候へば、伊尾川附村々多分水損相止み候間、メ切仰付けられ然るべく存じ奉り候。尤江代米、潰地代米は願村百九十八ヶ村が年々差出し候様、御代官并領主地頭役人へ御勘定所より申渡し、青木次郎九郎へ取立て、障り村十三ヶ村へ相渡し候様仕、且御普請仕立方、本文の趣は油島新田メ切り候積りに候故、洗堰の積り候へば、右場所私共存寄りの通り、双方より猿尾仕出し、中を明け候様に仰付けられ候へば、大樽川の儀はメ切本堤に仕、然るべく存じ奉り候。併し油島新田より松之木村の間水行次第に候。メ切相成候はゞ、大樽川の方は洗堰に仕、然るべく存じ奉り候。

二〇 水行普請計畫の變更

右油島新田より松之木村千間メ切、且又大樽川メ切の義、高木新兵衛、高木内膳、高木玄蕃、青木次郎九郎、吉田久左衛門、濃州に於て評議決着申越し候趣、書面の通に御座候。私共評議仕候趣、朱書申上候通、濃州・勢州・尾州川々水行の儀は、出水にて度々替り、難場の儀に御座候間、油島新田より松之木村迄千間の間メ切候ても、木曾川・伊尾川落合の儀に御座候間、御普請取懸り、水行相考へ、メ切り候とも、中を明け候とも、其節評議の上相決し候様、然るべく存じ奉り候。(下略)

戊八月(十六日)

一色周防守

(御手傳御普請御用留)

堀田相模守の指令

之に對し、九月十二日堀田相模守から伺の通り施工すべき旨言渡された。指令書に、

伺の通、七郷輪中堀割相止め、油島新田より猿尾仕出し、松ノ木村より請猿尾致し、中を明け置き、水行次第にて中を明け置き候とも残らずメ切り候とも、評議の上申上げ相極め、并大樽川の儀も、右油島御普請仕方に應じ、メ切り候とも洗堰に仕候とも、是又水行次第評議の上相決し、御普請仕立て、江代米、潰地代米、水損手當米は御料私領へ申渡し取立て、年々障村に相渡し、其外猿尾杭出長短并水行の儀に付、村々より御普請相願ひ候はゞ、評議の上少分の

儀は御普請致し、其節届出で、大造なる儀は相伺ひ候様致すべく候。(御手傳御普請御用留)
即ち油島締切堤は中を明け置くと、残らず締切るとも、評議の上決定すること。大樽川締切も締切るとも、洗堰にするとも、是又水行次第評議の上決定して施工せよ。」といふ頗る融通性のあるものであつた。

二一、難工事場の外請負

村請負

村請負と外請負 此の御手傳普請は、當初勘定奉行一色周防守から老中へ提出した意見書にも見えて居る通り、町人請負にすれば、兎角利潤を専らにするから、自然堅固に築立てることが出来ぬが、村々の農民に命じて設計書の通り施行させれば、各自村の田畑保全の爲めでもあり、絶対に工事を倉略にするやうな事も無く、且農民の救助にもなるから、外請負にはせず、全部村々に請負はせ、百姓人足を以て施工することになつて居た。

然し土木工事に無経験な村方農民に請負はすれば、勢ひ自村の勝手向を専らにして、工事も遅滞し、自然経費も嵩むことを免れないが、之に反して土木工事に経験を有する請負人に請負はすれば、工事も早く進捗し、経費も少くて済むとい

外請負

二一 難工事場の外請負

二三五

ふ利益がある。依て薩州藩御手傳方に於ては、第一期急破御普請の際にも、三之手の難場數箇所を外請負にしたいとて、三月二十九日、佐久間源太夫より、

三之手有尾村、同新田、津屋新田、根古地新田

右村々御普請所、難場ゆへ手間取、御普請出来兼ね候に付、外請負申付け度く云々。

(蒼海記卷三)

の書面を差出したが、是は幕府方の容認する所とならなかつた。

水行普請難
工事場

水行普請難工事場 然るに第二期水行御普請は難工事場が多くて、村方請負

では到底工事の進捗を期し難いからといふので、四月二十四日薩州藩御手傳方から書面を以て、「難場だけは御手傳方から外請負に請負はせたい」と願ひ出て来た。すると幕府側からは五月二日所謂難場と稱する箇所を書き上げて申上げよと達して来た。依て御手傳方に於ては即日佐久間源太夫の名を以て左の書面を差出して、外請負を命ぜられるやう願ひ出た。

難場三十八
箇所

- 一、石田村水剋杭出 長百四拾間
- 一、同村杭出下猿尾 長百五拾間
- 一、同村伊勢藪上猿尾 長貳百間

一、八神村猿尾 長百間

一、拾町野村前水請杭出 長八拾間

一、三拾町野村前附洲浚 長六百間

一、福原新田猿尾 長貳百間

一、木曾川落合梶嶋下猿尾 長百五十間

一、五明村頭佐屋川突當水請籠猿尾 長拾間

一、同村下筏川入口洲浚 長三百七拾間

一、同所堀割請込杭出 長百三拾間

一、前ヶ須村前川堀割 長百六拾三間

一、見入川入口洲浚 長百間

一、篠橋三拾間古杭出上猿尾 長二百間

一、善太山頭缺留并杭 長百間

一、甚兵衛山堤 長四百五拾間

一、篠橋猿尾元堤 長貳百間

一、堀津村渡場下洲浚 長四百五拾間

二、難工事場の外請負

- 一、木曾川落合小藪村地内猿尾 長百間
- 一、伊尾川通鯉ヶ江洲浚 長八拾間
- 一、同所中村川入口浚 長百貳拾四間
- 一、中須川入口洲浚 長八拾間
- 一、福束村地内洲浚 長百三拾間
- 一、同村前洲浚 長百間
- 一、伊尾川通落口洲浚 長八拾間
- 一、津屋川通小坪新田前洲浚 長八拾間
- 一、徳田新田先江桁築流堤 長三百五拾間
- 一、羽根谷上砂石留喰違石堤 長延七拾貳間
- 一、同所下ノ切石詰 長六拾八間
- 一、伊尾川落口上之間砂利溜浚 長三拾六間
- 一、四方根籠之間山崎谷砂利除堤 長延百八拾間
- 一、河戸山崎村之間伊尾川内置洲浚 長三拾八間
- 一、羽根谷落口伊尾川内置洲浚 長三拾八間
- 一、牧田川烏江村附洲浚 長延貳百間
- 一、高淵村之間

一、同川通船付村地内鼠ヶ森附洲浚 長貳百間

一、桑名川口洲浚 長四百間

一、深谷部澤押出し高洲之處洲浚 長五拾間

一、同所川床浚 長百間

一、同所川中洲浚 長六拾八間

右箇所書の分、濃州・勢州・尾州川々水行御普請所の内、難場と存じ奉り候。御尋ねに付、此段申上候。先達て奉願の通、右箇所難場の分、御手傳方より外請負に申付候様、仰付ければ下され度願ひ奉り候。以上。

五月二日

松平薩摩守内 佐 久間 源 太 夫

(川通御普請御用御手傳より出し候書付一件)

そこで高木三奉行、青木郡代、吉田代官、御番衆等評議の上、五月四日、青木笠松郡代旅宿へ村々世話役を呼出して、御手傳方より申出た水行普請難場の分を外請負にする件を言聞かせたが、村々に於ては已に諸色(材料)其の他諸方へ契約して置いたからとて、彌々村請負にせられんことを請うて書面を差出した。依て幕吏一同協議の上、雙方の書面を一色周防守に提出して、指揮を仰いだ。すると五

二一 難工事場の外請負

難場六箇所
外請負

月二十六日周防守から指令して、

- 一、石田村杭出下猿尾 長百五拾間
- 一、同村伊勢藪上猿尾 長貳百間
- 一、八神村猿尾 長百間
- 一、木曾川落合梶嶋下猿尾 長百五拾間
- 一、佐屋川落合梶嶋下猿尾 長百五拾間
- 一、五明村頭佐屋川突當水請籠猿尾 長拾間
- 一、篠橋三拾間古杭出上猿尾 長二百間

の六箇所のみを難場と認めて外請負を許したが、然し此の難場も水中の工事のみ外請負にし、水上陸上の工事は依然村方請負にせよとの命であつた。

外請負願

外請負再出願 茲に於て薩州藩に於ては、六月八日山澤小左衛門の名を以て青木郡代吉田代官へ宛て、重ねて願書を提出し、已に認可の難場六箇所は水中水上とも外請負にせられたきこと、尙ほ残りの三十二箇所も工事進捗の爲め、同様外請負に仰付けられたいと願ひ出た。

水行御普請所の義難場のみにて御座候に付、村方請負にては相滞り申すべくと存じ奉り候に付難場の箇所の分は御手傳より外請負申付け候様仰付けられ下され度き旨四月廿四日伺ひ奉

水中工事外
請負

難場六箇所

水中水上共
外請負

残り三十二
箇所外請負

り候處、難場の個所と存じ候分申上ぐべき旨、五月二日仰渡され、御普請三十八ヶ所書付け差上げ申し候。然る處江戸表より御差圖の趣御座候由にて、石田村猿尾二ヶ所、八神村・梶嶋村・篠橋猿尾一ヶ所宛、五明村普請場所一ヶ所、都べて六ヶ所難場と御吟味成され候由にて、去月廿六日御書付御渡し成され候。右の分水中業人足迄、御手傳方より外請に申付け、水上は村方へ申付け候様、笠松御役所にて仰渡され承知仕候。之に依て願ひ奉り候は、右六ヶ所の義は別て大切なる御普請所に御座候に付、水上・水下と相替り受負申付け候ては、入交り、御卓行御成就心元無く存じ奉り候間、水上共に壹所に外受負に仰付けられ下され度存じ奉り候。

且又先達て申上げ候難場の箇所、残り三十二ヶ所の義水中業御座無き箇所も御座有るべく存じ奉り候へども、皆共に大様の御場所の義に存じ奉り候間、村受到に申付け候ては、定式急破の御普請の通り、村方より中頃に至り追々難澁申出で候ては混雜仕り、一入御苦勞の上に御卓行に相成らず、水行御普請御成就の程至極覺束無く存じ奉り候間、是亦前條同前都べて外受負に仰付けられ下され候様偏に願ひ奉り候。

誠に以て申上げ候事恐入存じ奉り候へ共、畢竟御最通御卓行專一に存じ奉り候に付て、此段願ひ奉り候。以上。

六月八日

松平薩摩守内 山澤小左衛門

青木次郎九郎様

吉田久左衛門様

(蒼海記卷六)

青木郡代吉田代官は高木三奉行とも協議の上、それ等の意見を附して薩州の願書を一色周防守に申達した。周防守は七月に至り、六箇所の外の難場三十二箇所も村方得心ならば外請負にし、若し不得心の村方あらば村請負にするやう指令した。

依て七月廿三日青木郡代等は、御手傳方平田善太夫を呼出して指令書を手交した。指令書左の通りである。

先達て申達し候難場六ヶ所外請に成り候。此の外の三拾貳ヶ所の儀は、村請にても成り候場に候へども、御普請抄取の爲め、外請に申付け度き由に候。左の村方のものへ得と申含められ、外請に成り候ても、所の人足雇ひ候の事故、外請も村請も同様の趣、村方得心の上には、外請に引替へられ候事は勝手次第に候。然れ共不得心の村方もこれ有り候はゞ、得心の分計り外請負に御申付け候筋にこれ有るべく候。縦令外請に成り候ても、人足は所の者を遣ひ候積りの儀は、江戸に於て、岩下佐次右衛門之を申され、其趣を以て六月廿七日佐次

一色周防守の指令

右衛門へ室田金左衛門より申談じ、承知申され候事に候へば、右の趣を以て、村方へ得と申含め、熟談の上相極められ、右箇所々々書付を以て差出し候様にと存じ候。

一、村々垣樋の儀は、いづれも村方にて伏込み候の様致し度き段相願ひ、右は村請に成り候間、其旨御心得これ有るべく候。

七月

一色周防守

(川通御普請御手傳へ申渡一件)

難場六箇所外請負契約

外請負契約 翌八月御手傳方は先づ左記難場六箇所の普請を、江戸及び駿府の町人をして請負はしめた。

一、石田村杭出下猿尾 長百五拾間

一、同所伊勢藪上猿尾 長貳百間

一、八神村字百間猿尾 長百間

右受負人 江戸芝三田壹丁目 駿河屋嘉右衛門

駿府茶町一丁目 深見屋休右衛門

同 本通町五丁目 三河屋勘兵衛

同 安西五丁目 今村屋宗右衛門

二 難工事場の外請負

二四三

同 七軒町三丁目 挽物屋長右衛門
同 本通町五丁目 下山屋五郎兵衛

一、五明村頭佐屋川突當水受籠猿尾 長拾間

右受負人

勢州東對海地新田 大橋又左衛門

同

大橋重右衛門

江戸

升屋吉右衛門

一、篠橋三十間古杭出上猿尾 長貳百間

右受負人

江戸本材木町一丁目 世古九平次

同 西紺屋町

龜屋新八

一、梶島下猿尾 長百五拾間

右受負人

江戸

南部屋八十次

同

野間屋新兵衛

同

松崎屋太郎兵衛

(川通御普請御用御手傳より出候書付)

右の外の難場三十二箇所の内、左の十二箇所は同じく外請負となつた。

一、中須川入口浚 長八十間

一、伊尾川通鯉ヶ江洲浚 長百九十間

一、同所中村川入口浚 長百二十四間

一、同川通牧村地内猿尾 長五拾間

一、難波野村地内猿尾繼足延 長三十間

一、今村古宮輪中水門先水分江桁築流堤 長五十間

一、福東村前洲浚 長百貳拾間

一、西海松村前洲浚 長五拾七間

一、大牧村地内杭出し 長拾五間

一、伊尾川落合大牧村外畑下洲浚 長九十六間

一、同所北向柿内村下杭出 長拾五間

一、牧田川通今村古宮輪中坵先江桁繼足 長十五間

右受負人

江戸芝三田壹丁目 駿河屋嘉右衛門

(川通御普請御用御手傳より出候書付)

此の外の難場二十箇所は村請負となつたやうである。

二一 難工事場の外請負

次で九月に入つて油島新田、松之木間の千間締切普請を左の通り町人に請負はしめた。

一、油島新田より松之木村迄ノ切堤 長千九拾間

一、同所古猿尾兩縁添築 長七拾間

一、松之木村藪之内ノ切堤元附 長拾五間

右受負人 江戸 南部屋 八十次

岡田 源助

江間 太郎兵衛

河内屋 勘兵衛

松崎屋 太郎兵衛

江戸

(川通御普請御用御手傳より出候書付)

越えて十月帆樋の伏替修復普請の請負契約が出来た。

帆樋 伏替 修復

一、帆引新田伏替帆壹艘 但堀埋

一、修復帆壹艘 但切組堀埋共

帆引新田庄屋 與 四郎

同村 年寄 伊 右衛門

一、萬壽新田伏替帆五艘 但堀埋

一、修復帆七艘 但堀埋 高須輪中總代 萬壽新田庄屋 義助

帆引新田庄屋 與 四郎

野寺村 庄屋 市 右衛門

一、小坪新田伏替帆壹艘 但堀埋

小坪新田庄屋 惣 左衛門

同村 百姓代 九 助

同村 請負人 彌 三郎

一、金廻村立會修復帆貳艘 但切組堀埋共

金廻村庄屋 源 藏

江内村年寄 甚 三郎

(川通御普請御用御手傳より出候書付)

これは夫々地元村民をして請負はしめたものであつた。

二二、工事材料蒐集の苦心

工事材料の調達

工事材料の調達 第二期水行普請の準備として最も緊急を要するものは、木材竹石材砂利切土等工事材料の蒐集であつて、其の數量は想像も及ばぬ巨額に上り、是が調達蒐集の困難は並大抵の事ではなかつたが、特に御手傳方の最も苦心したのは石材の蒐集であつた。

石材蒐集の苦心

工場は大小の河川が網の如く交錯した所謂輪中地帯で、沖積地であるから岩石は少しも無い場所である。

第一期定式急破普請に用ゐた石材は、最初工場附近から買上げたが、後には石材缺乏して調達の途なく、爲めに數里を隔てた伊勢國桑名郡多度谷川や、美濃國石津郡般若谷川、山崎谷川、羽根谷川、多藝郡志津谷川等へ幾度となく人夫を遣して採集せしめた。中にも蛇籠に詰める丸石や棒に詰める角石の如きは、最初から十數里を隔てた木曾川上流の加茂郡太田附近、長良川上流の岐阜以北にて採集せしめ、船にて輸送したのであつた。

尾州藩改番所通行

當時木曾川は尾州藩の管理する所で、圓城寺北方神明津藤ヶ瀬の四箇所に改

番所があつて、上下の舟を改め、川税を徴収して居た。また長良川にも岐阜町に尾州藩の設けた番所があつて、同じく川税を徴収して居た。依て此の年二月笠松郡代から尾州役人へ交渉の上、御普請用の石材木類に限り、郡代役所の合印鑑を遣し置き、舟には合印の小帳を立て、無分(無税)を以て通行する事になつた。

石寄外請負

第二期水行普請用の石材は油島締切だけでも二萬坪(一坪は六尺立方)以上を要し、總

石寄遅延

額五六萬坪に上るので、御手傳方から請うて幕府の許可を得、外請負で蒐集せしめることになり、五月十二日日本小屋に於て御番衆立會の上、高木三奉行、青木郡代等から其の旨御手傳方に言渡した。そこで御手傳方に於ては外請負として、同月二十一日から石材輸送に取懸り、毎日大小の船舶三百餘艘を以て運搬せしめたが、石材一坪を運ぶに四ツ乗船七艘を要し、是を以て三四里乃至七八里の距離を輸送するのであるから、一日の輸送量僅々百坪内外で、輸送取懸りの五月廿一日より翌六月廿五日迄三十五日間に、二千六百坪を寄せ得たに過ぎなかつた。

幕府側の督促

幕府側の督促 幕府側に於ては斯様に小額な輸送量では第二期水行工事着手の間に合ふまいと憂慮し、畢竟是は御手傳方が運送賃を充分出さないの因

るものであるとして、六月十七日笠松郡代役所に於て、高木三奉行青木郡代吉田代官等會合評議の上、六月廿九日一色周防守へ五人連署の書狀を差送つた。

一、水行御普請石寄の儀外請負に仰付けられ候旨仰下され候に付、五月十二日元小屋に於て御番衆立會ひ御手傳方へ申渡し候處、同廿一日より石寄せ仕り、當月廿五日迄漸く二千六百坪餘寄せ申し候。此運を以て此度の御普請總石坪割合ひ候へば、凡七百日程これ無く候ては、石相揃ひ申さず候。右の通にては一向御普請差支に罷成るべく存じ奉り候間、其御地にても石寄方抄取り候様仕るべき旨、御手傳役人へ仰渡され候様に仕度存じ奉り候。

一、右石船差滞り候義に付、先達て次郎九郎、久左衛門より申上げ候趣の義、私共一同に立會ひ請負人并船持共吟味仕候處、先達て御小人目付より差出し候書面の内、あや違ひの義も相聞え、請負人并船持共工み候て、相滞らせ候譯には相聞え申さず候。いま迄少々吟味残り候義御座候間、得と相糺し、一兩日中に委細申上ぐべく候。畢竟運送賃下値故永々相滞り候義に相聞え申候。

(川通御普請御用御手傳へ申渡一件)

幕吏側に於ては一色周防守の指令を待たないで、翌七月御手傳方に對し、左の石寄督促の書翰を送つた。

先達てより度々申談じ候石寄の儀、とかく抄取り申さず候。只今迄寄方の趣にては、五六百

日程も掛り申さず候ては相済み申さず候。左候ては一向御普請の御差支に成り候様に相見え候間、はか行の儀此上別段の御取計これ有り候存寄り承り度く候。

一、是迄石寄の儀、石田・八神邊計りへ寄せ候由、此儀も毎度申達し候。四手共に石の多少に従ひ、其場所相應に割合致し寄せ申さず候ては、江戸より御役人揃次第、所々御普請に一同に取掛り候節に至り、甲乙これ有り候ては甚だ宜しからず候。就中川下より御普請取懸り候にてこれ有るべく候へば、別て其心得を以て取計はれ候様、手配もこれ有るべき儀に御座候。是迄石寄の儀書付差出され候度毎、貳之手へは一向石寄これ無く候。決て御普請の御手支に罷成る段申談じ候事候。果して此度御小人目付より、右の通にても苦しからずやの旨申來り候。是非石寄罷成らざる譯に候はゞ、其趣御申聞これ有るべく候。

(川通御普請御用御手傳へ申渡一件)

實に皮肉極まる手嚴しい督促と云ふべきである。茲に於て一色周防守は同月二十七日江戸に於て、勘定組頭室田金左衛門をして、薩摩藩江戸邸の岩下佐次右衛門へ石寄方を督促せしめ、其の顛末を青木郡代に報じて、御手傳方へ通達せしめた。翌八月青木郡代が一色周防守よりの諭示により、御手傳方に送つた書翰に云ふ。

吉田久左衛門并御普請役共、御勘定所へ申達し候は、御普請御用石、當時水嵩もこれ有り、船通行宜しく候間、村々有來る船の外にも船仕立てなり共、石高多く寄せ置き候はゞ、御普請手廻しにも相成るべく候。冬濁水に成り候はゞ、尙更抄取り申すまじく候間、此節より右勘辦致すべく候。

五萬坪近くの石坪に候間、一日に三四百坪宛其餘も寄せ候様に致すべき旨、去月廿七日江戸に於て岩下佐次右衛門へ室田金左衛門申達し候由、定めて承知申さるべくと存じ候。

一、石寄方の儀御普請役共御勘定所へ申達し候は八神・石田邊へ五月廿一日より七月十日迄に四千三百坪餘寄せ候旨、押付け御普請取懸り候節は、四手一同に懸り候處、八神・石田計りに寄置き候ては差支出で候間、外のヶ所々々へも、早々石寄せ候様に、尙又次郎九郎より御手傳方へ相達すべき事。

一、石運出し候石元并溜め候ヶ所へ御普請役堤方役差遣し、石取集め候手配致し、抄取り候様に致すべく候。尤御手傳方へも右の段申談すべき事。

右の通り一色周防守より申來り候。尤先達て當所にて申達し置き候儀も候へ共、尙又申談し候。何れにも御普請抄取宜しき様に勘辦專要に存じ候。

戊 八 月

(川通御普請御用御手傳へ申渡一件)

石材輸送減少と督促

所が八月以降日々の石材輸送量は増加する所か、却つて減少の傾向を來したので、幕吏側では躍起になつて、同十一日更に左の督促狀を御手傳方に渡した。

覺

一、諸場所石寄の儀、七月廿六日より晦日迄の寄方、平均一日に百五十一坪餘の寄方に候處、八月朔日より同四五日迄の寄方平均一日に百三坪餘、同六日より十日迄の寄方平均一日に七十一坪餘の寄方にて段々と相減じ候。尤も雨天にて寄方減じ候事に候へ共、雨天の分は晴天に出精これ有るべき事に候。次第に相増すべき處、ヶ様段々相減じ候ては如何に候間、此末雨天の分は晴天に出精致し、追々寄方相増し候様に御吟味これ有るべく候。尙又其段御申聞けこれ有るべく候。以上。

戊 八 月

(川通御普請御用御手傳へ申渡一件)

石材輸送減少の原因

石材輸送量減少の原因は、夏期雨天が引續いたのも一因であるが、他に山元村方が石材搬出を拒んだことにも、因るのであつた。一例を擧ぐれば、長良川通り各務郡岩田村では、村内自普請所猿尾修繕の爲め必要であるからとて、河原石の搬出を肯んぜず、牧田川通り多藝郡大塚高畑橋爪の諸村、其の外石畑村龍泉寺等も村々相語らつて一切石材を出さなかつた。また大垣領徳田志津羽根安江太里

松山下一色の諸村、高須領駒野・上野・河戸・山崎の諸村は村人足許りで搬出して居たので運搬が進捗しなかつた。仍て八月二日笠松郡代に於ては岩田村役人を呼出し嚴命して石材を搬出せしめた。同日附笠松郡代より御手傳方平田善太夫へ渡した書翰に、

岩田村河原石

長良川通岩田村河原石取らせ申さず、差支へ候趣承り及び候に付、召呼び相尋ね候處、村内自普請所猿尾等繕ひに石入用にて差出し申さざる旨申候間、向後右體差支これ無き様急度申渡し、右村石取場差支これ無く候間、心得として申達し候。

志津村外六箇村へ諭示

次で八月十八日水行奉行高木新兵衛は大垣藩役人吉村次郎右衛門を呼出し、御普請役橋爪善兵衛立會の上、大垣領志津・徳田・羽根・安江・太里・松山下一色の七箇村へ、外人足を差加へ石材を搬出すべき旨言渡し、左の書面を渡した。

油島新田と松木村の間、切御普請に遣ひ候石の儀、右請負人共より御手傳方へ願出で候由にて、御領分志津村・徳田村・羽根村・安江村・太里村・松山村・下一色村山石相廻し候に付、所人足計にて出方抄取り申さず候故、外人足指加へ、石取致させ度旨、御手傳方より申出候。右は大造の石坪に候間、所人足計にては出方抄取り申さず、御普請の手支に相成るべく候間、外人足指加へ候義、差支へざる様に御領分村々へ御申渡これ有る様致度候。石取の義

は先達ても申達し候に付、兼て村々へ御申渡置き、差支の義はこれ有るまじく候の處、右の儀此段指支の趣に付、尙又申達し候。以上。

戊 八 月

(蒼海記卷七)

高須役人へも諭示

尙ほ同日大垣領大塚・高畑・橋爪・石畑・龍泉寺の五箇村へも、向後必ず石材を搬出すべき旨諭示せしめた。又高須藩役人へも同藩領駒野・上野・河戸・山崎の諸村へ、外人足を加へて石材を搬出すべき旨諭示せしめた。

御手傳方へ督促

幕府では前記の通り村々へ諭示せしめて石材搬出督勵に協力すると共に、他面御手傳方に嚴重交渉して督促を怠らなかつた。八月十八日御手傳方役人平田善太夫に手交した書翰に、

先達ても毎度申談じ、并此間場所に於て申談じ候石寄の儀抄取り候様致さるべく候は勿論、今以て貳之手へは寄せ申さず候旨、右は船路も遠く候へば、別て手廻し早く寄せ置き申さず候はゞ、決て御普請の差支に成るべく候旨、昨日も場所詰の役人より申來り候。左様延引はこれ有るまじき事に候。如何わけ候や、急度石寄せ申され候様にと存じ候。併し急に成り難く候譯も候はゞ書付差出さるべく候。江戸表へ相伺ひ候様に致すべく候。

一、切土の儀、是又此程書付相渡し候通り、手廻しこれ有り、早々其の場所々々へ寄せ候様

二二 工事材料蒐集の苦心

二五五

に致さるべく候。以上。

戊 八 月

(川通御普請御手傳へ申渡一件)

再三の督促

また翌十九日水行奉行から御手傳方役人佐久間源太夫を呼出し、御普請役松村平右衛門立會の上略ぼ同文の書面を手交した。随分手厳しい催促と謂ふべきである。最後の科白は、江戸表へ相伺ひ候様致すべく云々で、それで薩州側を威嚇したのであつた。

斯くて御手傳方が運送賃を増して請負人や石寄人足を督勵した結果、石材輸送は大に進捗したのであつた。八月廿五日薩州藩江戸邸岩下佐次右衛門の届書によると、

石寄状況届書

水行御普請御用石

一、石壹萬九千四百七坪

内壹萬百坪餘 但八月十五日迄に諸所御普請場所へ寄取候分

殘九千三百七坪

内二千三百坪 但油島御用石の請負人へ九月十日限に寄方申付け候

七千七坪 但只今迄は請負人へ増銀申付け、一日に二百坪餘づゝ九月廿五日限に晴雨に構

無く寄方申付け候

油島メ切御用石

一、石貳萬三千五百四坪

但八月七日より取付、同十六日頃より一日に二百坪、又は二百五十坪程づゝ、晴天百日に皆同じく寄方申付け候

右の通石寄方手配申付候段、去る十七日御場所より申越し候。此段申上候。以上。

戊八月廿五日

松平薩摩守内

岩下佐次右衛門

(御手傳御普請御用留)

佐久間源太夫届書

薩州藩士等が石材蒐集の爲め如何に苦心したかは、九月十二日同藩佐久間源太夫から二宮四郎右衛門をして提出せしめた左の書翰に依て窺はれよう。

油島メ切御用石、請負の者願ひ奉り候西山通りへ他人足入れ候儀相濟ます候に付、先達て申上候届き石坪相減じ申し候に付、長良川より石乗下げ候様申付け手配仕候處、最初申付け候受方の船々と混雜仕り、石船早行仕らず候間、一萬九千坪餘の御用石、最早追々乗届數少く罷成り申し候間、右届け仕廻ひ候上、木曾川・長良川より油島一箇所へ限り相届け申候へば、

二二 工事材料蒐集の苦心

御早行に相成り候旨、請負人共より願申聞け候に付、彼是吟味仕り候處、水行普請所の石、近々皆濟申候儀に御座候間、當分の内は油島御普請所梓詰石計り西山より乗届け、長良川・木曾川より乗下げ候石届け仕廻ひ候上、油島々切御用石相届けさせ申候様仕度存じ奉り候間、此段申上候。以上

九月十一日

松平薩摩守内

佐久間源太夫

(川通普請御用御手傳より出候一件)

斯くて薩摩藩士が涙ぐましい努力により、請負人や人夫を督勵の結果、石材は着々輸送蒐集せられたのであつた。

木材蒐集の苦心

木材蒐集の苦心 他面工事用木材の蒐集にも容易ならぬ苦心が拂はれた。木材も近郊の木材商より買取るのが便宜であつたが、それだけでは巨額の數量を充分間に合はせる事の出来なかつた故もあらうが、幕府領萬壽新田垣樋用材木の如きは、遠く濃州土岐郡釜戸村から買取つた爲め、尾州御國奉行の承認を経て、土岐川筋から庄内川を下つて輸送しなければならなかつた。(蒼海記卷七 御國奉行書翰) また幕府では殊更官林の伐採を命じて、遠きは濃州邊陲の可兒郡徳野村野市場村杓井村古市場村本郷村前波村不破郡綾戸村垂井村多藝郡小倉村白石村等

木材請取役人

の深山を指定したので、薩摩側では二三十里外の是等遠隔地へ、袖人足を出して伐採せしめ、請取役人を遣して之を受取らせて輸送しなければならなかつた。此の年九月廿五日薩州藩佐久間源太夫の届出に據れば、不破、多藝兩郡の御材木請取役人は左の通りであつた。

一、不破郡垂井村垣樋御用御材木請取役人

松平薩摩守内

有馬勘兵衛

佐久間善助

一、不破郡綾戸村垣樋御用御材木請取役人

同

内 久保五次右衛門

津留伊左衛門

一、多藝郡小倉村垣樋御用御材木請取役人

同

内 吉田權左衛門

染川伊兵衛

一、多藝郡白石村垣樋御用御材木請取役人

同

内 川上七郎右衛門

二二 工事材料蒐集の苦心

二五九

而して材木伐採に要する柚木挽大工人夫等の賃錢から荷車船駄馬駄牛等の運送賃に至る迄一切薩州藩の負擔した所であつた。

二三、第二期工事準備期間の犠牲者

次期工事の準備

次期工事の準備 五月下旬第一期定式急破普請が竣功してから、九月下旬第二期水行普請の起工せらるゝに至るまで、夏期出水期百二十餘日の間には、薩州御手傳方は請負人や村人足や柚大工等を督勵して、陸上の工事を行ふ一面、材木の伐採搬出、坑樋の切組、石材切土の輸送蒐集等、次期工事に對する諸種の準備を整へたのであつた。

而も此の間幾多の支障續出して、事業の進捗意の如くならず、加ふるに夏期出水頻々として既成工事の破壊せられるもの多く、其の上幕吏の督責急にして、爲めに悲憤切齒、責を引いて屠腹し、罪を藩主に謝するものが續出し、其の數三十六名の多き上つた。

屠腹者氏名

寶曆四年六月五日割腹

江夏次左衛門

同年同月十七日同

茂木源助

同年同月廿六日同

永田佐右衛門家來 關右衛門

同年七月七日同

黒田唯右衛門

同年同月八日同

藤崎伊左衛門

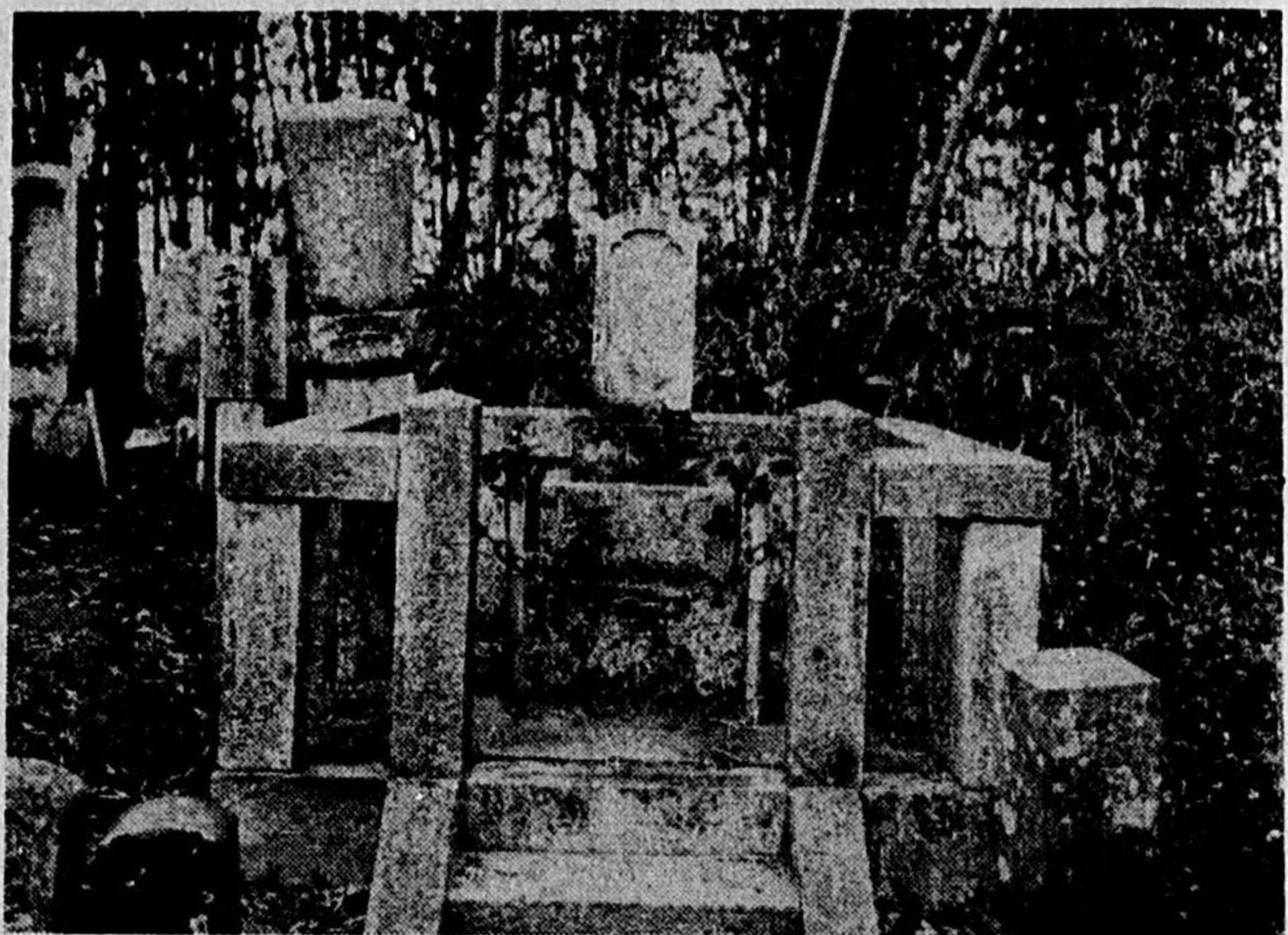
同年同月廿六日同

永田伴右衛門

同年同月廿七日同

弟子丸小右衛門家來 角助

井出上渡右衛門



第十四圖 常榮寺義士(黒田唯右衛門)墓碑
岐阜縣海津郡今尾町常榮寺

同年同月廿八日同

二三 第二期工事準備期間の犠牲者

寶曆四年八月三日割腹
 同年同月五日同
 同年同月八日同
 同年同月九日同
 同年同月十四日同
 同年同月十五日同

松崎 仲右衛門
 恒吉 軍太郎
 小山田村住人 八郎左衛門
 瀬戸 山石助
 野村 八郎右衛門
 平山 牧右衛門



第十五圖 萩原勘助貞次墓碑拓本
 岐阜縣海津郡石津村太田圓成寺

同 年同月十九日 同
 同 年同月二十日 同
 同 年同月廿一日 同
 同 年同月廿二日 同
 同 年同月廿三日 同
 同 年同月廿四日 同
 同 年同月廿七日 同
 同 年同月廿九日 同
 同 年同月同日 同
 同 年九月一日 同
 同 年同月三日 同
 同 年同月同日 同
 同 年同月九日 同
 同 年同月同日 同

二三 第二期工事準備期間の犠牲者

前田 兵右衛門
 德田 助右衛門
 大山市 兵衛
 藪田 新兵衛
 萩原 勘助貞次
 提岩 智全居士氏名不詳
 石塚 仁助
 濱島 喜右衛門
 永山 孫市
 瀧 開平八
 市 右衛門
 上田 金左衛門
 永山 嘉右衛門
 本田 甚兵衛
 永山市 左衛門盛次

寶曆四年九月十日	割腹
同 年同月十一日	同
同 年同月十五日	同
同 年同月十六日	同
同 年同月十九日	同
同 年同月二十日	同

鮫島甚五左衛門
 横止治左衛門
 永田李左衛門
 崎本才右衛門
 稻富市兵衛
 吐田軍七



第十六圖 永山市左衛門盛次墓碑拓本
 岐阜縣安八郡大藪町輪俣江翁寺

同 年同月廿一日 同

貴島助右衛門

屠腹の事情

右の中には、或は自己の分擔せる工事蹉跌の責を負うて自刃したるものもあらう。或は幕吏の冷酷な仕打に憤慨し、武士の一分立たず、悲憤切齒して割腹したるものもあらう。洵に悲壯の極と謂ふべきである。但し是等の人々個々の屠腹の原因事情等に就ては、今日之を闡明し得ないのは實に遺憾に堪へない次第である。

二四、悲惨なる病死者の續出

疫病流行

疫病流行 抑々此の度の御普請場所たる濃尾地方は、土地卑濕にして衛生上不適當の地なる上に、當年六七月頃より疫病（赤痢病と傳ふ）流行して、薩州藩士にも罹病者多く、病死者續出するに至つた。七月廿七日村上忠右衛門なる者より、薩州藩大藪出張小屋の主人渡邊勘右衛門に送つた書翰に

當年は薩州にて、別して御辛勞遊ばされ候はんと存じ奉り候。扱小屋小屋病人多く、病死の者も御座候由、病體皆々一様の儀に候様に仰下され候。（中略）遠國にて筒様の儀は哀なる事に計に御座候。何れ養生も懈怠勝、一つは養生にて助かり申すものも相果て申候。御普請もそ

二四 悲惨なる病死者の續出

二六五

ろく相初り候様子に御座候や、末々見え申さざる儀にて、御心勞遊ばさるべく存じ奉り候。

(渡邊家文書)

病死者續出

蓋し出先にて醫療も行届かず、爲めに多くの病死者を出すに至つたものであらう。九月も近づいて第二期水行工事も開始されんとするに、御手傳側には小奉行三十二人中七人、歩行士百六十四人中六十人、足輕二百三十人中九十人、合せて百五十七人の罹病者を出し、病死者數十人の多きに達したので、國元へ増人數を請求したが、里路三百里外の遠隔地とて、短時日に到着せぬので、八月廿五日薩州役人佐久間源太夫より幕吏に書面を提出して、當分御普請場所へ差出す人數を減じ、且水行御普請は四工區一齊に着手せず、工區二箇所より開始されんことを請ふに至つた。其の書翰に、

佐久間源太夫の書翰
第二期工事着手の時期

「御普請何時比より御取掛りこれ有り、御手傳方差支これあるまじくや」申出づべき旨仰渡され候趣、承知仕り候。來る九月十一日、十二日日柄宜しく候間、御普請御取懸りなされ候ても、御手傳方差支申すまじく存じ奉り候。然れども當分病人御座候に付、先達て申上げ置き候水行御普請場所へ差出し候小奉行三十二人の内七人相煩ひ、歩行士百六十四人の内六十人相煩ひ、足輕二百三十人の内九十人相煩ひ罷在り候。來月中旬迄には快氣仕る體御座無く、

病人百五十七人

病死者數十人

差支へ迷惑仕り候。之に依て申上げ候。御普請御取懸り御座候はゞ、五人差出し候所へは三人、且又三人の所へは兩人も差出し、手代り人數も御座候に付、兎や角間に合せ置き、追々快氣仕り次第、先達て申上げ置き候人數の通り罷出で、相勤め候様に仕るべく候。未だ御下知はこれ無く候へども、油島御普請も仰付けらるべき由、御沙汰承知仕り、其上當夏以來小奉行、歩行士、足輕等には數十人病死仕り候に付、國元より人數差越し候様に申遣し候へども、遠國故着仕り候儀暫く延引仕るべくと存じ奉り候。此段旁々申上げ候。以上。御普請所四手とも御一緒に御取懸りこれ有り候ても、先づ二ヶ所づゝも御取附き成され候へば、御手傳方差支申さず候。此段申上げ候。以上。

八月廿五日

松平薩摩守内 佐久間 源太夫

(蒼海記卷八)

病死者氏名

右書翰には病死者數十名とあれど、墓碑現存せるか、又は過去牒に記載されて居て、現在判明せるものは左記の三十三名である。

寶曆四年五月廿四日	病 死	永山權四郎仲間	甚	八
同 年六月十七日	同	本田治右衛門仲間	新 右 衛 門	
同 年七月十二日	同	尾 上 半 兵 衛		
二四 悲慘なる病死者の續出				二六七

寶曆四年七月十三日	病	死	茵田治兵衛下人 六 平
年同月廿一日	同		伊地知傳右衛門下人 助 次 郎
年八月四日	同		川上彌三右衛門下人 新 右 衛 門
年同月十五日	同		山口佐左衛門下人 利 右 衛 門
年同月十八日	同		八木七郎左衛門
年同月二十日	同		川合 瀬 兵 衛
年同月同日	同		坂本權右衛門下人 權 右 衛 門
年同月同日	同		今村二角下人 喜 左 衛 門
年同月廿五日	同		平田鞆負下人 長 左 衛 門
年同月廿八日	同		淵邊甚右衛門家來 六 左 衛 門
年九月六日	同		田中孫八下人 惣 左 衛 門
年同月十三日	同		平田鞆負下人 岩 七
年同月十五日	同		伊集院十藏足輕 深 見 勘 助
年同月廿七日	同		堀堀右衛門下人 六 左 衛 門
年同月同日	同		田中幸右衛門下人 長 八

年十月十五日	同		丸田金左衛門家來 田 中 善 兵 衛
年同月十七日	同		伊集院十藏下人 三 四 郎
年同月廿三日	同		肥後八右衛門下人 太田喜三右衛門
年十一月九日	同		種子田六郎右衛門下人 仁 八
年同月廿一日	同		大窪十 左 衛 門
年十二月八日	同		有馬勘左衛門家來 森 權 四 郎
五年正月十二日	同		河野清左衛門下人 助 四 郎
年同月同日	同		寺師治兵衛下人 與 八
年二月二日	同		和 田 善 助
年同月九日	同		駿府小野久右衛門代 大橋七郎右衛門
年同月十三日	同		覺 左 衛 門
年三月四日	同		山 口 清 作
年四月廿三日	同		松 下 新 七
年同月廿八日	同		伊集院十藏下人 市 右 衛 門
年五月八日	同		木藤直右衛門下人 仁 助

二四 悲惨なる病死者の續出

一編あり、氣候風土を異にせる三百里外の他郷に來つて、不馴なる土功に従事し、不幸病魔に冒されて、醫療の手も及ばず、あはれ異郷の土となつた薩摩隼人の身上に想到する時、誰か一掬の涙無きを得よう。實に酸鼻の極と謂ふべきである。

二五、第二期水行普請着手

幕吏の來着

幕吏の來着 第二期水行御普請着手の期日も迫つたので、八月二十五日には代官吉田久左衛門が江戸より笠松に來着し、九月朔日には高木水行奉行も笠松へ參集した。(高木内膳のみ不快に付違着)

幕吏増派

是より先八月十三日一色周防守より御勘定組頭倉橋武右衛門を新に普請所總場所見廻役として任命増派し、御勘定宮川小十郎菰田仁右衛門三木伊左衛門勝屋治兵衛も夫々見廻役として之に従つて、廿九日江戸表出立、九月九日何れも笠松に來着した。依て新に御普請所見廻役並に場所掛の變更があり、左の通り下命配屬せられた。

濃州勢州尾州川々御普請所場所掛

御普請所總場所見廻

倉橋 武右衛門

一之手

御勘定

宮川 小十郎

見廻

松村 平右衛門

場所詰

米 倉 幸 内

青山 喜 平 次

笹川 運 四 郎

二之手

御勘定

菰田 仁右衛門

見廻

長岡 文兵衛

場所詰

花 田 武 助

荻野 藤 市

橋原 與左衛門

三之手

御勘定

三木 伊左衛門

見廻

橋爪 善兵衛

場所詰

内藤 源 八 郎

永山 伊兵衛

今井 勘 助

鶴岡 幸之助

柑木 佐兵衛

渡邊 傳之助

猪俣 栗右衛門

四之手

御勘定

勝屋 治兵衛

見廻

菊池 惣 内

場所詰

川口 千次郎

名 和 文 助

田村 銀八郎

和 田 清 助

今泉 又三郎

二五 第二期水行普請着手

(蒼海記卷八)

工事着手

尋で九月十八日には、水行御普請所四工區の分擔を決定し、同二十四日一之手、二之手、三之手、四之手の各工區一齊に水行工事に着手し、曉天より深更に至るまで勇ましい働き振を示した。各工區の工事場所並に工事分擔村々は左の通りであつた。

水行普請所と仕立村々

水行御手傳御普請御用覺書

一之手

壹之手

(濃州桑原輪中より尾州神明津輪中迄)

一、石田村壹番 水勿杭出 百五十間

一、同村猿尾 長貳百間

右仕立村々

高須輪中尾州領鷹野、土倉、今尾、高田、大尻、西嶋、上成田、福島、五町、柳湊

同

高須領壹野、東小島、西小島、高須、馬目、同新田、鹿野一色、草場、小草場、札野、立

野、長久保、長瀬、駒ヶ江、大和田、秋江、福一色、神桐、松ノ木、須脇、福岡、梶屋

青木九十郎支配、下成田、内野

同

總高一萬九千石餘

一、石田村猿尾 二百五十間

右仕立村々

桑原輪中江吉良、長間、沖村、中村、石田、八神、大須、東方、市ノ枝、前野、午南

新田、午北新田、堀津 高九千石餘

古宮輪中、今村輪中村々 高二萬千石餘

一、拾町野村佐屋川留築流堤 百三十八間

一、拾町野村佐屋川入口水請杭出 五十間

一、駒塚村加賀野井間逆川入口洗堰 七拾九間

一、神明津藤ヶ瀬間小川ノ切洗堰 長拾三間

右仕立村々

一色、曲利、蜂尻、飯納、駒塚、加賀野井、城屋敷、藤ヶ瀬、神明津、拾町野の十

箇村 高二千九百石餘

一、三拾町野前佐屋川入口洲浚 四百間

右仕立村々

成月、瀬古、野市場、幡長、野寺、須賀、岡村、脇田、車戸、佛師川、同新田、者

結、三拾町野 右村々高五千石餘

一、竹ヶ鼻村逆川洲浚 長千五百間

右仕立村

竹ヶ鼻村 高九百石餘

貳之手

(尾州梶島村より勢州田代輪中迄)

二五 第二期本行普請着手

一、篠橋七十間古杭之所猿尾 長百五十間

一、善太山並杭 長百間

一、篠橋堤 長三百間

右仕立村々

高須輪中日原、外濱、森下、石龜、古中島、萬壽、七右衛門新田、帆引、安田、同

新田、宮地、本阿彌、深濱、内記、馬目新田、福江、沼新田

太田輪中太田新田、中島、大里

金廻輪中金廻、江内、油島

上之郷輪中上之郷、古敷、西平賀、東平賀、福永、篠橋新田

總高一萬三千四百石餘

一、篠橋下之方猿尾 長二百間

右仕立村々

多藝輪中御領私領村々 九千三百石餘

祖父江組合祖父江、江月、飯田、蛇持、飯積、直江、大坪、室原 四千五百石餘

古宮今村輪中村々 四千五百石餘

一、前々須村前筏川口切廣 五拾間

一、同村下筏川切廣 三百四拾間

一、同

切廣 四百八拾四間

一、同附洲堀割 長百六拾壹間

右仕立村々

前々須、六條、平嶋、森津、鎌島、鳥ヶ地、五明

右村々高四千八百石餘

一、福原新田下猿尾 長貳拾間

一、梶島下猿尾 長八十間

右仕立村々

梶島、船頭平、福原、立田輪中三拾ヶ村 高壹萬八千七百石餘

參之手

(濃州屋俣輪中より同國本阿彌輪中迄)

一、堀津村渡り場迄水刳杭出 長七拾間

一、同村猿尾 長八拾間

一、大藪壹番出上猿尾 八拾間

一、堀津渡り場洲浚 四百五拾間

一、福東村地内猿尾 長參拾間

右仕立村々

南波、中郷、同新田、福東、本戸、福東新田、楡俣、同新田、大藪、里村、上大樽、

二五 第二期水行普請着手

同新田、五反郷、同新田、藻地新田、海松新田、下大樽、同新田、豊喰新田
高壹萬二千石餘

一、福東村地内片梓 長九間

右仕立村 勝村

一、大藪村猿尾 長百間

一、同所上水劔杭出 長拾五間

一、同所長良川筋洲浚 長百間

右仕立村々 小藪、西海松、柿内、本郷、大吉新田 高千五百石餘

一、牧村鯨口洲浚 長八拾間

一、同所中村川入口洲浚 長百貳拾四間

一、牧村地内猿尾 長五拾間

一、中須川入口洲浚 長八拾間

一、難波野村地内水劔杭出 長貳拾間

一、同村堀内猿尾繼足 三拾間 内二斗間一ヶ所十間一ヶ所

一、福東村洲浚 長百三拾間

一、水門先水分築流堤 長五拾間

一、福東村前洲浚 長百間

一、西海松村前洲浚 長五拾間

一、根古地村前水劔杭出 長拾五間

一、今村古宮輪中込先江桁繼足 長拾五間

一、大藪村外畑下洲浚 長七拾間

一、柿内村下水劔杭出 長拾五間

右仕立村々 今村古宮輪中村々、牧村、馬瀬 高五千石餘

一、津屋川落口洲浚 長八拾間

一、同所江桁築流堤 長四拾五間

一、小坪村前洲浚 長八拾間

一、駒野村前江桁繼足築流堤 長三拾五間

一、徳田新田込先より江桁築流堤 三百五拾間

一、羽根駒野谷砂石留喰違堤 長延七拾貳間内 三十五間西
三十七間東

一、同所下喰違切石堤 長六拾八間

- 一、同所ノ切之間砂利浚 六拾四間
- 一、上之喰違ノ切蛇籠 三拾壹間半
- 一、砂留石堤根堅蛇籠六拾本貳分
- 一、同洲留東側欠留立籠三拾本
- 一、落口上砂利留伏籠二拾四本
- 一、落口下砂利留伏籠百八拾五本六分
- 一、洲留四方根籠五拾壹本貳分
- 一、同積籠之間砂利留浚 長三拾六間
- 一、同砂利留浚 長貳拾間
- 一、上野河戸間山崎谷砂利除堤 長延貳百拾參間
- 一、安江村地内安江谷砂利除籠 長三拾四間
- 右仕立村々 多藝輪中御料私領村々、駒野、羽根、山崎、安江 右村々高の内四千石餘
- 一、段海川落合上江月村地内杭出 長拾間
- 一、同村地内洲浚 長七拾四間

- 一、同水下浚 八拾四間
- 一、鳥江村之内川口洲浚 貳間半
- 一、高淵村之内川口洲浚 貳間半
- 一、船附村地内鼠ヶ森洲浚 長二百間
- 右仕立村々 祖父江、大坪、室原、金屋、飯積、直江、江月、飯田、蛇持
- 右村高の内千七百石餘

四之手 (勢州金廻輪中より 同國海落口濱地藏迄)

- 一、坂手村猿尾 長拾五間
- 一、坂手下猿尾 長延貳拾四間
- 一、千倉村宮西猿尾 長拾五間
- 一、大嶋村番所迄猿尾 長拾五間
- 一、桑名川内置洲芝野切廣堀浚 長三拾間
- 右仕立村々 大島、千倉、坂手、松之木 高三千五百石
- 一、桑名川入口松之木下洲浚 長三百間
- 一、坂手前洲浚 長三百間
- 一、南之郷下古猿尾取拂 拾五間

- 一、今嶋渡り場南猿尾先繼猿尾 長貳拾間
- 一、同村之内横二郎猿尾繼足同 長延四拾間
- 一、深谷部村下杭出 長拾五間
- 一、深谷部澤押出高洲之所洲浚 五拾間
- 一、同所川床洲浚 長百間
- 一、同所川中洲浚 六拾八間
- 一、深谷部澤堤 長六拾間
- 一、同所堤切所貳拾貳間之所楯杵拾壹組
- 一、同所蛇籠三十本四分
- 一、大山田澤洲浚 百五拾八間
- 一、切所共長八拾間、楯杵四拾組
- 一、同所蛇籠六拾八本
- 一、同所下築流堤 長三百間
- 一、同所下石洗堰 長三百間
- 一、同所下十萬山堀割 三百間

- 一、桑名城東より赤須賀新田迄杭出 長延百五十間
- 三拾間城東、四拾間獵師町、三拾間赤須賀、五拾間同所下
- 右仕立村々 南郷、中須、大鳥居、下野代、上深谷部、今嶋、下深谷部、東徒上、上之輪、福島、三崎、東方、赤須賀、獵師町、東野、大貝須 右村々高一萬五千石餘
- 一、桑名川入口松ノ木村下洲浚 三百間
- 一、坂手村分洲浚 三百間
- 右仕立村々 古宮輪中村々 高七千八百石餘

(御手傳御普請御用覺書)

右に挙げた水行工事計畫以外、其の後夥しい工事場の追加があつたが、それによつては章を改めて記すこととする。

二六、水行普請の増加と薩州藩の工費追調達

水行普請の増加

水行普請の増加 水行普請五之手として、寶曆五年に施行せられる筈であつた七郷輪中を貫通する新伊尾川堀割計畫が中止となつた代りに、四之手油島新田締切堤(七百五十間)並に三之手大樽川洗堰九十八間の大難工事が御手傳普請

二六 水行普請の増加と薩州藩の工費追調達

として追加計畫せられ、また三之手大藪村の猿尾並に一之手石田八神拾町野猿尾及び逆川洗堰締切等を増強することになつたことは、既に水行普請計畫變更の章に記した通りであるが、其の後尙ほ右の外新に、

追加工事

一之手、堀津大須小藪三箇村悪水堀五箇所、延長三千二百間餘

小藪村田畑掘上、面積六十四町歩餘

三之手、高須輪中中堤腹付及上置東小島より菅野、馬目立野を経て札野に至る延長約六千間

本阿彌新田内堤蒔石 延長七十三間

帆引新田内除小堤腹付、延長六百間、蒔石延長七百七十八間

萬壽新田、七右衛門新田、帆引新田、小坪新田 樋伏替十數箇所

四之手、金廻村中堤蒔石 延長百三十八間

江内、金廻村樋修復二箇所

などが同じく御手傳普請として追加せられることになつた。堀津大須小藪三箇村の悪水堀及び小藪村の田畑掘上は、大樽川洗堰工事施行に伴ふ長良川沿岸村々の差障異議を緩和する爲めに計畫せられたもの、高須輪中中堤の補強は高須藩の要請に基いて追加せられたもので、それは他の内堤補強工事や樋伏替

修繕等の工事と共に、地元百姓の自普請として施工するのが當然であるのに、之を御手傳普請に追加したことは薩州藩に對する幕府の高壓手段と謂はざるを得ないのである。然し薩州藩に於ては今更幕命を拒む事も出来ないから、涙を吞んで之に従ふより外はなかつたのであつた。

薩州藩の工費追調達の書翰

薩州藩の工費追調達 普請箇所の増加すると共に、工事費の倍蓰するのは當然のことであつた。前記増普請を加へて、全部を完成するには此の上十二三萬兩を要し、江戸邸での御用金を加へると、總計十八萬四千二百兩の大金を調達しなければならなかつた。是より先、平田總奉行は八月九日使者を京阪御留主居の許へ遣して、借入金調達の努力せしめたが、容易に所要の金額を調達し得なかつた。仍て重ねて十一月四日算用役石原佐次右衛門を大阪に遣して盡力せしめた上、更に國元に下らしめ、上方表借入金調達の状況次第、國元に於て銀米の御加勢物産の増加等の手段に依り、御用金不足分の補填に努められるやう、國家老へ要請せしめた。佐次右衛門の齎した嶋津義岡、鎌田三家老宛平田總奉行の書翰は次の通りである。

御手傳方御用金、常式急破井水行御普請御目論見増段々これ有り、來三月迄御手傳方人數も

二六 水行普請の増加と薩州藩の工費追調達

平田總奉行の書翰の目論見増

御用金十八萬四千二百兩

本 篇

二八四

御引取、賦を以て都ての御用金拾八萬四千貳百兩程にて大體相濟むべきかと別紙算用書の通り金賦申付け、八月九日京阪御留守居へ續方申渡し置き候處、御手傳方御用金さへ不足に及び、其上江戸極月迄御用金は一向手當相見え候に付、何様壹工面にても御不足銀相償ひ候様には何分調ひ難く、其元御計ひに、先頃申越の通に候。御手傳方御用金は格別故、毎度續方催促致し候。其元へも先達てより段々申越の通に候。御普請も都て御取付これ有り、最早相濟ませ候箇所も段々これ有り、大方年内に御成就これ有るべきか、其内難場の箇所又は頃日増御普請仰渡され候場所は、來二三月頃に懸り、御成就これ有るべきかと相考へ候。右の通増御普請仰渡され、其上御普請御用石も未だ二萬坪餘寄方相濟まず候處、當年は例年に替り川々渴水、石船通行相滞り、洲浚等申付けし事にて直増旁に付御物入相増し、別紙正月迄十二萬兩續方申渡し置き候外、今壹萬兩餘相増すべきかと存じ候。右の通り段々御物入、御銀差支へ候に付、纒乍らも先當月より諸人御賦銀一往差止め置き候。其元より銀米其外産物成る可く程上げ方これ有りたる筈に候。上方表にて御借入金の外、大分の御不足銀、其許より都べて相償はれ候儀、諸人も差迫りたる由に候へども、別けて大糺なる筈に候へば、御手傳方は勿論、江戸御金は格別故、御國元の儀は同様に困窮に及び候とも、此節の御用金は是非相調へず候て叶ひ難き筈故、銀米其の外の産物末々の者迄も御加勢申渡され、上方表出居の

御用石二萬坪不足
追加十二三萬兩

外は御國元續にてこれなく候へば、成り難く候處、上方表寄銀又は御借入金同程にて、其外は御國元より何程續方これ有る譯、委しく爰元へ相知れず候に付、爰元詰算用役石原佐次右衛門急にて今日差立て、大阪に於て旁々申談じ、其元へ差越し、上方表寄即借入等の次第をも申出づべき旨、申含め差越え候條、京大阪にて不足金相調はざる分は、いづれの筋にも、御國元は同様差迫り候ても、御手傳方并江戸御用金、御差支に及ばざる様猶申談せられ候てこれあるべく候。佐次右衛門其元御用相濟み候は、早々差返さるべく候。以上。

(寶曆四年)十一月四日

平 田 靱 負

嶋 津 主 殿 殿
義 岡 相 馬 殿
鎌 田 典 膳 殿

(島津公爵家記録)

斯くして薩州藩役人の異常な苦心と、上下の言語に絶せる忍苦とにより、鉅萬の御用金が調達せられたのであつた。

二七、二之手普請の竣功と出來榮檢分

二之手普請の竣功 御手傳方薩摩藩士等が慘澹たる苦心努力により、四箇所の

二七 二之手普請の竣功と出來榮檢分

二八五

二之手普請の竣功

の工區とも工事は逐日進捗したが、其の内最も早く竣功したのは二之手普請所で、是は寶曆四年十二月十八日に竣成した。九月二十四日水行工事に着手してより三箇月餘の日子を費して完成した譯である。二之手御勘定帳に據り、竣功した工事箇所を示せば次の通りである。

二之手水行
普請箇所

二之手水行御普請(尾州梶島村より勢州田代輪中迄)

國名	郡名	村名	川又は地名	工事種類	延長
尾張	海西	福原新田	木會川通	猿尾	二〇間
"	"	"	筏川通	附洲浚	一七三
"	"	鳴村	同	同	一二八
"	"	鳥ヶ地村	筏川通	同	一一四
"	"	同	同	同	二〇六
"	"	前ヶ須村	同	切廣	四七一・五
"	"	森津村	同	同	三〇七
"	"	平島村	同	同	三三〇
"	"	鎌嶋村	同	同	三二五・五

"	"	前ヶ須村前	鍋田川通り	洲浚	六六
"	"	"	筏川分水川下	積籠出	九
"	"	"	筏川分水川	堀割	一六三
"	"	"	見入川入口	洲浚	一二五
"	"	"	筏川通	水勿杭出	二〇
"	"	善太山	木會川通	並杭	一〇〇
"	"	五明堤下	筏老江川落合	水分杭出	二七
"	"	五明村	筏川入口	洲浚	三七〇
"	"	同	筏川入口請込	杭出	一三〇
"	"	同	佐屋川	缺留立籠	三三
"	"	同	同	缺岸通積籠	三五
"	"	同	同	籠出	一八
"	"	梶嶋村下	木會川落合	猿尾	一五〇
"	"	同	同	附洲浚	一三二
"	"	寛延新田	筏川落合	附洲浚	一七〇
二七	二之手普請の竣功と出来栄検分				二八七

茲に於て十二月二十三、二十四の兩日、幕府側役人、御手傳方役人雙方立會の上、清檢分をすることになり、御手傳方からは總奉行平田靱負、御用人諏訪甚兵衛、御留守居山澤小左衛門、御普請奉行川上彦九郎等諸役人、豫め西對海地新田に赴き、二之手御普請關係小奉行、御徒士、足輕に至るまで、夫々受取の場所に配置し、幕府側からは二之手受持目付大久保荒之助、郡代青木次郎九郎、勘定衆菰田仁右衛門並に總普請見廻倉橋武右衛門、代官吉田久左衛門等二之手係り御徒目付、御小人目付、普請役堤方役残らず召連れ、兩日に亘つて第一期定式急破御普請所、並に第二期水行御普請所を巡檢し、滞りなく清檢分が濟んだ。斯くて同日梶島に於て大久保青木倉橋吉田の四幕吏同列にて、平田總奉行を召出し、諏訪甚兵衛、山澤小左衛門も列座の上、二之手御普請丈夫に出來、御互に大慶に存する旨挨拶があり、追て江戸より役人下向、出來榮檢分ある筈に付、御普請所の内埋洲等もあらば洲浚へなし置くやう注意があつた。翌五年正月五日平田總奉行が鳴津鎌田の兩家老に送つた書狀には、二之手清檢分の模様並に當時の工事場の狀況が詳細に報せられて居るから、左に之を引用しよう。

一・二・三・四之手追御目論見(追加計數)とも、御普請所年内迄段々出來、右四之手の内二之手

御普請御場所は惣て御成就これ有り候。舊臘廿三日、廿四日御役人様方御立會御清見成され候旨仰渡され候に付、拙者竝御用人諏訪甚兵衛、御留守居山澤小左衛門、御普請奉行川上彦九郎其外役々、前以て西對海地へ差越え、彼表續御目付村田五右衛門、御用聞平田善太夫、其外二之手御普請受込の小奉行御徒士足輕に至り、夫々請込の所々へ差出し置き、右御受持の御目付大久保荒之助様、御郡代青木次郎九郎様、御勘定衆菰田仁右衛門殿、竝惣御普請御見廻倉橋武右衛門様、吉田久左衛門様、其外二之手掛り御徒目付、御小人目付、御普請役堤方役残らず召列せられ、去春定式急破御普請並水行御普請所御清見滞なく首尾克く相濟み頂上之御事に候。廿四日御清見後、梶島と申す御場所に於て、荒之助様、次郎九郎様、武右衛門様、久左衛門様御同列にて、拙者召呼ばれ候に付、諏訪甚兵衛、山澤小左衛門召列り罷出候處、二之手御普請丈夫に出來御互に御大慶に思召され候由仰聞けられ候。左候て御清見は相濟せる事に候へども「江戸御目付山口民部様、御勘定吟味役横山傳右衛門様御場所へ差越され、御立會出來榮御見分これ有る筈に、江戸より御到來候間、左様相心得べく候。其由は御普請所の内、埋洲等これ有り候はゞさらへ致候様」仰聞けられ候に付「委細承知致し候」旨、御答申上げさせ置き候事。

一、二之手出來榮御見分の御目付様、御勘定吟味役並御徒目付山下忠次郎殿、御小人目付瀧

二七 二之手普請の竣功と出來榮檢分

二八九

出張小屋引
拂

又四郎、川村太四郎當月六日江戸御出立成さるゝ筈の段御知らせこれ有り候由申來り候。左候へば、今月廿日前後には御見分これ有るべくやと存じ候。

一、二之手御普請皆出來に付ては「西對海地出張御小屋引拂ひ、又は差置き候人數も引取り候様仕るべくや」と小左衛門名宛(儀名)にて伺書差出させ候處、荒之助様御承知、追て何分仰渡さるべく候間、其趣に應じ、小奉行、御步行、足輕に至り、御用無き分は見合差下すべく候。「御清見相濟み候に付ては、御名の杭木取除き候儀いかが仕るべくや。」御用聞平田善太夫にて、御徒目付へ差圖得させ候處、荒之助様御場所御引取の節、何分申達すべき旨、承知致し候段申出で候。(中略)

油島締切

一、壹・三・四之手御普請も年内天氣相續き、段々抄取り、年内は廿五日迄にて、廿六日より御休、當月は四日より御取懸これ有り候。油島より松之木村迄千九十間の水分メ切又は中明き、未だ決しての仰渡しはこれ無く候へ共、當分の御模様にては先づ中明きにても之れ有るべくやと相考へ候。油島の方は五百五十間にて築留めこれ有り候。松之木村の方百五十間にて築留めこれ有り候處、御目論見相替り、又々五拾間程の築足しこれ有る筈仰渡され、是にも大分の石相重なり候。且又大樽川二百六十五間のメ切又は洗堰是又未だ相決せず候。江戸へ伺ひ置かせられし由に候へども、未だ何分仰渡されざる由に候に付、大樽

大樽川洗堰

石田、八神

川御普請所先づ御見合せにて、當分は未だ御取懸りこれ無く候。洗堰の方へ相決し候へば、是にも過分の石相重なる筈に候。付て石寄せ方折角申渡し候事に候。石田・八神御普請所も半過ぎに相成り候。右所々別て大粧の御場所にて候へば、御成就は三月に相懸り申すべくや、只今よりは何分申越し難く候。

手明の分

一、二之手御普請出來榮御見分これ有り候はゞ、右係の面々は引取仰渡さるゝ筈の事に候へば、前條にも申越し候通り、御用無き分は差下すべき儀に候。江戸へ御馬廻、新番、御步行、又は足輕不足に及び候はゞ、差下さるゝ人數の内より、江戸へ差越すべき旨、先達て問合せに及び候處、足輕四十人程御不足に候間、差越し候様申來り候に付、手明に相成り候内見合ひ爰元メより直に江戸へ差越す筈に候。外的人數は差越すに及ばざる旨申來り候間、見合次第差下す筈に候。此段は御存じの爲に候。

太田新田出
張小屋

一、三之手の内太田新田出張小屋、最寄御普請所出來、未だ清見はこれ無く候へども「不用に候間、右小屋家主へ相返し度き旨、三之手御係淺野左膳様へ小左衛門名宛にて、舊臘廿九日相伺はせ候處、「御徒目付を以て申出で候通り、小屋引拂ひ、人數元小屋へ引取り、其首尾申上ぐべき旨」仰渡され候。之に依て「年内日迫り候間、來早春小屋相返し、人數引取り、其段申上ぐべき旨」御徒目付迄相達し候處、「引取の儀は勝手次第致すべき旨」承

二七 二之手普請の竣功と出來築檢分

知致し候段、申出で候に付、今日右小屋主人へ相返し、人數元小屋へ引取り、其首尾淺野左膳様、高木内膳様、青木次郎九郎様へ申上ぐる筈に候。右引取の人數も、御用無き分は吟味の上御届申上げ、追て差下し候様致すべく候。以上。

寶曆五年正月五日

平 田 靱 負

嶋 津 主 殿 殿

鎌 田 典 膳 殿

(島津公爵家記録)

出來榮檢分

是より先江戸幕府に於ては、四年十二月十八日、目付山口民部直郷、勘定吟味役横山傳右衛門貞信を召出し、二之手御普請出來榮檢分役を命じた。(柳營日次記) 山口、横山等の一行は五年正月六日江戸を出發して、同十五日尾州海西郡佐屋宿に來着した。檢分役人一行は左の通りである。

御目付 山口 民部 吟味役 横山 傳右衛門

御徒目付 山下 忠次郎 御普請役 保田 太左衛門

御普請役 高橋 新之丞 御小人目付 川村 太四郎

御小人目付 瀧 又四郎 (蒼海記卷十一)

翌十六日より二之手普請所受持役人立會ひ、二之手定式急破普請所並に水行普

正月の洪水

請所の出來榮檢分に着手し、數日にして滞りなく檢分を了し、二月十五日江戸に歸つて復命した。御番衆大久保荒之助も二之手普請御用を了つて、同日同じく歸府復命した。(柳營日次記) (寶曆日録)

二八、洪水と普請所の破損

正月二日の洪水 正月廿五日終日降雨があり、翌廿六日木曾川通に常水より一合(尺二)餘の増水があつて、新築中の八神村猿尾土築が残らず押流された。蒼海記正月廿七日の條に、

昨日の出水にて八神猿尾損し候に付、壹之手御普請役残らず召呼はれ、御談判の上、石野三次郎様へ明日御立會の儀、此の方(高木新兵衛方)より仰遣され候。夜明け六つ過、倉橋武右衛門様、吉田久左衛門、并御普請役御旅宿へ御引取、宮河小十郎様には暫く御休み、翌日御立會御用談。

とあり、水害善後策に就て協議したことが窺はれる。

翌廿八日、翌々廿九日の兩日は引續き降雪があり、晦日は又晝夜降雨があつて、翌二月朔日午時前から木曾川がまた出水して、四合(尺八)程の水嵩となり、石田村

二月の洪水

二八 洪水と普請所の破損

二九三

百五十間猿尾や加賀野井駒塚兩村の間の逆川締切堤等が破損した。蒼海記二月朔日の條に、

一、石田村百五十間猿尾出水に付、破損致し候により、松村平右衛門御届として參上。

一、加賀野井村メ切出水に付地底の砂を吹出し、六間程の間深さ三尺程石籠下り候由、御手傳方より御届これ有り候事。并石田・八神御普請場先刻御見分の通に御座候。是又御届申上げ候。右届二階堂與右衛門參られ候。

一、駒塚村メ切、出水に付、馬踏通り立籠共に三尺程下り候由、請負人手代の者共より注進仕候。御手傳役人中見分に相越し候由、之に依て、明朝御見分に御出成さるべき旨、松村平右衛門へ御達。

茲に於て一之手掛御番衆石野三次郎、水行奉行高木新兵衛、郡代青木次郎九郎、勘定組頭倉橋武右衛門、代官吉田久左衛門等破損箇所を實地檢分の上修築の協議を遂げ、二月二日石野高木青木倉橋吉田宮川等連署の破損届書を一色周防守へ差出した。仍て一色周防守は取敢へず右届書に破損所修築の意見を書添へて、老中堀田相模守へ伺ひ出た。伺書に云ふ、

濃州・勢州・尾州川々御普請所壹之手の内、出水にて破損の儀、石野三次郎、高木新兵衛、

破損所届書

出 水

其外掛りの者共より左の通り申越し候。

一、去月廿六日木曾川通り常水より壹合餘の増水にて御座候處、同晦日晝夜雨降、翌朔日晝時前より出水四合程の増水に相成り、八神村、石田村、拾町野村、右三ヶ所の猿尾土築崩込み、其上押流し候に付、石野三次郎、高木新兵衛、青木次郎九郎、倉橋武右衛門、吉田久左衛門其外掛りの者共、右場所土築崩込み候處、堀崩れ見分候處、下埋石下り候様子には相見え申さず、水當り強き場所故、下埋石と土との間水通し崩れ候様子、勿論丈夫に築立て候へども、砂交りの土故、土洗ひ流崩れ候と相見え候由、下埋の儀は別儀御座無く候。

一、八神村百間猿尾土築段々崩込み、是迄仕立懸り候土築分は残らず押流され申し候。

一、石田村百五十間猿尾の儀、當朔日増水にて上堤土築の所々割れ、其上崩れ申し候。

一、同所貳百間猿尾の儀は土築くゑ込み候所御座無く候へども、是又所々割れ出來仕り候。

尤八神猿尾よりは川床高く、其上石田百五十間猿尾よりも地形重さ高く御座候故、土築へ水付少く御座候間崩込み申さざる儀に相見え申し候。

一、拾町野貳拾九間猿尾の儀、是又上堤土築所々くゑ込み、上葺籠等も下り申し候。

一、加賀野井・駒塚兩村の間逆川メ切の儀、川表より地形堀込み、下埋石下り、メ切表裏立籠竝に葺籠共にくゑ込み申し候。勿論右場所横川には候へども木曾川水直に請け、水當り

二八 洪水と普請所の破損

二九五

八神村猿尾

石田村猿尾

拾町野猿尾

逆川締切

強き場所故、有來り候置洲堀除け候て、下埋仕立候へども、水勢強く、下埋下堀れ込み候義と相見え申し候。

右石田、八神、拾町野土築割れ、又は押流れ候處、残り候はゞ、土築も取拂ひ、籠猿尾に仕立て替へ申さず候ては、此上出水の節保ち兼ね申すべき由、掛り一同評議の上申越し候。右の通石野三次郎、高木新兵衛、青木次郎九郎、倉橋武右衛門、吉田久左衛門一同評議の上申越し候に付相考へ候處、右の通り土築にては、出水の節保ち方覺束無く存じ奉り候間、土築残らず取拂ひ、籠猿尾に相仕立て然るべく存じ奉り候。前書の通り籠猿尾に相仕立て候様申遣すべくや、之に依て伺ひ奉り候。以上。

亥 二月

(笠松郡代文書)

即ち周防守の意見は、石田、八神、拾町野三箇所の猿尾上堤土築では、出水の節維持が出来ないから、土築を残らず取拂つて、籠猿尾に仕立てよう。といふのである。之に對し二月十日堀田相模守から、伺の通り修築すべき旨指令せられた。

一方御手傳方に於ても、折角藩士等が苦心努力の結晶たる諸所の猿尾や堤塘が脆くも出水に破壊して、巨額の藩帑を空費した事は、どんなに大打撃であつたらう。茲に於て平田總奉行は二月五日留守居山澤小左衛門を江戸表薩摩藩邸

山澤小左衛門
江戸へ急行

に遣して破損狀況を報告せしめた。蒼海記二月五日の條に、

一、御手傳方留守居山澤小左衛門、右は此節の出水に付、御普請所破損仕候次第書面迄にては薩摩へ申聞け難く、之に依て立歸り江戸表へ差越し申候。

斯くて山澤は江戸藩邸へ赴いて、報告打合を濟まし、同月十九日濃州へ歸任した。

二九、第二期工事中の犠牲者

第二次起工後の自刃者 第二期水行普請は九月二十四日に起工して、出來榮檢分が翌年五月二十二日に至つて終つたが、此の八箇月の間に、又々種々の事情の下に割腹して、罪を藩主に謝した人々は次の十四名であつた。

犠牲者名	第二次起工後の自刃者
寶曆四年九月廿三日	割腹
同 年同月同日	同
同 年十月七日	同
同 年同月十日	同
同 年同月十九日	同
同 年同月廿四日	同
同 年同月廿四日	同

二九 第二期工事中の犠牲者

二九七

藤井彦八

濱島紋右衛門

四本平兵衛

仲間八内

川上島右衛門

家村源左衛門

寶曆四年十月廿四日	割腹	仲間長助
同 年十一月三日	同	榎木稻右衛門
同 年同月九日	同	郷田喜八
同 年同月廿一日	同	山元八兵衛
同 年同月廿八日	同	鬼塚喜兵衛
同 五年正月十三日	同	御小人目付 竹中傳六
同 年三月十三日	同	野村藤藏家來 姓名不詳
同 年四月廿八日	同	若松圓積下人 八郎兵衛

八箇月間に十四名の割腹者を出したのは、前の四箇月間に三十六名の犠牲者を出したのに比して、ずつと少數であるが、察する所平田總奉行等の上役から、懇々其の配下に訓諭する所があつたからではあるまいか。殊に寶曆五年以降五箇月間に於て、御小人目付の竹中傳六を除けば、僅に下人二名が自刃して居るのみで、徒步士以上には一名の割腹者も無いのみか、此の二名すら工竣功の後に果てゝ居るのである。

竹中傳六の自刃

竹中傳六の自刃 右の内最も不審に堪へざるは御小人目付竹中傳六の自刃

である。竹中傳六喜伯は元來徳川幕府の直臣で、江戸本郷元町に住して居たが、寶曆治水工事の一之手御普請場掛目付役石野三次郎の配下に屬し、御小人目付として、濃州に來り、羽栗郡竹ヶ鼻村^{現羽島郡竹ヶ鼻町}庄屋太田八右衛門方に止宿して居た。在來の薩摩工事關係の著書に何れも薩摩藩士として記載せられて居るが、薩摩工事の義歿者には相違ないけれど、薩摩藩士ではない。

蓋し薩摩藩士に非ずして寶曆治水工事の犠牲となつた者は、水行奉行高木新兵衛の家來内藤十左衛門と、此の竹中傳六の二士である。内藤十左衛門自刃の眞相は其の遺書に明瞭であつて、全く普請場監督不行届の責を負つたものであることは既記の通りであるが、竹中傳六自刃の原因は今に至る迄はつきりしない。恐らく工事監督上の責任を負うたものであらうが、原因不明である。蒼海記寶曆五年正月十四日の條に、

- 一、石野三次郎様より御使、昨朝御小人目付の内變死これあり、昨今、明日も御場所御見廻り御不出の段、御切紙を以て御達しこれ有り候。
- 一、三次郎様へ御小人目付異變の儀これ有り候に付、御尋として御使者遣され、三輪孫左衛門相勤め候。

蒼海記の記

一、松村平右衛門一之手見廻役へ御小人目付異變の儀、并明日御普請相止み候の段御知らせ、孫左衛門より切紙を以て申遣す。
又翌十五日の條に、

一、壹之手懸り御小人目付竹中傳六變死に付、御兩所様高木内膳 高木玄蕃へ御知らせ、文言左の通り村繼を以て啓上致し候。然れば一昨朝石野三次郎様御手先、御小人目付竹中傳六自滅の由、昨日石野様より此方様へ異變の儀これ有り候段、御達しこれ有り候。尤仕立方に掛り候儀にてはこれ無く候。此方様へ御障りに相成り候儀にては御座無く候。右の段定めて御聞及び遊ばさるべく候へども、猶更各様迄御意を得候様、然るべく仰上げられ下さるべく候。以上。

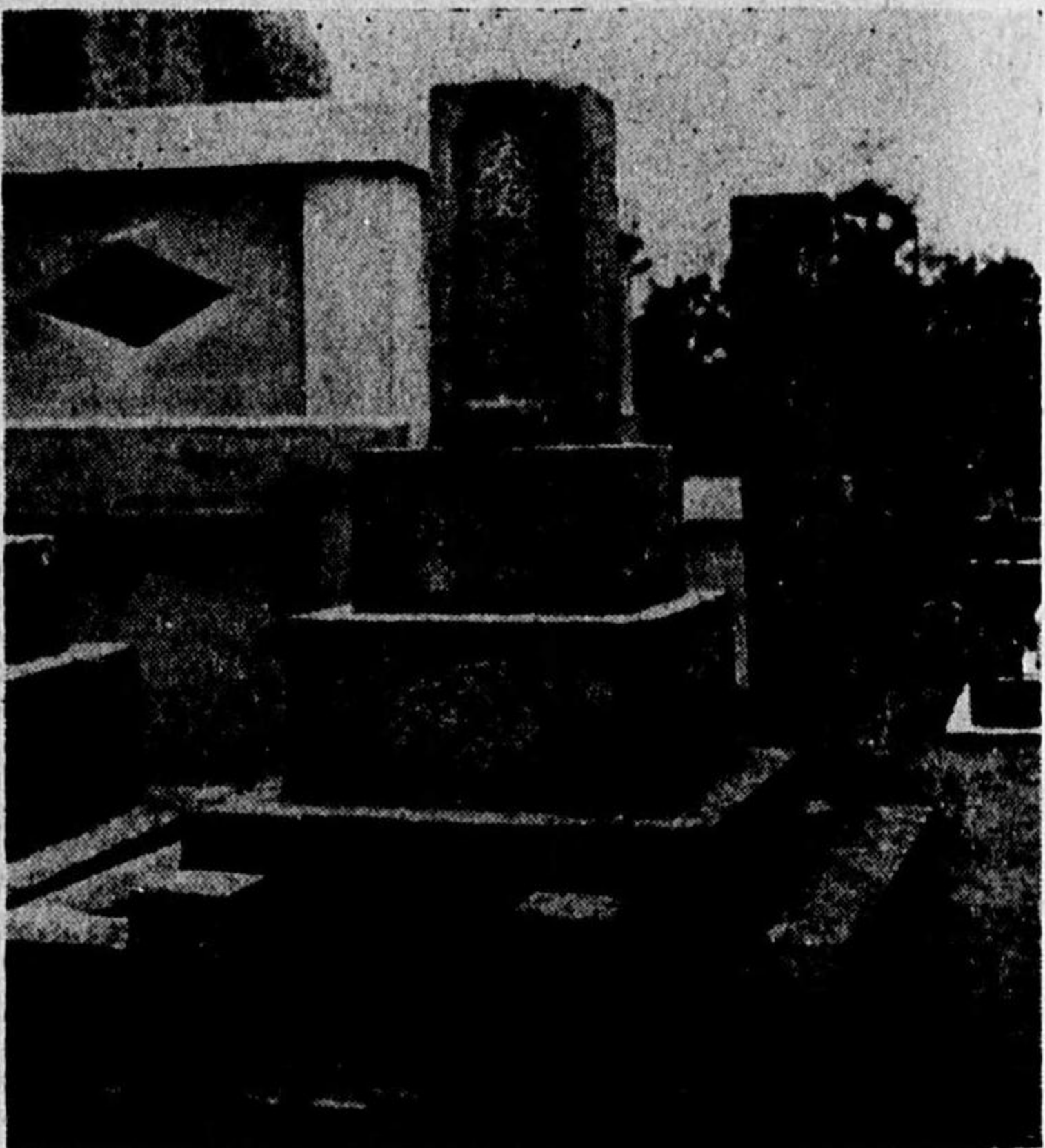
正月十五日

三輪孫左衛門

山田元右衛門様
臼井今右衛門様

傳ふる所に據れば、竹中傳六は一年有餘親切に世話して呉れた庄屋太田八右衛門の家を血に汚すに忍びず、遂に同地旅人宿藤丸屋に轉宿して、正月十三日の眞夜中、腹一文字に掻捌き、幕吏の處置に憤慨してか、臟腑を掴んで壁に投げつけ、

悲壯なる竹中の最期



第十七圖 義士竹中傳六墓碑
羽鳥郡竹ヶ鼻町大谷派別院境内

うつ伏になつて悲壯極まる最期を遂げた。享年二十九歳であつた。

太田八右衛門はいたく傳六の死を悲しみ、大谷派別院内太田家歴代の墓地に懇に葬つた。數十日の後傳六の未亡人は竹杖草鞋の扮装で、親戚竹中茂八と共に遙々竹ヶ鼻に尋ね來て、墳墓を發いて遺骸を檢め、禮を厚くして改葬し、且永代經料として金二兩を施入し、一基の墓標を建て、深く太田八右衛門の厚意を謝しつゝ、感涙に咽んで歸つたといふ。

三〇、油島締切堤工事

油島締切堤
二大難工事

油島締切堤 前章に記した通り、第二期水行普請は九月二十四日を以て、四箇所の工區とも同時に工事に着手されたが、此の工事中の二大難工事として、御手傳方薩州藩士を辛勞疲憊の極に達せしめたものは、四之手に屬する油島新田地先の締切堤工事と、三之手に屬する大樽川洗堰工事とであつた。次に其の概要を記述しよう。

勢州桑名郡油島新田(現岐阜縣海津郡大江村大字油島)地先の締切堤は水行工事中の最難工事であつた。否本邦の治水工事としては古來其の右に出づるものが無い位、天下の一大難工事であつた。抑々此の締切堤は木曾伊尾二川の相會する地點に在つて恰も美濃伊勢尾張三國の境界に當つて居り、工事の設計如何に依ては、彼我の農民にとつて全然利害相反する結果を來すといふ樞要の地點であつた。

元來濃尾平原の地形は、一帯に東方木曾川方面より、西方伊尾川方面へ向つて著しく傾斜して低くなつて居り、木曾川の川床は伊尾川の川床に比して裕に八尺以上も高い。それ許りでなく、當時木曾川は、是より上流二里半の中島郡小藪村(現羽島郡桑原村大字小藪)地先で長良川を併せて居たので、巨流淼漫として下り、此處に至つて八尺餘低下した伊尾川と俄に激突するので、水流は忽ち奔騰沸白し、一面の渦

油島地先の
河勢

は狂奔する馬群の如く、飛沫高く空を打つて、水聲轟々雷霆かと疑はるゝ許りであつた。若し夫れ洪水忽滔として一時に至らんか、水勢矢の如く相衝き、怒濤天に冲するといふ有様、故に二流の衝突點は流水廣く淀み、爲めに伊尾川の水は上流へ逆流するに至るので、水嵩大に増し、忽ち沿岸の輪中堤を突破して、田畑を流し、民家を呑み、光景轉た凄愴を極めたのであつた。されば二川一時に出水した場合、勿論、假令一方が出水しても、餘勢他川を衝いて水を逆流せしめ、洪水沿岸村落を浸害するのが常であつた。故に、此の二河相會する合流部の或る部分を壅塞すれば、伊尾川は自然順下して水害を除くことが出来るといふのが井澤彌惣兵衛の設計であつた。

是より先寛延元年丹羽若狹守が御手傳普請を命ぜられて、始めて此の締切工事に手を下したことがあるが、當時の工事は北岸美濃國(當時は伊勢國)油島新田地先から猿尾長さ七十間、南岸伊勢國松之木村地先から杭長さ三十間を突出して、二川激突の緩和を計つた。けれども此の南北兩岸の間、裕に半里以上、千九十間もあつたので、斯かる小規模の工事ではさしたる効果も無かつた。それで今次の工事は極力二川壅塞の素志を貫徹するにあつたのである。されば工法幼稚なる

寛延の工事

當時に於て其の局に當つて工事を進めた薩摩藩士の辛勞苦心は、それは並大抵ではなかつたのであつた。

下埋着手
假締切の苦心

第二期工事着手の際には此の油島締切堤は千九十間全部締切るか、中間を明け置くか、何れとも未だ決定して居なかつたが、先づ以て九月廿四日北方油島方面より百十間の下埋に着手し、次に十月十三日南方松之木村方面より四十間の下埋に着手した。然るに此の下埋を施行するには、先づ其の間の假締切をしなければならぬ。斯かる假締切を激流奔迸する河中に施行する爲めには、一方ならぬ苦心を拂はなければならなかつた。傳ふる所に依れば、最初は朽船に石を積んで沈めたり、或は巨木に大石を緊縛して、それを所要の位置で切落したりして、段々基礎を造り上げて行つたといふことである。

工事進捗状況

十月二十六日四之手御番衆新見又四郎、高木玄蕃より一色周防守へ差出した出来形箇所付届書に據つて、締切工事進捗の状況を示せば、

油島新田より松之木村迄
一、川分メ切堤千九十間

内 九月廿四日より取懸り

下埋百十間 油島之方出来

十月十三日より取懸り

下埋四十間 松之木村之方出来

油島新田地内佐右衛門東

一、猿尾 長二十間

十月十三日より 下埋之分不殘出来

油島新田傳兵衛東

一、猿尾 長五十間

十月二十四日より取懸り

(笠松郡代文書)

此の締切堤防は平均の高さ二間、馬踏二間、敷十間であつて、之を保護すべく堤脚の兩側に徑一尺横九間の上葺蛇籠を配し、更に其の外側に深さ七尺横六間二尺の枠を沈めたものであつて、是等の工事材料は豫め世話役の村々に命じて、準備させてあつたが、工事着手と共に蛇籠並に枠に用ひる竹木の値段が暴騰して、工事施行の障碍となるに至つた。依て關係村々に命じて、各村より枠一組乃至二三組を差出させ、又木材も規定より幾分細いものを使用することにして、工事

竹木値段の暴騰

三〇 油島締切堤工事

三〇五

幕吏の届書
諸色材料

湯
水

竹木直段上
り

本篇

三〇六

を進めたのであつた。十月晦日青木次郎九郎倉橋武右衛門吉田久左衛門の三人連署して一色周防守に差出した書狀に據れば、

一、油島御普請の儀、大造の儀に付、先達ても申上げ候通り、御下知は相濟まざる内より、諸色の儀は右世話役村々心懸け置き御普請仰出され候はゞ直に相廻し候様、山元と約束致し置き候様申付け置き候處、御普請御下知仰下され候と直に御普請取掛り候に付、急に竹木せり立て候故、前條の通り揃兼ね申し候。勿論川下げ致掛り候も御座候へども、湯水にて乗り下げ候事相成らざる由にて、寄せ方抄取り申さず候。兎角右の通にて、世話役共計にて抄取り兼ね候に付、伊尾川へ悪水落し候御料私領にて廿ヶ村程御座候此村々呼出し、梓木廻り兼ね候に付、村高多少に随ひ、縦令ば二三ヶ村にて梓壹組、壹ヶ村にても二三組も割合申渡し、早々差出し候様に申付け候。勿論先達ての落札直段を以て代金相渡し候積りに御座候。之に依て段々差出し候村方もこれ有り、未だ差出さざるも御座候。何れにも竹木直段も自然と上り候に付、買出し直段仕當に合兼ね候故、少々宛細き木も御座候趣に相聞え申し候。猶山元直段過分に引上げ候様子に御座候はゞ、此上吟味仕るべく候。尤も只今迄は差支へ候儀は御座無く候。此上若し直段等の儀に付差支へ候はゞ、御料は勿論、私領の儀も夫々役人へ申談じ、成るだけ御手支御座無き様に仕るべく候。右の通にても萬々差支へ

候はゞ、早々存寄申上げ候様仕るべく候。

一、四之手油島新田メ切の儀伺遅く相濟み候に付、諸色抄取り申さざる趣に、新見又四郎、高木玄蕃より申上げ候。「私共評議、請負人共へも厳しく申渡し、手廻し仕、抄取り候様仕るべき旨」畏み奉り候。右抄取り兼ね候次第は前條の通りに御座候。此上随分評議仕り抄取り候様仕るべく候。尙追々申上ぐべく候。以上。

(笠松郡代文書)

締切堤三百
間成る

一色周防守
の指令

下埋中間よ
り着手の可
否

斯くて十一月初迄には油島側より二百間、松之木村より百間の締切堤を仕上げたが、豫期の通り工事が進捗しないので、御番衆石野大久保、淺野新見の四人、青木那代、倉橋御勘定組頭、吉田代官とも協議の上、御普請役の意見をも徴して、十一月七日附書狀を以て、締切堤の中間よりも工事に着手するやう一色周防守に進言した。是に對し十一月十七日一色周防守が御番衆四人へ遣したる返書に、

當月七日の御切紙相達し拜見致し候。然れば「油島より松之木迄、川分メ切堤油島の方二百間餘、松之木の方百間餘仕出し候處、只今迄の通にては抄取り申さず候に付、中明き候節の場所見合、下埋中程よりも仕出し候はゞ抄取り申すべく候に付、青木次郎九郎、倉橋武右衛門、吉田久左衛門に仰談せられ、御普請役へ相尋ね候處『中程より下埋仕出し候はゞ、抄取りの爲には相成るべく候へども、梓仕合の節、水勢強く候故、梓根堀れ込み、梓傾き候か、根

三〇 油島締切堤工事

三〇七

返し候儀これ有るべきか、其節は梓籠等元積りの外餘計に埋立仕合致すべく候。御入用相増し候儀も御座有るべきや』の旨申候に付、各様御聞置く計りにては成り難く候間、私存寄り申し進らすべき旨、若し相模守殿へ相伺ひ候はゞ、右の趣宜しく申上げ候様致すべく候。各様には「中程より取懸り、梓合せ候節、堀込み候程の儀はこれ有るまじく候へども御普請役止めさせ申聞け候儀と思召し候。兎角中程より取懸らず候ては抄取申さず、來春に成り、雪水増し候はゞ、別て御普請仕立て難く御座あるべき旨」仰せ越され候。

右御紙面の趣并次郎九郎、武右衛門、久左衛門、差出し候書付、得と熟覽致し相考へ候處、中程より仕出し候に付て、御入用相増し候事は苦しからず候へども、中程より仕出し候ては、合口の所水勢強く、甚だ堀込み、梓掘り方宜しからざるに付、見分通りに居り候様見え候ても、全體不丈夫にこれ有るべきやに候。下埋出來形早く候ても、春に至り雪解水の節、右合口より押破れ候か、又は當時も雨天等にて出水これ有り、梓と梓との間水せり合甚しく、水深に成り候はゞ、結局仕立方手間取り申すべく候。殊(事)により只今の油島より仕出し候猿尾へも相障り、御普請難澁に相成るべくやに候。日數懸り候とも油島一方より水の流を追つて段々仕出し候はゞ、梓居方も宜しく御座有るべくやに存じ候。且右場所石田・八神水劔猿尾出來、佐屋川への水分目論見の通り相分り候はゞ、木曾川水嵩減じ申すべく候。當時は油

島松木村雙方よりメ切堤下埋出來候に付、木曾川の水嵩高く相成候由、承及び候。此節木曾川水勢強く候處、メ切中より仕出し候はゞ、彌々水勢強く相成、只今迄仕出し候處へも水當り強く堀込み候はゞ、メ切合口手間取り候儀もこれ有るべくやと存せられ候。前書にも申進らせ候通り、石田・八神水劔猿尾大概にも出來、佐屋川へ分水、目論見通りにも罷成り、木曾川水嵩減じ候はゞ、仰聞けられ候通り、メ切中よりも下埋いたし然るべくや、今一應御評議成され、仰聞けらるべく候。其節相模守殿へも御仰越され候趣を以て申上げ候様致すべく候。一、松之木村より下埋百間餘仕出し候。若し中を明け候はゞ末の方にて明け候方然るべきに付、先づ百五十間程下埋致し、御見合成さるべき旨、仰聞けられ候趣、委細承知致し候。以上。

戌十一月十七日

一色周防守

石野三次郎様

大久保荒之助様

淺野左膳様

新見又四郎様

(笠松郡代文書)

結局締切堤の中間よりも工事を進めるといふ意見は採用されなかつた。斯く

て十一月十五日までに油島側から下埋二百八十間(地形枠入れたるは三百十間)松之木村から下埋百五十間を仕上げたが、懸案になつて居た縮切堤の中間を明けるか否かの問題が未だ決定して居なかつたので、同月十九日附青木郡代、倉橋御勘定組頭、吉田代官連署の書状を一色周防守に差出して、縮切堤仕立方の意見を伺ひ、且蛇籠用石材不足に付、江戸に於ても薩州藩へ交渉せられん事を請うた。十一月十九日附一色周防守の返翰に、

油島縮切仕立方

當月十九日の切紙相達し拜見せしめ候。然れば油島新田より松之木村迄、切川分御普請の儀油島より四百間程、松之木村より二百間程仕立て候積りにて、諸色申付け置かれ候處、右中を明け候の儀、何程築出し然るべくやの儀、此節評議相極らず候に付、御普請役共へ相尋ねられ候處、油島より五百五十間、松之木より百五十間、縮出五十間仕立て候積りを以て、諸色寄せ候様書付差出し候に付、各々評議致され候處、残らず切然るべくとて見極め難く候に付、御普請役申立て候員數の通、諸色申付けられ候由、承知せしめ候。且中明け候か、残らず切候かの評議相極め申達し候様にと新見又四郎申され候由、尤右の段美濃衆へも相談に及び置かれ候間、近々否やの儀申聞けらるべき由、是又承知せしめ候。追々其地より申越され候趣を以て相考へ候處、此節残らず切候ては後年の差支計り難く候。先づ此度は中

を明け置き、一兩年も水行の様子見合せ候て、其上にて切然るべく候はゞ、其節申上げ、残らず切然るべきかと存じ候。いづれも其地懸りの面々一統の評議早く相決し、申聞けらるべく候。

一、松之木の方貳百間仕立候積りに候處、中を明け候に付ては、下之方へ寄り明き候方、加路戸川への分水宜しく之れ有るべきに付、先づ百五十間にて差置き候間、存寄申遣し候様に申越され候。別書の通り、下之方へ寄せ明け候方然るべく候間、百五十間にて宜しく之れ有るべく候。

油島普請出來形

一、油島御普請の儀、當十五日迄に水中地形枠入れ候分三百十間餘に御座候。内枠間蛇籠下埋切土入れ候分は貳百八十間、石これ無く候故、枠外の蛇籠迄入れ、地形全く出來候分は百間餘に候。蛇籠石は川石を入れ候筈に候へ共、川石寄せ兼ね候故、残らず山石の角少き様なる方入れ候様に申付候へ共、山石共に寄方少く候故、角これ有る石をも入れ候旨、尤御番方も心得にて、山石入れさせ候由承知せしめ候。右石遣ひ方の儀は、先便に委細申入れ候趣を以て勘辨致さるべく候。

一、石寄せ兼ね候に付、御手傳方役人へ新見又四郎并御徒目付より度々申談じ候間、當表にても役人へ申渡し候様申越され候。此儀先便に申達し候通り、岩下佐次右衛門へ此間委細申

石寄せ不足

一、貳之手も石寄せ不足故、大久保荒之助より御手傳方役人へ申談じ候由、是又序の節、油島一同御手傳方へ申渡し候様致され度き旨、承知せしめ候。以上。

十一月廿九日

一色周防守

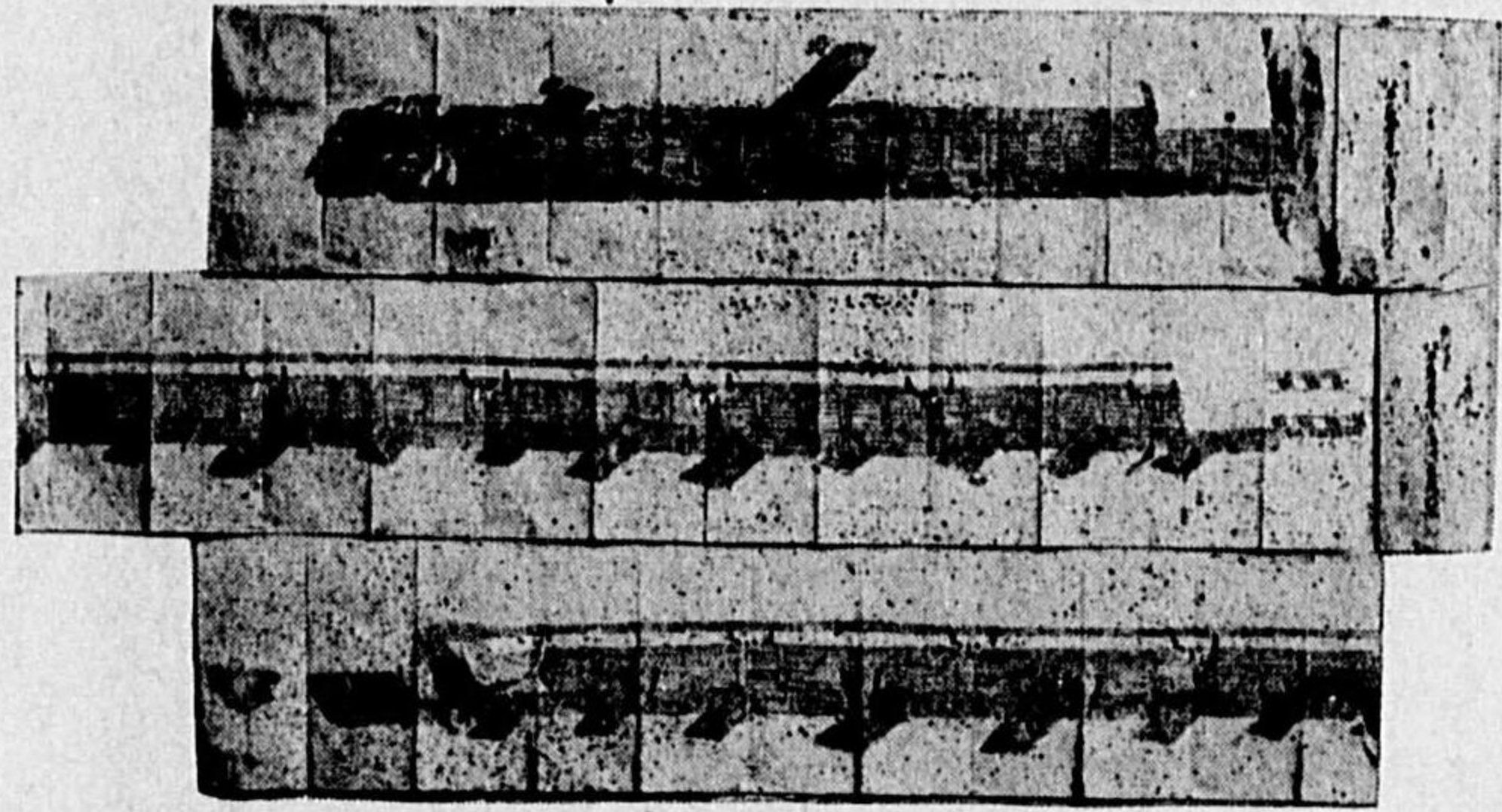
青木次郎九郎殿

倉橋武右衛門殿

吉田久左衛門殿

(御手傳御普請御用留)

斯くて油島新田より五百五十間、松之木村よりより百五十間築出したる後、水行を考慮して更に松之木村より五十間築出し、中を明け置く事に計畫決定し、十二月晦日一色周防守より



第十八圖 油島締切堤設計圖

締切堤計畫決定

り老中堀田相模守へ伺出た。伺書の一節に、

一、油島より松之木村迄川分御普請の儀、此節迄油島の方より五百五十間、松之木村より百五十間築出し、水行相考へ候處、木曾川水行すなをに相成り、水勢和ぎ、伊尾川を押へ候義相止み、福原川の方置洲も餘程押し流し、加路戸川へ水進み宜しく相見え候間、此上松之木村の方築出し五十間相増し、都合二百間に仕り、留め出し十間仕立て候はゞ、桑名川へ水進み宜しく之れ有るべくやに存じ奉り候て、油島の方五百五十間築出し候。先の方木曾川の方へ水勿籠出五十間程、伊尾川の方へ水勿籠出十五間程仕立て、中を明け置き然るべく存じ奉り候。云々。

是に對し、翌五年正月九日相模守より、

書面の油島新田より松之木村迄切の場所、伺の通中を明け候て、御普請仕立て申すべき旨言渡され、締切計畫は最後の決定を見た。依て同日一色周防守より、現地幕吏へ左の通り指令を差下した。

其地油島新田より松之木村迄、川分御普請の儀、油島より五百五十間、松之木村より百五十間仕立て、御寄合、水行の様子御見分成され、御普請役差出し候書付寫之を遣され、落手致し候。當時木曾川通水行直り、並に伊尾川を押へ候事も留り候と相見え、梓先堀込も少く、水

三〇 油島締切堤工事

三二三

一色周防守の指令

行格別和ぎ候由「然ればメ切本堤に仕立て然るべく候へども、水理の儀は意外なる事もこれあり候間、決しては□聞き難く候。是迄出水の節、木曾川、伊尾川へ水開き候處、メ切候はゞ、水行差支へ候儀もこれ有るべくや、其程當時にては、何れとも御見定め成され難く候間、先づ壹ヶ年もメ切御普請見合せ、出水の節水行相檢し、差支これ無きに決し候はゞ、其節メ切御普請仕立て然るべく候。之に依て當時油島新田の方は五百五十間にて差置き、右の先へ相應の留出仕立て、木曾川の方へ長十間水刳籠猿尾仕出し、伊尾川の方へ十五間程の水刳籠猿尾仕出し、松之木村へ今五十間仕出し、都合二百間に致し、留出十間程仕立て然るべき旨、御評議相決し候旨」御申聞けられ、承知致し候。御普請役差出し候書付並繪圖一枚之を遣され、落手致し候。

右御申聞候趣、並御番方より御申越候書面を以て猶又勘辨致し、別紙の通り堀田相模守殿へ相伺ひ候處、伺の通油島の方より五百五十間、松之木方より二百間築出し、水刳等仕立て中を明け置候様仰渡され候間、右の通御普請御仕立て成さるべく候。右の段御意を得べく、此の如くに御座候。以上。

正月九日

一色周防守

高木新兵衛様

- 高木内膳様
- 高木玄蕃様
- 青木次郎九郎様
- 倉橋武右衛門様
- 勝屋治兵衛様
- 吉田久左衛門様
- 宮川小十郎様
- 三木伊左衛門様
- 菰田仁右衛門様

(笠松郡代文書)

計畫小變更

斯くて工事の進行に伴ふ水行の状況を考慮して、多少計畫を縮小變更するごとくなり、二月十二日幕府側關係役人より一色周防守へ上申書を提出した。計畫變更の主なるものは、油島側新堤元築猿尾の上置馬踏三間半であつたのを二間にし、松之木側の附堤十五間であつたのを十八間半にし、新堤兩側瘤出及び水刳籠五重であつたのを四重に減すること等であつた。上申書左の通り。

切紙を以て啓上仕候。然れば四之手御普請所の内模様替並相止め候箇所之儀に付、御普請役

申立て候趣評議仕、左に申上候。

一、油島新田五百五十間の川分堤、元の方古猿尾長七十間の處、兩縁添築横五間、上置馬踏三間半の目論見に候處、同所上傳兵衛東猿尾五十間、又作右衛門東猿尾二十五間仕立て、水行の様子相考へ候處、右古猿尾七十間の馬踏三間半に築立て候には及び申すまじく候に付、五百五十間の新堤馬踏同様に二間の積り、模様替仕、添築の儀も右上置に準じ、相仕立て然るべく存じ奉り候。尤も前書の通川上に水勿猿尾貳ヶ所仕立て候に付、出し元不丈夫なる儀御座無く候。

一、松之木村川分堤貳百間の元附長十五間の積り目論見候處、十五間にては長嶋堤へ取合悪しきに付、此度長十八間半に築立て、且右の元附堤、先積りには腹籠御座無く候へども、新堤の儀に付、満水の節覺束無く存じ奉り候間、右十八間半の所、兩側ひとへ腹籠仕立て候積り。

一、油島新田并松之木村川分堤瘤出しの儀、元積五重の積りに候處、堤高さと見合ひ候へば、四重にて宜しく相見え候間、兩所瘤出し分、並油島の方、木會川表水勿五十間、伊尾川表水勿十五間、松之木の方水勿籠出し三十間とも、又都て壹重づゝ相減じ、四重の積り然るべく存じ奉り候。尤不丈夫なる儀御座無く候。(中略)

右の趣とも申上度、斯の如くに御座候。以上。

亥二月十二日

勝屋 治兵衛
吉田 久左衛門
倉橋 武右衛門
青木 次郎九郎
高木 玄蕃

(笠松郡代文書)

一色周防守様

締切堤竣功

九月二十四日初めて下埋に着手してより、約半年餘、薩摩藩士等が夜を日に繼いで努力奮闘した結果、工事は大に進捗し、殊に三月に入つてから晴天續きであつた爲め、意想外の進捗振りを示し、四月八日頃竣功の豫想であつたのが、三月二十七日迄に油島松之木兩方とも締切新堤の完成を見るに至つた。三月二十八日四之手掛御普請役から差出した届書に、

四之手竣功届

四之手水行御普請の儀、來月八日頃迄に出來仕るべき旨、先達て申上げ置き候處、天氣照續き存の外抄取り候に付、今廿八日迄皆出來仕り候。仍て申上げ候。以上。

亥三月廿八日

四之手掛 御普請役

三〇 油島締切堤工事

三一七

平田の報告書

また四月廿八日總奉行平田靱負から薩州家老へ差出した報告書の一節にも、
 四之手油島御普請竝に其外三箇所にも、先月二十七日迄御成就これあり、二十九日より御内
 見御取懸り、去る六日迄相濟み候。拙者竝に十藏其外御役々にも差越し相勤め候。油島、松
 之木村の儀は別々の難工事にて、滞無く御早行の極、心元無く思召され候所、存の外に御普
 請抄取り、早々御成就にて、大慶に思召され候段、御頭様より承知致し候。先以て三之手共
 滞無く總て御成就これ有り、頂上の御儀に御座候。

(島津公爵家記録)

あゝ前代未聞の大工事は茲に見事竣成した。平田總奉行以下藩士の歡喜は如
 何許りであつたらう。

締切堤の構
造と其の材

締切堤の構造と其の材料 四之手御手傳普請勘定帳より、油島松之木締切堤
 の構造及び之に要した材料代金を摘記すれば左の通りである。

木會川 川 分 堤 (四之手水行普請の内)

油島新田分

油島新田之分 伊尾會川

- 一、川分堤 長五百五十間 平均高二間、馬踏二間、
 平均數十間

下埋(兩側上葺) 長五百五十間 平均深一尺、
 目籠間) 平均横九間

同 (兩側) 長五百五十間 平均深七尺、
 棹間) 平均横六間二尺

一、古猿尾兩縁添築 長七十間 平均厚四尺七寸

同所上置 長七十間 平均高五尺一寸、馬踏二間、
 中敷三尺二寸

一、棹四百十六組 内法高四尺三寸、
 方一丈一尺

一、蛇籠二萬七千三百三十一本五分、長五間、
 徑一尺一寸

右材料及費用

土 一萬千九百二十九坪三合

石 九千六百六十二坪五合

雜木(棹柱)千六百六十四本 長六尺 末口九寸五分、
 八寸五分

同木(貫木)三千三百二十八本 長一丈四尺 末口五寸、
 四寸五分

同木(根太木)八百三十二本 長一丈四尺 末口四寸

同木(敷木)六千六百五十六本 長一丈三尺 末口三寸

同木(立成木)二萬八千二百八十八本 長六尺 末口二寸

藤五千二百房 二十尋曲

三〇 油島締切堤工事

本 篇

三二〇

唐竹二十一萬千三百六十二本(五間籠一萬四千九百八十分) 目通五六寸廻
 同竹二十三萬八千三百三十三本(五間籠一萬三千二百四十分七分) 目通四五寸廻
 大工千六百六十四人一人ニ付永四十五文

計金二千四百二兩二分 永二百二十文二分 材料代 大工賃

松之木村分

松之木村之分

一、川分堤 長二百間 平均高二間、馬踏
下埋(兩側上葺)長二百間 平均深一尺

同 (兩側)長二百間 平均深七尺
横六間二尺

一、元附堤 長十八間半

一、根杭 延長五十間

一、梓 百五十二組 内法高四尺二寸
 方一丈一尺

一、蛇籠 一萬千六百十九本九分 長五間
 徑一尺一寸

右材料及費用

土四千二百六十一坪三合

石四千四十八坪三合

雜木梓柱六百八本 長六尺 末口九寸

同木貫木千八百十六本 長一丈四尺 末口五寸

同木根太木三百四本 長一丈四尺 末口四寸

同木敷木二千四百三十二本 長一丈三尺 末口三寸

同木(立成木)一萬三千三十六本 長六尺 末口二寸

同木百五十二本 長二間半 末口三寸

同木百五十二本 長二間 末口三寸

藤千九百房 二十尋曲

唐竹八萬六千七百二十四本(五間籠五千七百八十八本六分五厘) 目通五六寸廻

目竹十萬五千八十九本(五間籠五千八百三十分三分) 目通四五寸廻

大工六百八人一人ニ付永四十五文

計金九百八十四兩二分 永二百七文八分 材料代 大工賃

(笠松郡代文書)

右油島松之木兩締切堤の材料及び大工賃は合せて三千三百八十七兩永四百二十八文である。當初此の締切堤工事の豫算費は五萬千六百二兩餘で、此の内

一萬六百十兩餘は幕府の負擔と定められて居たものゝ、精算の結果幕府からは前記材料費三千三百八十七兩餘を支出したのみで、他は全部薩摩藩の支辨する所であつた。

此の締切堤が如何に立派なものであつたかは、堤完成後諸方より見物人が麤至したといふに徴しても察せられる。此の年五月十七日笠松役人山岡程右衛門が大藪村渡邊勘右衛門へ遣したる書翰に、

石田・八神・油島御普請少々御見物に御出成さるべく候。今少し程経候て、石籠古く成り候へば、同じ物で夫ほどにも無く候。新しき内に御見物成さるべく候。諸方より見物に参り候由、日本の内は申すに及ばず、唐にも是ほどの事は有るまじく、西湖の堤にもこれ無くと沙汰いたし候。云々。

(渡邊家文書)

斯くて油島締切堤の竣功後、堤上へ松を植ゑたのが次第に成長して、今は鬱蒼たる一帯の松林と化し、蜿蜒たる長堤と共に、木曾揖斐兩川を劃して、倒影を清流に蘸し、後には翠黛の如き多度山脈の連峰を負ひ、前には濃尾平原を遠望し得て、風光頗る明媚で、世に千本松の勝名を謳はれて居る。明治の代此の堤の東に沿うて遠く伊勢海に至る迄木曾揖斐兩川の分流堤が築かれ、其の西側には最近治

観締切堤の壯

西湖の堤にも無し

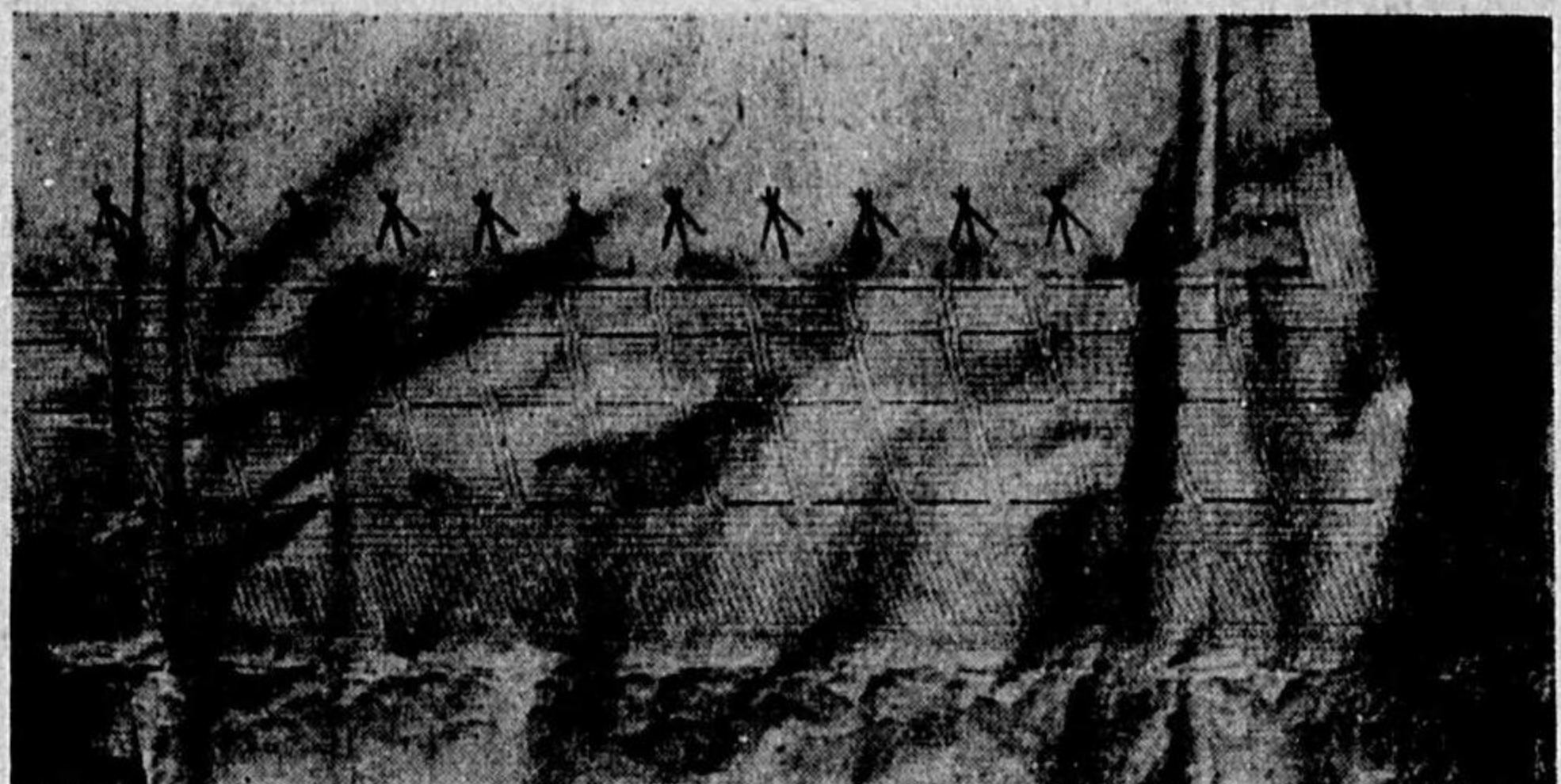
千本松

治水神社

史蹟指定

大樽川普請

大樽川附近の地勢



第十九圖 大樽川洗堰設計圖

水神社が創建されて、南濃の一名勝となつた。尙ほ締切堤は昭和十五年七月十日二日文部省より史蹟として指定保存せられることゝなつた。

三一、大樽川洗堰工事

大樽川普請 第二期水行工事中の二大難工事の今一つは、大樽川洗堰の築造であつた。

大樽川は長良川が分流して、美濃國安八郡大藪村(現安八郡大藪町)と海西郡勝村(現海津郡海西村大字勝賀)の間から西南流し、安八郡今尾村(現海津郡今尾町)附近で伊尾川に會する一派川である。今其の地形を案するに、濃尾平原東方の木曾長良の二川が常に西方の伊尾川方面へ近接せんとし、幾條の分流を分派せしめて居るのは、一帯に三川の流域が伊尾川方面へ向つて著しく低下して居るからである。故に大樽川の川床は長良川の川床より八尺餘

も低かつた。それで激流は瀧の如く奔下して荒れ狂ふ。殊に洪水時に際しては、奔流は凄じい勢で流れ下り、沿岸の堤塘に激突して之を破壊し、附近の村落へ水害を及ぼすことが多大であつた。それで、是より先寛延四年には關係の村々が自普請で、大藪村の方面から九十八間、勝村の方面から四十六間の喰違堰を築出して、水勢の緩和を圖つたのであつた。けれどもそれだけでは尙ほ到底水害を根絶するに至らなかつたので、今度の御手傳工事を機として、前の喰違堰より下流百四十八間の地點に、更に長さ九十八間の洗堰を造らせたのである。

然し第二期水行工事着手の際には、此の大樽川普請は、或は締切堤にするか、或は洗堰にするか、それは油島新田締切堤の工事に應じ、水行の狀勢を考慮して、評議の上決定する筈で、未だ何れとも決して居なかつたが、十月に至り一色周防守より、現地幕吏等に對し、「工事着手、大概仕立てた上にて、水行次第評議決定して申遣すやう」命じて來た。同月青木郡代、倉橋御勘定組頭、吉田代官から、三之手高木内膳に送つた書翰に、

村繼を以て御切紙拜見致し候。彌御堅固珍重に存じ奉り候。然れば油島・大樽川、先頃各様私共御連名にて、一色周防守より申聞け候は「御普請取懸り大概仕立て候上、水行次第爰許

締切か洗堰か

幕吏の書翰

評議相極め申遣すべき旨」申來り候に付、左膳殿貴様思召の趣御相談、左に仰聞けられ候由、承知致し候。

一、大樽川の儀油島御普請百間餘も仕立て候はば大概水行も相知らるべき儀に候間、いづれにも大樽川御普請御取掛り然るべき儀に思召し候。併し當時濁水の砌故得と水行相分り難き儀もこれ有るべきや、左候へば、當時決着致さず、御普請も延引、仕立方の儀極寒に至り候ては、抄取りの所いかに御座候。是非油島の方水行一向相分り難き義に候はゞ、御打寄一通り御評議なされ、江戸表へ申立て、いづれにも近々に仕立方御決着、御普請に取掛り候模様もこれ有るべく候。油島の方水筋の儀、拙者共見廻り、且四之手懸り御普請役存寄も大概相分り候や、今以て水筋一向相知れず候や、大樽川懸り並見廻御普請役、四之手懸り御普請役等の存寄書付、御一覽成され度候間、書付取進らせ候様に、先拙者共評議委細御聞、右書付を以て左膳殿へも得と御評議成さるべく候。大樽川の儀に付、度々左膳殿と貴様へ御申談これ有り候旨、御紙面承知致し候。

右は玄蕃殿・勝屋治兵衛へも申談じ、御普請役共より書付之を取り、近日進達致すべく候。左様御承知成さるべく候。以上。

十月

吉田久左衛門

三一 大樽川洗堰工事

三二五

倉橋 武右衛門

青木 次郎 九郎

(御手傳御普請御用四之手への書狀留)

高木 内膳 様

下埋着手
斯くて現地幕府役人等協議の上、一色周防守へ伺ひ出で、十一月半から先づ下埋に取掛る事になつた。同月十三日青木郡代、倉橋御勘定組頭、吉田代官から三之手掛御番衆、淺野左膳に送つた書翰の一節に、

一、大樽川御普請所、去る九日高木内膳、三木伊左衛門御同道成され、御見分、いつれにも評議御承知成され候所、先達て目論見候場所にて、先づ下埋取懸り然るべき旨、若し洗堰に仕立て候様様に相成候節は、川岸地面揚げ候はゞ、先頃積りこれ有り候三十間か四五十間も上へ上り候場所と同様水抱へ申すべき由、左候へば別て致し能き事に思召され候に付、近々差積りの場所にて下埋に取懸り候積り仰せ談せられ候由、之に依て假メ切の儀は早速取懸り候様、御普請役猪俣要右衛門、并御手傳方家來へも仰せ渡され候間、左様御心得申すべき旨、右の趣近々一色周防守へも仰遣さるべき儀、思召の旨承知仕候。

(御手傳御普請掛御目付方への書狀留)

障村の洗堰

所が其の後長良川沿岸村々より、「締切本堤にすれば長良川沿岸村々の堤塘へ

假締切

水當りが強くなり、洪水の際に堤防破壊の患を免れることが出来ないから、是非洗堰にせられんことを願出た。仍て締切堤とも洗堰とも未決定のまゝで、在來の喰違堰の場所は水底も深く工事も困難なので、それより百間餘下流の場所に於て、水深二間乃至三間の所に假締切を施し、枠を一通入れて下埋に着手した。是が亦容易ならざる難工事であつたことは、云ふ迄もないことであつた。

洗堰決定
一色周防守
の伺書

而して一方油島締切工事も追々進捗して、水行の状況を見極めることが出来るやうになつたから、一色周防守から現地の幕吏に對し、水勢吟味の上、大樽川普請、締切堤にするか、洗堰にするか、評議の上申すべき旨命じて來たので、石野大久保、淺野新見の御番衆四人、三高木水行奉行青木郡代、倉橋御勘定組頭、吉田代官、其他御普請役一同會合評議したが、締切本堤にしては、洪水の際維持むづかしく、且長良川沿岸村々堤防も危険にさらされる處れもあるので、愈々洗堰と評議決定し、寶曆五年正月七日附で、既設の下埋の場所(喰違堰より百間餘下方)に出水二合(尺四)まで堰留め得る洗堰を築造せられんことを申請した。それで一色周防守は右現地幕吏の意見を參酌して、大樽川洗堰普請施行の伺書を老中堀田相模守へ提出した。伺書左の通り。

三一 大樽川洗堰工事

三二七

大樽川普請

濃州・勢州・尾州三之手御普請所の内、大樽川御普請、洗堰に仕立て候儀申上げ候書付
濃州・勢州・尾州三之手御普請所の内、大樽川御普請、洗堰に御普請仕立て然るべき旨、多
分評議相決し候へども、村方より相願ひ候儀に付、相分ち難き事これ有り候間、濃州へ申遣
し、追て申上ぐべき旨、去る十二月晦日申上げ置き候處、此節右吟味相濟み、濃州より申來
り候に付左に申上げ候。

本堤か洗堰
か

一、大樽川御普請の儀、切本堤に仕り候か、又は洗堰に仕立て候か。兩様の内御普請取懸り、
水行次第相決し伺ひ奉るべき旨、去る八月十六日申上げ置き候處、切本堤に仕り候ては、
長良川通村々水當り強く相成り候に付、差障り候村々多く、洗堰に仕り度き旨、村々願出
で候に付、御番方并高木新兵衛、高木内膳、高木玄蕃、青木次郎九郎、倉橋武右衛門、吉
田久左衛門、其外御勘定御普請役一同評議仕り候處、切本堤に仕り候ては、大水の節持
泳へも覺束無く、其上長良川通村々堤へ水當りも強く、堤切所等も出來申すべきやに付、
洗堰の方に仕立て然るべき旨、何れも評議決着仕り候段申越し候に付、猶又得と相考へ候
處、大樽川百間餘の川幅に御座候處、切本堤に築立て候ては、大水の節持泳への程計り
難く御座候間、大水の節は切の上を水越え候様に、洗堰に仕り然るべく存じ奉り候。之
に依つて伺ひ奉り候。以上。

亥正月

一色周防守

(御手傳御普請御用留)

堀田老中の
指令
一色周防守
の指令書

大樽川普請

洗
堰

同月廿七日堀田相模守から「伺の通り、洗堰に仕立て申すべき旨」指令せられ
た。仍て翌廿八日一色周防守は前記堀田相模守への伺書及び指令を添へ、左の
通り現地幕吏に洗堰普請を命じた。

切紙を以て啓上致し候。然れば當月七日出の御報に、御申越の大樽川御普請仕立方の儀「有
來り喰違堰の所にて切候ては、右場所長良川落口故、水深にて保方覺束無く、其上喰違堰
を新規に切り、本堤に仕立候に付、御入用も多く懸り、且長良川通村々に相障り候に
付、喰違堰より百間餘川下、是迄下埋仕候元積の場所にて出水貳合(四)水抱の積りの洗堰
に御普請仕立て然るべき旨」委細御紙面の趣承知致し候。右に付御普請役差出候書付、並喰
違堰の所にて御普請入用積書、大垣領村々惣代の者差出し候書付寫遣され、落手一覽致し候。
之に依て、別紙の通り相模守へ相伺ひ候處、伺の通洗堰御普請仕立て申すべき旨、仰渡され
候間、見積り御場所にて洗堰に御仕立成さるべく候。則伺書寫一通進達致し候。右之段御意
を得べく、此の如くに御座候。以上。

正月廿八日

一色周防守

三一 大樽川洗堰工事

三二九

- 高木新兵衛殿
- 高木内膳殿
- 高木玄蕃殿
- 青木次郎九郎殿
- 倉橋武右衛門殿
- 吉田久左衛門殿

(御手傳御普請御用留)

洗堰の構造

洗堰の構造と設計變更 此の洗堰は最初の設計書に據れば、長さ九十八間、幅五間で、川上に面した方に幅三間の水請をつけ、川下に向つた方に幅五間の水敲きを五段作り、全體の堰の幅三十三間、其の全面を石の上葺蛇籠で掩ひ、出水四尺迄は之を堰留め、四尺以上に増せば、水は其の石堰を乗り越越して流れるが、石堰に遮られて水勢が著しく緩慢となるやうにするのが、此の洗堰の目的であつた。

此の洗堰の下埋は寶曆四年の十二月中に出来上つた。翌五年春に至り、度々雨天があつて出水し、又雪解水も出たのであつたが、水流は杵の上を總越しに乗り越して流れ、數日水中に没して居ても下埋は少しも損じなかつた。それで最初の設計程になくても、充分維持し得る見込みが立つたので、御普請役協議の

設計變更何書

上、幅五間の水敲き五段二十五間となつて居たのを十五間に減じ、全體の幅三十三間を二十三間に減ずることに設計變更の案を立て、同年二月、見廻御普請役橋爪善兵衛場所詰御普請役猪俣要右衛門、同内藤源八郎連署の伺書を一色周防守へ提出した。

覺

大樽川御普請所の儀、舊冬杵一通り入れ下埋仰付けられ出来仕り候處、當春に至り度々雨天にて出水、其上雪解等これ有り、杵上物越仕り候處、破損も御座無く杵居附丈夫に罷成り候。舊冬迄は堰場置洲多く御座候處、當春出水にて悉く押堀り、當時水深貳間より三間餘迄の場所埋立候に付、地形丈夫に御座候。勿論一體砂地にて、右之通押堀候ても、水裏の所少々宛の淺瀬これ有り候間、籠敷並べ候上、少し宛は兎角減下り、上籠不並に罷成儀は御座有るべく候へども、曾て不丈夫の儀は御座有るまじく存じ奉り候。右の通元積りの節より格別水深を埋立て候儀に付、全體丈夫にて、其上前書に申上候通り、度々の出水にて物越數日水下に成り候へども、下埋少しも損じ申さず候に付、堰幅等元積り程これ無く候ても、持味へ丈夫に御座有るべくと存じ奉り候。之に依て右仕立方の儀は杵二通り、中一間通り、石埋共洗堰幅五間の所、杵上水面迄平均籠四重、上葺四重に仕り、水敲幅十五間程上葺籠平均三重、都合

仕立方模様

三段に仕り、川表へ幅三間椽を付け、堰幅二十三間に仕立て、水落口の處、長杭又は枝附雜木の類を以て水請仕り、水中蒔石の積仕り、元積りの敷十間縮め、模様替仰せ付けられ、然るべき義に存じ奉り候。將又前圍笈牛元積貳側立の内、舊冬一側相仕立て、水請見候處、前圍丈夫に御座候間、是又残り一側の方、御指止仰付けられ然るべく存じ奉り候。

右の通り仰付けられ候ても、出水請相怵へ候上は、堰幅元積りの通仕立申さず候ても、不丈夫の儀は御座無く候。尤上ふき籠重出來の上、増減御座有るべく候。如何仰付けらるべくや、伺ひ奉り候。以上。

亥 二 月

見廻御普請役 橋爪善兵衛

場所詰 同 猪俣要右衛門

同 内藤源八郎

(御普請役堤方役人より出候書物類一件)

右設計變更に伴ひ、最初の工費豫算金三千九百四十六兩より約一千兩餘増して、金四千九百八十八兩餘を要するに至つた。是は堰幅が十間も減じたに係らず、春の出水により堰場が深く掘れ込んで深度を増し、水中埋籠を多分に増加するに至つた爲めである。設計變更に伴ふ御入用大概書付左の通りである。

御入用大概書付

覺

一金三千九百四十六兩餘

大樽川洗堰元積御入用

内八百八十五兩餘

諸色代御入用

百九兩二分餘

運送御手傳

二千九百五十一兩二分

人足賃御手傳

一金四千九百八十八兩餘

大樽川洗堰模様替御入用

内九百六十七兩三分餘

諸色代御入用

百三十二兩一分餘

運送御手傳

三千八百八十八兩餘

人足賃御手傳

是は元積仕立方、長百間の處、洗堰幅五間水敲五間宛五段に仕、川表三間椽を付、都合堰幅三十三間に仕、地形枠二通入れ、枠間一間通石埋、其外残らず蛇籠にて埋立て水落の處横五間、蒔石、小杭打ち、前圍笈牛二所立て候積りに御座候處、舊冬枠一通入れ、下埋仰付けられ、當春度々出水請相怵の處、下埋丈夫に持怵へ候に付、水敲の内幅十間縮め、残り十五間を二段に仕り、勿論川床堀込候に付、残らず籠埋にも及び申さず候に付、籠と籠の間、幅一間宛四通り石埋仕り、水落の處淺場は蒔石に仕、水深の處は沈雜木を入れ、笈牛も元積二側

立の内、舊冬一側相立て水請見候處、前圍丈夫に御座候に付、右の通模様替仰付けられ候様、尤當春度々出水にて堰場悉く堀込み、水深に罷成り候に付、水中埋籠過半相増候に付、幅中間縮め候ても模様替御入用の積り、書面の通りに御座候。

右は大樽川洗堰御普請、當春度々出水にて、下埋上惣越に罷成り、川床悉く堀込み申し候に付、仕立方前書の通り、模様替御入用大積り書面の通に御座候。尤も御普請出來の上増減御座有るべく候。以上。

亥 三 月

見廻普請役 橋爪善兵衛

場所詰 同 猪俣要右衛門

同 内藤源八郎

(御普請役堤方役人より出候書物類一件)

洗堰竣工

斯くて薩摩藩士等が前年十一月以來約半年に亘る涙ぐましい苦心と努力の結果三月二十八日に至り、此の洗堰普請は見事に完成した。翌二十九日三之手場所詰普請役から差出した届書に、大樽川御普請、昨廿八日迄に皆出來仕候間、三之手御普請皆出來にて御座候。仍て御届申上げ候。以上。

洗堰の構造と材料

亥三月廿九日

三之手見廻場所詰 御普請諸役

大樽川洗堰の構造と材料 三

之手御手傳御普請勘定帳より、大樽川洗堰の構造及び之に要した材料代金を摘記すれば、次の通りである。

大樽川通洗堰 (三之手水行普請の内)

大樽川通 大樽川地内より 勝村地内まで

一、洗堰 長九十八間 横二十

三間 水請共

下埋 長九十九間

横五間 水請三間 川下水叩十五間

一、梓六十六組 内法 高四尺三寸 方一丈一尺

一、蒔石七百七坪二合

地形柵間、水叩之内 地形下埋間、水落之間



第二十圖 大樽川洗堰真景

一、笈牛三十五組
 一、蛇籠一萬九百三十本
 一、龜朶羽口(洗堰 左右)延長百壹間半五十一間半 五十間二箇所
 之に要した材料及び其の代金は次の通りである。

- 土三十坪
 石四千三百三十坪
 雜木(梓柱)二百六十四本 長六尺 末口九寸
 同木(貫木)五百二十八本 長一丈四尺 末口五寸
 同木(根太木)百三十二本 長一丈四尺 末口四寸
 同木(敷木)千五十六本 長一丈三尺 末口三寸
 同木(立成木)四千四百八十六本 長六尺 末口二寸
 同木二百四十五本 長二間半 末口四寸
 同木三十本 長二間半 末口三寸
 同木四百二十本 長八尺 末口二寸五分
 藤八百二十五房 二十尋曲

- 唐竹一萬六千六百十六本 目通五六寸
 同竹十七萬六千九百二十七本 目通四五寸
 松朶朶七百束 四尺打違五尺
 葉唐竹三千二百本 目通二三寸廻
 大工二百六十四人 一人に付永四十五文
 計金七百二十六兩一分 永八文一分 材料代
 大工賃

(笠松郡代文書)

薩摩堰

此の金七百二十六兩は幕府側の負擔した入費で、總工費約金五千兩の一割四分五厘に過ぎないのであつた。是即ち所謂薩摩堰で、昭和九年三月岐阜縣より史蹟として指定せられた。

此の洗堰竣成後半年と経たぬ寶曆五年五月廿八九日頃の出水に、洗堰西岸に於て大藪村外畑長九十間、幅五十間程缺壞流失して、新河道を生じ、洗堰は其の用を成さぬやうになつた。そこで笠松郡代青木次郎九郎より、一色周防守へ伺の上、寶曆七年新に薩摩堰より上流百十間餘の地點に、長七十八間の猿尾を築き、之に接続して長百八間、馬踏七間二尺、法十一間二尺の洗堰を築造した。

是明治三十二年十二月大樽川締切堤完成の際迄制水の用をなした洗堰である。(第二十圖参照)

三三二、一、三、四之手普請の竣功と出来栄検分

平田總奉行の最後の報告書

一、三、四之手普請の竣功 寶曆四年九月二十四日四箇工區一齊に第二期水行普請に着手してより、二之手は最も早く同年十二月十八日に竣功し、次で一之手、三之手、四之手は何れも翌五年三月二十七日、二十八日に竣功するに至つた。一、三、四之手御勘定帳に據り、竣功した三工區の水行並に堰樋工事箇所を示せば左の通りである。

一之手水行御普請 (濃州桑原輪中より尾州神明津輪中迄)

國名	郡名	村名	川又は地名	工事種類	延長
美濃	中島	駒塚村	逆川	洗堰締切	一〇間
"	"	加賀野井村	同	水刳杭出	一四〇
"	"	同	同	蒔石	二〇五

一之手水行普請

工事箇所

一、三、四之手普請の竣功

"	"	石田村	木曾川通	籠猿尾	一五〇間
"	"	同	同	同	二〇〇
"	"	八神村	同	同	一〇〇
"	"	三十町野村前	佐屋川入口	附洲浚	九四六
"	"	拾町野村	同	籠猿尾	三五
"	"	同村前	同	水請杭出	一〇八・五
"	"	小藪村	木曾川落合	猿尾	一〇〇
"	"	同	木曾川通	水刳杭出	一五
"	"	桑原輪中	字・宮下	締切堤	二七
"	"	堀津村	同	悪水堀	六一五
"	"	同	同	投渡橋二	各三
"	"	同	同	小堤上置	一七
"	"	大須村	蒲池坎先	締切堤	七
"	"	同	古堀落口	悪水堀	八七〇・五
"	"	同	同	古堀浚	二一
"	"	同	長良川	同	同

三三二、一、三、四之手普請の竣功と出来栄検分

三三九

三之手水行御普請

(澁州墨俣輪中より
同國本阿彌輪中迄)

國名	郡名	村名	川又は地名	工事種類	延長
美濃	安八	大藪村地内上 勝村地内迄	大樽川通	洗堰	九八間
"	"	勝村地内	長良川通	片上梓	九
"	海西	者結村	同	腹上付置	三三〇二
"	安八	牧村	中須川入口	洲浚	八〇
"	"	難波野村	伊尾川	猿尾	五〇
"	"	難波野村	同	猿尾繼足	三〇
"	"	下難波村	中村川入口	洲浚	一二四
"	"	牧村	伊尾川通	並藪杭出	二一五
"	"	難波野村	同 鯰ヶ口	洲浚	一九〇
"	"	福束村	伊尾川通 (伊尾川通 牧、馬瀬惡水落)	水刳杭出	二〇
"	同	同	同	洲浚	一三五
"	同	同	同	猿尾	三〇

三二 一、三、四之手普請の竣功と出来榮檢分

三四一

本 篤

美濃	中島	大須村	蒲池	古堀	一〇〇間
"	"	同	同	新堀	七四九・五
"	"	同	同	引堤	五三二
"	"	同	同	投渡橋二	二三
"	"	同	同	小堤上置	六
"	"	同	同	北野	二九
"	"	同	同	古堀	七
"	"	小藪村	野市場渡道	惡水落	六二二・五
"	"	同	及作場渡道	投渡橋二	六
"	"	同	新七前	小堤上置	一五
"	"	同	古堀	縮切堤	二三
"	"	同	作場道	惡水堀	三三五・五
"	"	同	同	投渡橋二	六
"	"	同	同	田畑堀上	六四町四反一畝 一四歩五

三四〇

美濃	石津	德田新田	津屋川通	築流堤	三五〇間
"	多藝	飯木村	同	出張切廣	二〇
"	"	鷺巢村	同	堤上	六九五
"	"	津屋村	同	堤上	六九五
"	"	志津新田	同	堤上	〇〇三三
"	"	同	志津谷先	出洲切廣	七七七
"	"	同	津屋川通	堤上	一五五
"	石津	德田新田	同	堤上	三五七
"	"	德田村	同	堤上	六六六
"	多藝	釜之段新田	德田谷先	洲	六七六
"	"	駒野新田	庭田谷先	同	三三
"	石津	駒野根村	谷砂石留締切	洲	一九〇
"	"	山崎村	山崎谷	洲	九七
"	"	上野河村	安江谷	砂利除堤	二一〇
"	"	同	伊尾川通	砂利除	八四
"	"	西小島村	伊尾川通	堤上	二三五
"	"	同	伊尾川通	堤上	三四
"	"	同	伊尾川通	堤上	二〇二

三之手以樋

三之手以樋御普請

"	"	東小島村	中堤敷之内より	堤上	二二五〇
"	"	萱野村	中堤馬目境迄	堤上	七五四
"	"	馬目村	中堤札野村境迄	堤上	七五四
"	"	札野村	中堤立野村境迄	堤上	五五二
"	"	立野村	中堤石龜村境迄	堤上	九六二
"	"	帆引新田	内除小堤	堤上	一六七
"	"	同	内除小堤	堤上	二七〇
"	"	同	内除小堤	堤上	二七〇
"	"	同	内除小堤	堤上	七七八

國名 郡名 村名

川又は地名

工事種類

延長

美濃 石津 萬壽新田 一、二、四、六、八番五ヶ所

" " 同 三、七番二ヶ所

" " 七右衛門新田 五、九、十一、十二、十三番

"	"	七右衛門新田	古以伏替	堤上	一六
"	"	帆引新田	伏替	堤上	一六
"	"	同	伏替	堤上	一六
"	"	小坪新田	伏替	堤上	一六

四之手水行

四之手水行御普請

(勢州金廻輪中より同海落濱地蔵邊迄)

三二一、三、四之手普請の竣功と出来榮檢分

本	國名	郡名	村名	川又は地名	工事種類	延長
"	伊勢	桑名	油島新田	伊木尾會川	川分堤	五五〇間
"	"	"	同	同	古猿尾上築置	七七〇
"	"	"	松之木村	同	川分堤	二〇〇
"	"	"	油島新田	木曾川通	猿尾	五〇
"	"	"	同	同	同	二五
"	"	"	下立田村	同	洲	九五四
"	"	"	外四ヶ村	福原川	同	三五七
"	"	"	桑名川口	桑名川	同	五七
"	"	"	上坂手村	同	猿尾	一二
"	"	"	下坂手村	同	洲	二一八
"	"	"	同	同	同	一五
"	"	"	千倉村	同	猿尾	三〇
"	"	"	大島村	同	同	三〇
"	"	"	今島村	同	同	三〇
"	"	"	同	同	同	二〇

四之手以種普請

四之手以種普請 (江内村立會 金廻村立會)

"	"	"	深谷部村	同	洲	二九七・五
"	"	"	大山田澤	同	築流堤	一五
"	"	"	桑名城東	同	杭出	三四〇
"	"	"	桑名獵師町	同	同	三〇
"	"	"	赤須賀新田	同	同	四〇
"	"	"	同	同	同	八〇
"	"	"	十萬山	同	堀割	七六四

伊勢	桑名	江内村	伊尾川通	以種修復	四間
"	"	同	同	同	四

茲に於て幕府側、御手傳側の雙方役人立會の上清檢分をすることになり、御手傳方からは總奉行平田靱負、副奉行伊集院十藏以下諸役人立會ひ、一之手は三月廿八、廿九の兩日、三之手は同月廿四日より、四之手は同月廿九日より、四月六日まで、第一期定式急破御普請所並に第二期水行御普請所とも全部内檢分が済み、幕府役人より「御手傳方段々出精にて御普請丈夫に出來し大慶に存する旨」挨拶

三二一、三、四之手普請の竣功と出來築檢分

山澤の届書

抄があり、追々江戸より役人下向、出来榮檢分ある旨言渡された。尙ほ當時水行御普請所の内手戻りがあつて、洲浚の完成しない所が數箇所あつた。薩州藩山澤小左衛門より差出した届書に、

水行御普請所の内、洲浚の御場所數ヶ所御座候處、段々出来仕、内見迄も相濟み申候。相殘り候箇所難場にて手戻り仕り、別紙の御場所未だ出来仕らず候。右箇所は潮入等の所にて抄取り申さず、其上纜の出水にても浚へ候跡へ直に洲押埋め、追々手戻り仕り候へども、隨分出精仕候に付、天氣次第近日中皆出来仕るべく候。且又前條申上げ候先達て出来仕り、御内見受申し候洲浚箇所の内にも、出水にて洲押埋め申候處は、跡浚方、出来榮御見分次第御勘辨を以て、浚方仰付けられ下され度願ひ奉り候。云々。

洲浚未完成箇所

覺

- 一、桑名川口洲浚
- 右戌十月二十七日御取掛り、未だ出来仕らず候
- 一、下立田洲浚
- 右戌十一月十八日御取掛り、未だ出来仕らず候
- 一、下坂手洲浚

平田の報告書

越えて四月十一日平田總奉行が嶋津・鎌田兩家老に送つた報告書左の通り。

- 一、三十町野村洲浚
- 右九分程出来の處、先頃の出水にて洲押埋、又々當月十六日より跡浚方仰付けられ候
- 一、船頭平洲浚
- 右兩日中出来仕候積りに御座候。以上。

(川通御普請御用御手傳より出し候書付)

- 三月十九日
- 越えて四月十一日平田總奉行が嶋津・鎌田兩家老に送つた報告書左の通り。
- 一之手竝に三、四之手御普請所、先比より天氣相續き、存の外抄取り、一之手御場所、先月廿七日限に御成就これ有り候に付、御受持の御役人様方御立合、翌廿八日より廿九日兩日に御内見相濟み候。拙者竝に伊集院十藏其外役々にも御場所へ相勤め候處、御手傳方段々出精にて御普請丈夫に出来致し大慶に御思召され候段、承知致し候。三之手大樽川ノ切御普請竝に其の外の御場所先月廿八日限御成就これ有り候。三之手の儀は定式急破御普請所共に別て手廣き御場所に候故、先月廿四日より御内見御取懸りにて、毎日御役々代る御場所へ相勤め候。三日中には御内見相濟むべくと存じ候。四之手油島御普請竝に其外の箇所々々も先月廿七日迄に御成就これ有り、先月廿九日より御内見御取懸り、去六日迄相濟み候。拙者竝十藏其

外役々にも差越し相勉め候。油島・松之木村の儀は別々の難場にて滞無く御早行の程心元無く思召され候處、存の外御普請抄取り、早々御成就にて大慶に思召され候段御頭様より承知致し候。先以て三手とも滞無く、惣て御成就これ有り、頂上の儀に存じ候。

一、壹之手並に三、四之手御普請所出來榮御見分として、御目付牧野織部様、御勘定吟味役細井九助様仰渡され、今月七日江戸御出立成さるゝ筈に、此間申越され候。左候へば来る十五、六日比爰元へ御着これ有るべくと相考へ候。御徒目付以下は未だ相知れざる由申來り候。御普請所別て手廣の事に候へば、御清見數日御掛り成さるゝ筈の事に候。左候へば爰元御引拂五月中旬後にもこれ有るべくやと相考へ候。

一、右の通御普請惣て御成就に付ては、御馬廻新番、御徒行の内、出來榮御見分御場所へ相勉め候人數見合せ置き、其外用これ無き人數は相調べ、追々差立て候様致すべく候。右申越し候。

(寶曆五年)四月十一日

平田 靱、負

嶋津主殿殿

鎌田典膳殿

(島津公爵家記録)

出來榮檢分

出來榮檢分 是より先三月二十七日、江戸幕府に於ては、目付牧野織部成賢勘

檢分役

定吟味役細井九助政昌等に一之手、三之手、四之手御普請出來榮檢分役を命じた。
(柳營日次記) 寶曆日録 牧野、細井等の一行は四月六日江戸を出發して、同十五日濃州笠松に來着した。檢分役人は左の通りである。

御目付	牧野 織部	吟味役	細井 九助
支配勘定	都築五郎右衛門	御徒目付	松村 十左衛門
御徒目付	神谷 庄右衛門	御普請役	保田 太左衛門
御普請役	山口 助十郎	御小人目付	渡邊 幸藏
御小人目付	池田 善藏	同	繩 又四郎
同	山崎 傳之丞	(笠松郡代記録)	

檢分役の歎賞

翌十六日より一之手普請所受持役人立會ひ、出來榮檢分に着手、二十一日滞り無く一之手檢分済み、尋で二十四日より三之手普請所檢分に着手、五月十日に全部滞り無く済んだ。此の間牧野、細井兩檢分役は、工事の結構壯大に驚いて、時々「御手傳御普請結構に出來致して御座る」と歎賞の聲を放った。尋で五月十三日より四之手普請所の檢分に着手、同廿二日は又滞り無く檢分済み、是で全部の檢分が了つた。此の間兩檢分使は「いづれも御出精故御普請丈夫に出來致し、

御檢分も滞り無く相済み、一段の儀に存する旨「鄭重に挨拶した。當初幕府の有司は意地悪く色々壓迫を加へたにも拘らず、薩摩藩士の熱誠と努力とによりさしもの難工事を物の見事に竣功させ、首尾よく檢分も済んだので」「御檢分迄首尾克く相済み御互に大慶に存する旨」挨拶するに至つたのは最も痛快である。「至誠神に通ず。」當時平田總奉行から國許家老に送つた書状を見ると、此の間の雙方の態度は眼の前に見えるやうである。五月廿四日附平田鞆負の國家老への報告書に云ふ。

平田鞆負の最後の報告書

一之手檢分

御目付牧野織部様、御勘定吟味役細井九助様其外別紙御付々、先月十五日御着、翌十六日より一之手御普請所御受持の御役人様方御立合、出來榮御見分これ有り、同廿一日迄に滞無く相済み、同二十五日石田出張へ石野三次郎様、高木新兵衛様、御場所惣見分青木次郎九郎様、倉橋武右衛門様、吉田久左衛門様、其外御付々御出で、差圖之上、早速木屋引拂相済み、即日右出張詰人數差立て、首尾係りこれ有る面々は本木屋へ引取らせ候。左候て三次郎様御付々、翌廿四日爰元御出立成され、新兵衛様にも其以後御在所へ御引取にて候。

三之手檢分

一、三之手御普請所、同廿四日より御見分御取懸りにて、去十日迄に相済み、翌十一日東木屋御會所へ淺野左膳様、高木内膳様、並御見廻御三人、其外御付々御出で、三之手御場所

勤人數引取仰渡され候に付、翌十二日小奉行、御步行、段々差立て候。東御木屋矢來勝示杭等取除け候儀は、四之手迄御見分相済み、金廻出張所所拂仰渡され候節、一所彼方御懸りの御目代様方より取除仰渡すべき由承知致し、左候て左膳様並御付々、同十三日爰元御出立成され、内膳様にも其以後御在所へ御引取にて候。且又三之手の内、大藪出張御普請所は先達て御見分相済み候に付、人數引取り候様仕度き旨、去る五日、左膳様へ相伺ひ候處、翌六日木屋引拂仰渡され、人數の儀は本御木屋へ引取り居り候様仰渡され候旨、御目付並早速差立て難き面々迄、本御木屋へ引取らせ候て、其外的人數は翌七日差立て、三之手御見分都て相済み、去る十一日人數引取仰渡され候上、右大藪より本御木屋へ引取居り候面々も、前條申越し候、十二日の同立に差下し候。尤三之手の儀は係りの小奉行、御步行多人數にて、此内より手明きに相成り候面々は御沙汰存しに差下し候ても、差障これ無く、追々差立て遣したる事に候。此段は御存じの爲申越し候。

四之手檢分

一、三之手御見分相済み、織部様、九助様には桑名町へ御引移り、去る十三日より又々四之手御普請所御見分これ有り、去る廿二日迄に都て御滞無く相済み、昨廿三日金廻出張へ新見又四郎様、高木玄蕃様、並御見廻御三人、其外御付々御出で、御差圖の上、早速木屋引拂相済み、詰人足即日差立て候。尤本御木屋矢來勝示杭の儀も引拂ひ、御手傳方人數江戸

三二一、三、四之手普請の竣功と出來榮檢分

御國元へ引取り候儀勝手次第致すべき旨仰渡され候に付、矢來等引拂ひ候て、其段又四郎様へ御届申上げさせ候。且又本御木屋竝金廻出張家作地面とも、地主へ相返し候段、次郎九郎様へ御届申上げさせ候。

一、織部様、九助様より一之手、三之手御場所御見分相濟み候節、時々「御普請結構に出來致し候段」御挨拶承知致し、四之手迄御仕廻に付ては、猶又「いづれも出精故御普請丈夫に出來致し、御見分も御滞無く相濟み、一段の儀に思召され候段」御丁寧に御挨拶これ有り候。尤も御受持の御役人様方よりも、「御見分迄首尾克く相濟み御互に大慶に思召され候段」御銘々より承知致し候。尤も御見分所へは拙者、十藏、替る／＼相勤め、其外御役々にも同所罷出させ候事に候。

一、織部様、九助様御事、富士淺間へ御見分所これ有り候に付、此節御下り序に御見分成立候様、御奉書御到來に付、仰談せらるゝ儀これ有り、桑名へ御兩所御付々、廿三日は御滞在成さる筈に候處、又四郎様には今日爰元御出立成され、尤も御付々にも一所に出立致され候。武右衛門様、久左衛門様には御出で日限相知れず候へども、是又近日御發足にて候はんと存じ候。玄蕃様にも近日中御在所へ御引取り、次郎九郎様にも笠松御役所へ御引取りの筈に候。

幕吏の引揚

幕吏の款賞

御手傳方引

一、御手傳方人數、江戸御國元へ引取り候儀、勝手次第致すべき旨仰渡され、先日御徒目付よりも木屋引拂仰渡され候へば、旅宿同前に候故、御手傳方は三日滞在にて出立これ有り候ても苦しからざる段承り候。拙者を初め、江戸へ差越し候面々、早速爰元出立致すべき事に候へども、受負金都て相渡さざるもこれ有り、追々申受けに差越し、其外惣引取りに付ては、元々方も相調はず候に付、折角差急ぎ、明廿五日十藏出立これ有り、拙者には廿六日罷立つ筈に候。尤も御役々にも、右兩日に立申渡し、委細別紙に申越通じ候。且又其元へ差下し候面々も、今日も段々差立て、明後廿六日迄に残らず差立遣す筈に候。

右の通御普請所首尾能く御成就にて、出來榮御見分迄も御滞無く相濟み、御手傳方御引取仰渡され、先以て頂上の儀に存じ奉り候。江戸へも右の趣早々飛脚を以て申上げ候。此段急飛脚を以て申越し候。以上。

(寶曆五年)五月廿四日

平田 靱負

嶋津 主殿 殿

鎌田 典膳 殿

(嶋津公爵家記録)

前年二月以來一年有半、薩摩隼人一千餘名が、渾然同心一體となつて、夜を日に繼いで血のにじむやうな勦勢を續け、巨萬の藩帑と八十餘名の犠牲を拂つて、奮

三二 一、三、四之手普請の竣功と出來榮檢分

三五五

自刃の前日
遺書

闘努力した甲斐あつて、當初幕府有司から其の成否を疑はれて居た難工事も見事完成し、出来榮檢分も滞り無く済んで、立派に大責任を果すことを得た平田總奉行以下藩士の喜悅は如何ばかりであつたらう。然も自らの功に誇らず、御普請所首尾能く御成就にて出来榮御見分迄も御滞無く相済み、御手傳方御引取仰渡され、先以て頂上の儀に存じ奉り候。」と報告書の文を結んだ平田總奉行の立派な態度には、誰しも満幅の敬意を傾けざるを得ないであらう。然も此の書を草したのは其の自刃の前日であつて、當時平田靱負の胸中既にすべての責任を負うて自決するの意志を固めて居たやうであるが、一切を秘して従容として遺書とも謂ふべき此の書翰を認めた悲壯なる彼が心底を察すれば、一種凄愴の感を覚えるのである。

三三、平田總奉行の最期

平田靱負の人物

平田靱負の人物 御手傳普請の總支配に當つた總奉行平田靱負正輔は、正に元祿の赤穂義士の壯舉に於ける大石内藏助良雄の格である。現存の片々たる記録に依て考察するに、彼は温厚篤實にして、而も堅忍不拔の意志の人であつた

責任を痛感す

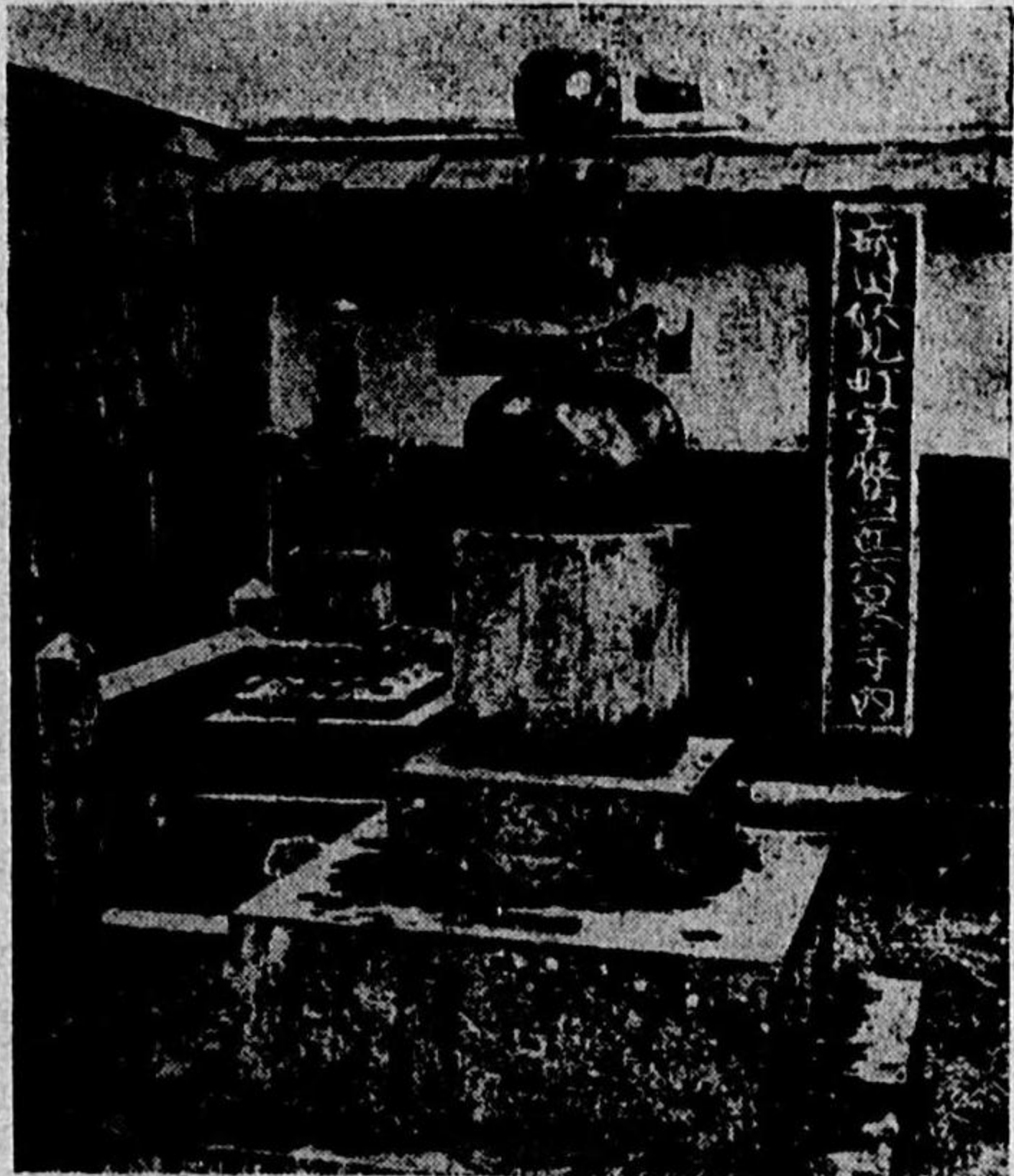
と思はれる。彼が幾度か國許家老へ送つた書翰には、克く此の心情が流露して居る。以下工事竣功後に於ける彼の態度に就て少しく記述しよう。 借出来榮檢分も滞り無く済んで、工事の引渡が了ると、薩摩藩士は夫々行李を收めて、或は故郷の鹿兒島へ、或は江戸表へ發足することゝなつたが、獨り平田靱負は一年有半に亘る董役をひと先づ終つたものゝ、然し此の間に、五十三名の自殺者(薩州藩士は五十一名)を生じ、三十三名の病死者を出したことや、或は工事が屢々蹉跌して、爲めに工費を倍徙せしめたことなど、それからそれへと想を回らして、今更總奉行たる責任の重大なるを痛感し、潔く割腹して罪を重年侯に謝すべく決心したのであつた。

悲壯なる最期

悲壯なる最期 茲に於て、平田靱負は、前章に掲げた通り、五月二十四日鹿兒島に在る國家老へ宛て、前々日を以て工事は總べて滞り無く終つて、幕府の有司へ引渡済みとなつた趣の書面を認め、之を薩摩守へ報ずると共に、其の翌二十五日曉天、任地大牧村(現養老郡池邊村大字大卷)の役館に於て、東天に出初めた日の出を伏し拜み、西方に向つて主家の隆昌を心から祈念しつゝ、總べての責任を一身に負ひ、悲壯なる最期を遂げたのであつた。享年五十二。彼が辞世として傳へらるゝ歌に、

住みなれし里も今更名残りにて立ちぞわづらふ美濃の大牧
彼が胸中、思ひ遣るだに悲愴である。

當時工事地は引拂ひの間際であつたので、居残れる主なる人々が協議し、遺骸は同日川船にて勢州桑名へ積下し、即夜山城國伏見町大黒寺に輿送せられ、二十七日同寺に埋葬された。(重年公年譜 大黒寺過去帳)



第二十一圖 平田靱負正輔墓碑
京都市伏見町大黒寺境内

伏見には薩摩の假屋敷があり、大黒寺は同藩菩提所たるの故を以て、同寺に埋葬されたのである。墓銘には表に、
高元院殿節岑了操大居士
と刻せられ、右側に「寶曆五年五月二十五日、平田靱負正輔」と刻んであるが、節岑了操と渠の高節が戒

名に現されて居るのは嬉しい。尙ほ遺髪は鹿兒島妙谷寺の先壁に葬られた。副奉行の伊集院十藏久東等は其の翌二十六日美濃を發足して江戸に下り、六月六日江戸の薩邸に到着した。

是より先已に病床の人となつて居た薩摩守重年侯は伊集院等から工事の様や、平田靱負自刃の顛末を聴いて、哀痛の涙に咽はれた事であらう。六月八日を以て故靱負の菩提を弔ふ爲めに次の品々を伏見へ送り届けさせたが、是は現に大黒寺に保存されて居る。寄附狀に、

覺

- 一、高元院殿位牌 但厨子入總金塗 一 基
 - 一、供 行 但溜塗定紋付 三 枚
 - 一、木 椀 但黒塗定紋付四ツ椀 一 具
 - 一、二 之 椀 但右同斷蓋あり 一 具
 - 一、三 之 椀 但右同斷蓋あり 一 具
 - 一、坪 但右同斷蓋あり 一 具
 - 一、平 但右同斷蓋あり 一 具
- 三三三 平田總奉行の最期 三五九

本篇

三六〇

- 一、木 皿 但右同斷 五個
 - 一、縁高菓子次 但溜塗定紋付蓋あり 一個
 - 一、右の請臺 但右同斷 一個
- 右の九行箱一つに入付

- 一、花 瓶 但唐金定紋付高さ九寸五分 一個
- 一、香 爐 但右同斷、口指渡五寸 一個
- 一、茶 碗 但眞鍮定紋付、蓋竝臺あり高さ五寸五分 一對
- 一、燈 爐 但鐵の黒塗紗張、大さ六寸五分 一個
- 一、幕 但定紋付 一張
- 一、大丸提灯 但右同斷 二張
- 一、毛 氈 一枚
- 一、打 敷 但素綸子裏紺綾 一ツ

右品々御寺へ寄附致し置き候間、御格護成し置き下さるべく候。以上

六月八日

薩州 岩切 仁右衛門
鎌田七郎右衛門

大黒寺御房

堀八郎右衛門

(大黒寺文書)

とあつて、厚き葬ひが行はれたものであらう。

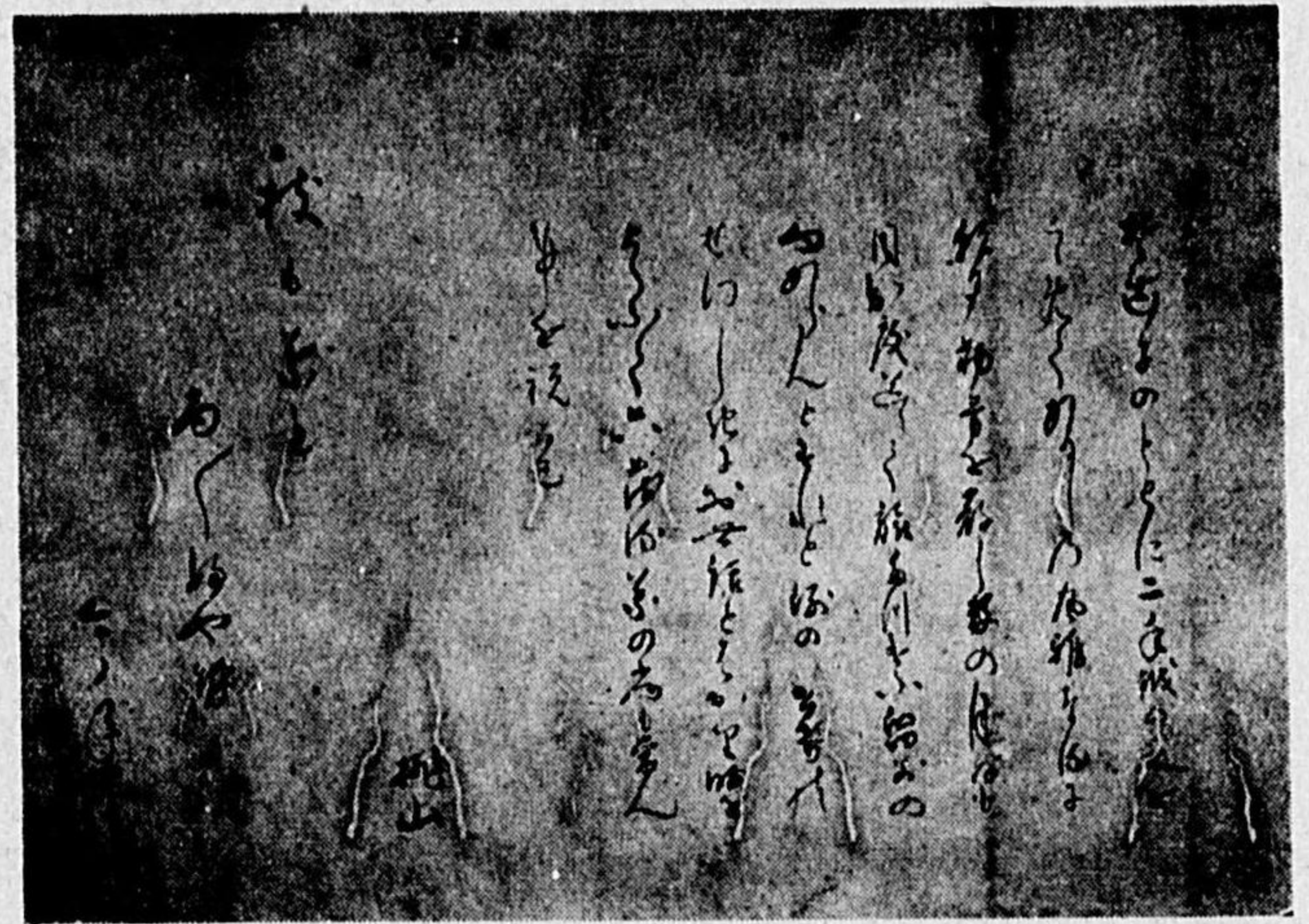
楚垂子(山崎八右衛門)のもとに二年越の足をとめて、あるじの風雅なるに、朝夕勤勞を散し、數の月日も目出度送りて、旅たつけふ、留別の句あらんとすれど、例の公務のせわしきに、お世話とばかり暇を乞ふて、只茂る葉の尙も榮えん事を祝ふのみ
枝も葉も尙々ふやせ今年竹 桃山

三四、巨額なる工事材料と工事費

恩恵を受けし村々

工事材料高 當時普請所四工區

三六一



第二十二圖 薩摩義士遺墨 (山崎八右衛門翁藏)

工事材料高

三四 巨額なる工事材料と工事費

の工事に使用した材料は次の如く巨額に上つたが、是に由て觀るも當年の工事が如何に大袈裟なものであつたかを知ると共に、其の勞力の如何に甚大であつたかを推知するに足るであらう。

木 材 十二萬七千四百三十三本 但長三間半以下
末口一尺四寸以下

是は各區の勘定仕上帳の通り買上に相成りたる分

御林木 五千八百十六本(官林) 但長六間五尺以下
目通五尺三寸以下

此立木根伐松三千二百三十六本

粗 朶 七百束

唐 竹 百七十二萬八千七百九本 但目通五六寸廻り

葉付竹 一萬四千三百三十五本 但目通四五寸廻り

石 材 四萬一千七百二十四坪一合 (通行本に四百萬とあるは誤)

砂利土 二十萬三千四百三坪九合 (通行本に百二十萬とあるは誤)

藤 一萬五百一房

空 俵 十六萬二千八百七十俵

繩 五萬五千四百四房

(島津公府家藏平田親負事續調査)

右の外、楨皮鐵類、松明、荷車、船駄、馬駄、牛、柚、職木、挽職、大工、石工、人夫等の數量も頗る巨額に上つて居るが、然も是等の數量は何れも仕上帳簿に據つたものであるから、工事の途中で流失した諸材料をも計上したならば、此の數量以上、頗る巨額に上つて居たことであらう。

薩州藩負擔の工費

工事費 而して薩州藩の是に投じた工事費の總額は、正確に之を知るを得ないが、既に「工事費調達の苦心」の章に記した通り、大阪邊の銀師から幾回にも分割して調達した銀が一萬三千三百七十八貫八百十五匁餘、之を金に換算して二十二萬二千九十八兩、外に藩債募集、獻納金、藩費節約、税金増徴等によりて拮出し得たる金額が、推定十五萬兩、總計四十萬兩に近い巨額に上り、之を當時の米價に換算すると、一兩四俵であるから、百六十萬俵となり、更に之を今日の米價一俵二十圓として見積れば、三千二百萬圓の大金となるのである。又之を當時の薩州藩島津氏の提封七十七萬石の一箇年の收納米現石七十七萬俵 (藩の祿高一石に付五公五斗なれど、年に豊凶あるにより平均四斗俵一俵の年貢を普通とす) に比すれば、二箇年の全收納米百五十四萬俵より超過する額である。薩州藩として到底負擔に堪へ得ない重荷であつたことが推察せられよう。

本篇

三六四

然らば右の如き鉅額の工費に對し、幕府の負擔した工費は幾何かと云へば、それは同年十一月薩州藩から幕府勘定所へ差出した御手傳御普請御勘定帳に明細に記されて居る。依て左に之を抜萃しよう。

濃州、勢川、尾州、御手傳御普請御勘定帳

壹之手 水行 御普請御入用

水行之分

一、御林木 千九百二十八本

此根伐千七百十本

一、金貳千三百八拾貳兩貳分、永百二十七文七分 御入用

定式急破之分

一、金拾五兩壹分、永二百二十四文六分 竹代御入用

御林木 千九百二十八本

都合

此根伐千七百十本

金貳千三百九十八兩、永百二文三分

貳之手 水行、定式急破、御入用

水行之分

一、金六百七十五兩一分、永二十七文二分^{一五} 御入用

定式急破之分

一、金貳百貳兩一分、永百二十二文四分 諸色代御入用

都合八百七十七兩二分、永百四十九文六分

三之手 水行、定式急破、御入用

水行之分

一、金九百六十六兩三分、永百八十文三分^{一七} 御入用

水行之内、以繩之分

一、御林木 千四十本六分一厘

此根伐 千四百八十三本

一、金五百貳十七兩二分、永百三十八文^{一四} 御入用

定式急破之分

一、金六百九十貳兩一分、永十三文六分^{一八} 諸色代御入用

御林木 千四十本六分一厘

三四 巨額なる工事材料と工事費

三六五

都合

此根伐千四百八十三本
金貳千八百八十六兩三分永八十三文九分

四之手水行、以、急破御入用

水行之分

一、金四千三十六兩一分永八十八文四分 諸色代、大工賃御入用

以、急破之分

一、御林木 四十一本八厘

此根伐四十八本

一、金九兩二分永三十八文四分 御入用

急破之分

二、金三百二十四兩三分永二十二文五分 御入用

御林木 四十一本八厘

都合

此根伐四十八本

金四千三百七十兩二分永百四十九文三分

一、御林木 尺角千八百一十一本六分九厘

四手合

丸木千九百二十八本

此根伐三千二百三十一本

金九千八百三十三兩永二百三十五文一分

外金六十二兩一分永二十四文 筆紙、小買物御入用

外運送並諸人足假メ切等は一式御手傳方より相勤め申候

右は濃州勢州尾州川々水行並以樋定式急破共に御普請御手傳仰付けられ、御入用御材木竹木諸色の儀は向々より之を請取り、請負人へ相渡し、御入用書面の通に御座候。此外諸運送諸人足の儀は松平薩摩守方より相勤め、御普請相濟み、御勘定仕上げ申し候。以上。

寶曆五年亥十一月

松平又三郎内

- | | |
|------|--------|
| 場所奉行 | 黒田次郎兵衛 |
| 同 | 大野鐵兵衛 |
| 目付 | 村田五右衛門 |
| 同 | 愛甲源右衛門 |
| 元メ役 | 山元藤兵衛 |

同	石川正右衛門
普請奉行	川上彦九郎
留守居	山澤小左衛門
同	佐久間源太夫
近習役	伊地知新太夫
用人	諏訪甚兵衛
同	堀堀右衛門
副奉行	伊集院十藏
總奉行 病死	平田親負

御勘定所

右は濃州勢州尾州川々水行並以樋定式、急破共御手傳御普請御材木諸色代御入用御勘定仕有之ニ付、爲後證奥書印形如此ニ候。以上。

御勘定奉行	一色周防守
美濃ニ罷在候	高木新兵衛
同	高木内膳

同	高木玄蕃
美濃御郡代	青木次郎九郎
御勘定組頭	室田金左衛門
同	倉橋武右衛門
御代官	吉田久左衛門
御勘定	長谷部安五郎
同	勝屋治兵衛
同	宮川小十郎
同	三木伊左衛門
同	菰田仁右衛門
支配勘定	栗林平五郎

(笠松郡代文書)

右の通り幕府から支出したのは、僅に金九千八百九十五兩二分、永九文一分に過ぎず、他は全額薩州藩の負擔であつたのである。

恩惠を受けた村々 而して此の工事の竣功に依り、是が恩惠を受けた村々は

三四 巨額なる工事材料と工事費

恩惠を受けた村数

濃勢尾三州に跨つて、三百二十九箇村の多きに及んで居た。其の領主及び村數は左の通りである。

濃州、勢州、尾州 川々水行并定式急破御手傳御普請被仰付候村々、領主地頭之儀申上候書付

覺

青木次郎九郎御代官所	美濃國七拾ヶ村
川崎平右衛門御代官所	美濃國三拾三ヶ村
同 人御預り所	同 國五ヶ村
戸田采女正御預り所	同 國六ヶ村
毛利源内御預り所	同 國貳ヶ村 <small>(以上藩府領)</small>
尾張殿領	美濃 六拾五ヶ村
石河伊賀守知行所	美濃國七ヶ村
松平中務大輔 <small>(高須藩)</small> 領分	同 國三十ヶ村
松平下總守 <small>(桑名藩)</small> 領分	伊勢國拾七ヶ村
戸田采女正 <small>(大垣藩)</small> 領分	美濃國八拾七ヶ村
表高家 土岐圖書知行所	同 國壹ヶ村

寄合 青木九十郎知行所	同 國貳ヶ村
同 林新五郎知行所	同 國壹ヶ村
御帳役 日根野一學知行所	同 國壹ヶ村
大番 名取鐵五郎知行所	同 國壹ヶ村
小普請 平岡警次郎知行所	同 國壹ヶ村
合 <small>美濃、伊勢、尾張</small> 國三百貳拾九ヶ村	
右者濃州・勢州・尾州川々水行并定式急破御普請相願、此度御手傳御普請仰付られ候村々領主地頭書面の通に御座候。以上。	

亥 四 月

青木次郎九郎
倉橋武右衛門
吉田久左衛門(笠松郡代文書)

治水工事竣成により、前記三百二十九箇村は爾後洪水の災を減じて、地方農民は多大の恩澤を被るに至つた。従つて竣功後の工事に對しては嚴重な保護を加へられることとなり、次の如き制札文が立てられた。

工事保護

覺

三四 巨額なる工事材料と工事費

御用の外此洗堰の上一切通り申すまじく候。勿論上り候儀も致すまじく候。并堰へ船掛置くまじき事。

寶曆五年亥五月

高木新兵衛
高木内膳
高木玄蕃
青木次郎九郎

此の制札は大樽川洗堰に立てたものであるが、同様の制札は二十七箇所の御普請所締切堤洗堰猿尾杭出立箱築流堤砂留等に立て、之に保護を加へたのであつた。

三五、工事竣成と薩摩守重年の卒去

工事竣成届

工事竣成届 木曾川流域の水行大工事は平田靱負以下の薩摩藩士等が身命を賭して事に當つたので、一年有三箇月を費して立派に竣功した。そこで島津侯からは六月朔日を以て幕府へ其の旨を届け出た。

成就に付御届

濃州・勢州・尾州川々御普請御手傳仰付け置かれ候場所、残らず成就仕り、先月二十二日迄に見分相済み、小屋引拂ひ、差出し置き候家來共、追々引取り候旨申越し候。此段御届申上候。以上。

六月朔日

薩摩守重年

(島津公爵家記録)

次で副奉行伊集院十藏久東等は、六月六日を以て江戸の薩州邸へ歸着した。是より先薩摩守は既に病床の人となつて居たが、伊集院等を引見して備に工事の様や、總奉行平田靱負自刃の顛末を聴取された。

六月十三日幕府は薩摩守重年に對し大工事助役の功を賞したが、薩摩守は當時病床に在つたので、松平河内守定多が名代として登營し、御白書院縁類に於て、老中列座の上時服五十を拜領した。

松平薩摩守

名代 松平河内守

時服五十

三五 工事竣成と薩摩守重年の卒去

三七三

褒賞

右は濃州・勢州・尾州川々御普請御手傳相勤め候に付、下さるの旨御老中御列座、(酒井)左衛門尉殿仰渡され候。

(柳營日記)

薩摩守重年の卒去

薩摩守重年の卒去 薩摩守重年の病は次第に重態に陥り、將軍家でも家臣を遣して一二度侯の病を訪はせたが、最後の慰問使阿部飛騨守正允が干鯨を携へて、重年侯を訪ねたのが六月十五日で、翌十六日侯は遂に物故されたのであつた。靱負の死と相距る僅に廿二三日で、享年僅に二十七歳であつた。將軍家に於ては、同月十九日を以て、井上河内守を薩州邸に派遣して香銀五十枚を下し、嗣子又三郎を弔慰した。八月二十一日福昌寺に歸葬し、圓徳院殿覺滿了義大居士と法諡した。七月廿七日又三郎(重豪)襲封して島津家二十五代の主となつた。歳甫て十一であつた。

重年侯は人と爲り亡兄宗信侯と等しく、謹直な性質で、常に侍講をして儒道と兵學とを講せしめた。甚しきは江戸參觀の途次船中に於ても之を聽講されたとの事で、また數島の道にも秀で居た。左の一首は侯の詠草である。

夕鳥鳴く音もさびし、山里の

垣根の葛の紅葉する頃

恭儉にして奢侈を惡まれたことは、島津家歴代の美德であつたが、侯の如きも一旦七十七萬石の國主となりながら、衣服は従前通り、極めて質素であつたと云ふ。斯くの如き人であるから、悲惨なる平田總奉行以下の自滅が如何に苦痛の種となつたかは想像に難くない。少くとも大工事に伴うた悲惨事が侯の病患を重からしめ、遂に其の死期を早めたことは、争はれぬ事實であらう。

三六、幕吏の歸府と論功行賞

幕吏の歸府

幕吏の歸府 濃勢尾川々普請所四箇工區の内、最も早く竣功したのは二之手で、是に關係した幕府有司の一人、目付小姓組大久保荒之助忠與並に同工區の出來榮檢分役目付山口民部勘定吟味役横山傳右衛門は二月十五日歸府の上、工事竣功して出來榮檢分終了の趣を報告に及んだが、幕府に於ては三月廿一日大久保荒之助に對し金十枚を與へ、其の他にも夫々金品を與へて其の勞を賞した。尋で三月、一三四之手の三工區も竣功し、是が出來榮檢分に赴いた目付牧野織部成賢、勘定吟味役細井九助政昌並に是が工事監督の任に當つた目付代小姓組石野三次郎範至、同淺野左膳氏從、同書院番新見又四郎正榮等は六月十三日江戸

三六 幕吏の歸府と論功行賞

三七五